

公的価格の費用の見える化に関する調査研究  
報告書

令和5年3月

株式会社シード・プランニング

## 目次

---

1. 調査概要.....	2
1-1. 背景と目的.....	2
1-2. 実施内容.....	2
2. 費用の見える化に資する既存の統計やデータ.....	4
2-1. 既存の統計やデータの活用.....	4
2-2. 経済・経営実態調査.....	5
2-2-1. 医療経済実態調査.....	5
2-2-2. 介護事業経営実態調査.....	7
2-2-3. 障害福祉サービス等経営実態調査.....	13
2-2-4. 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査.....	16
2-3. 決算書等.....	22
2-3-1. 医療法人事業報告書等.....	22
2-3-2. 社会福祉法人の計算書類等.....	23
2-3-3. 障害福祉サービス等情報公表制度.....	24
2-3-4. 学校法人の事業報告書等.....	25
3. 費用の見える化を継続的の行うための方策.....	26
3-1. 既存調査の試行的分析.....	26
3-2. 試行的分析の結果.....	27
3-2-1. 医療経済実態調査.....	28
3-2-2. 介護事業経営実態調査.....	50
3-2-3. 障害福祉サービス等経営実態調査(障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査).....	81
3-2-4. 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査.....	95
3-2-5. 社会福祉法人の計算書類等.....	103
3-3. 今後の費用の継続的な見える化について.....	108
3-3-1. 公的価格評価検討委員会での議論.....	108
3-3-2. 今後の課題や留意点.....	110
付録 施設・事業所へのアンケート及びヒアリングの結果について.....	112

## 1. 調査概要

---

### 1-1. 背景と目的

岸田政権における「新たな資本主義」の実現に向けた分配戦略の1つとして、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く人たちの待遇改善を行うことが掲げられており、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」<sup>1</sup>に基づき、看護職員、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭を対象として収入を引き上げるための措置が実施されている。

このような状況の中、公的価格の在り方について検討を行う「公的価格評価検討委員会」では、令和3年12月に中間整理<sup>2</sup>を取りまとめており、その中で「今後は、更なる財政措置を講じる前に、医療や介護、保育・幼児教育などの分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているか、費用の見える化を通じた透明性の向上が必要である」と言及している。

そこで、本調査では公的価格の今後の検討に資することを目的に、医療や介護、保育・幼児教育などの分野における事業者について既存の統計やデータ等を調査し、その収入・支出及び資産の内訳を整理・分析するとともに、事業者ごと、分野・サービス類型ごとの収入・支出及び資産の見える化を継続的に行うための方策について検討を行う。

### 1-2. 実施内容

#### 【実施期間】

2022年5月～2023年3月

#### 【調査項目】

本調査研究では、費用の見える化を継続的に行うために、まずは、既存の統計等により得られる情報を整理するとともに、それらを具体的にどのように分析すれば費用の見える化が可能になるかについて検討する。

#### 【調査方法】

研究会の設置、文献調査

#### 【公的価格の費用の見える化に関する研究会について】

本調査に対する助言・協力を得るため、公的価格の費用の見える化に関する研究会を設置した。

---

<sup>1</sup> [https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2021/20211119\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2021/20211119_taisaku.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kouteki\\_kakaku\\_hyouka/pdf/tyuukanseiri\\_20211221.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kouteki_kakaku_hyouka/pdf/tyuukanseiri_20211221.pdf)

◎荒井 耕 一橋大学大学院経営管理研究科教授

おぐろ かずまさ  
小黒 一正 法政大学経済学部教授

財務総合政策研究所上席客員研究員

のぐち はるこ  
野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授

ふじい のりまさ  
藤井 倫雅 三菱総合研究所 主席研究員(政策・経済センター 研究提言チーフ)

まつもと しょうへい  
松本 庄平 独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター リサーチグループ  
グループリーダー

よしだ まさゆき  
吉田 正幸 株式会社保育システム研究所 代表取締役

(オブザーバー)

内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局

(事務局)

株式会社シード・プランニング

◎は委員長

(敬称略)

## 2. 費用の見える化に資する既存の統計やデータ

### 2-1. 既存の統計やデータの活用

本調査では、医療、介護・障害福祉、保育・幼児教育分野を対象に、収入・支出及び資産の内訳を整理・分析するとともに、今後の継続的な見える化に向けた方策について検討することを目的としている。

公的価格の対象となっている各分野については、従来から報酬等の改定の基礎資料とすることを目的に各種経済・経営実態調査を実施しており、費用に関する状況を適切に把握し、また調査に協力する事業者の記入者負担に配慮する必要もあることから、費用の見える化に当たっては、これら既存の統計を基礎とすることが考えられる。

もともと、本来の目的と異なるため、費用の見える化を行うという観点からは十分な情報が得られないものもあることから、他の統計やデータを活用して補完することも検討する必要がある。

例えば、費用の見える化を行うという観点からは、資産の内訳や積立金は重要であるが、各種経済・経営実態調査では調査項目となっていない場合があり、別途作成されている決算書等の活用を検討することが考えられる。

上記のような観点から、費用の見える化を図るために活用しうる既存の統計やデータについて整理を行い、下表にまとめた。

■ 図表 1 活用できる既存の統計やデータ

分野	経済・経営実態調査 等	補完データ	
		決算書等	その他
医療分野	・ 医療経済実態調査	・ 医療法人の事業報告書等	・ 病院経営管理指標調査 ・ 地方公営企業年鑑
介護分野	・ 介護事業経営実態調査 (介護事業経営概況調査)	・ 社会福祉法人の計算書類等	—
障害福祉分野	・ 障害福祉サービス等経営実態調査(障害福祉サービス等経営概況調査) ・ (障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査)	・ 社会福祉法人の計算書類等 ・ 障害福祉サービス等情報公表制度	—
保育・幼児教育分野	・ 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	・ 社会福祉法人の計算書類等 ・ 学校法人の事業報告書等	・ 私学共済制度統計

## 2-2. 経済・経営実態調査

### 2-2-1. 医療経済実態調査

#### a. 概要

医療経済実態調査は、医療機関等における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的に実施されている統計調査であり、厚生労働省の中央社会保険医療協議会が実施している。

病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局を対象に、2年に1度実施されており、直近の2事業年度分の状況についてまとめて調査が行われる。回答単位は施設単位となっており、抽出調査・任意回答となっている。

直近の調査は令和3年度に実施されたものであり、その際の抽出率や有効回答率等は次表の通りとなっている。調査対象施設によって差はあるものの概ね50%以上が回答している。

また、調査結果については、集計結果が厚生労働省のHPに掲載されており、各個票データについては一般には非公開となっている。

■ 図表2 令和3年度調査における有効回答数等

	抽出率	調査対象施設数	有効回答数	有効回答率
病院	1/3	2,305	1,218	52.8%
一般診療所	1/20	3,114	1,706	54.8%
歯科診療所	1/50	1,064	625	58.7%
保険薬局	1/25	1,892	904	47.8%

#### b. 費用の見える化に関する調査項目等

調査票は対象施設ごとに分かれており、「病院調査票」、「一般診療調査票」「歯科診療所調査票」、「保険薬局調査票」の4種類となっている。

費用の見える化に関する調査項目として、各事業年度の収入や各費用の金額、常勤職員の職種別の給与等について調査を行っている。また、資産・負債についても対象となっているが、資産については流動資産、固定資産、繰延資産の金額を、負債については流動負債、固定負債(内数として長期借入金)の金額を回答するまでとなっており、決算書等に記載されるような内訳までは対象外となっている。

■ 図表 3 調査票ごとの質問項目の整理

調査票	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
	設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
病院調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の項目の中に「設備関係費」があり、「設備関係費」の内数として「減価償却費」、「設備機器賃借料」及び「土地賃借料」がある。</li> <li>上記とは別途、新規に取得した資産に係る取得価額の合計である「設備投資額」の項目があり、その内数に「建物(建物附属設備を含み、土地を除く)」、「医療機器」、「調剤用機器」及び「医療情報システム用機器」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の項目の中に「医薬品費」、「診療材料費・医療消耗器具備品費」及び「給食用材料費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の項目の中に「委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「常勤職員」の「病院長(個人立の開設者本人を除く)」と「医師」と「歯科医師」と「薬剤師」と「看護職員」と「看護補助職員」と「医療技術員」と「歯科衛生士」と「歯科技工士」と「事務職員(上記の職種に従事している者を除く)」と「その他の職員」と「役員(上記の職種に従事している者を除く)」の「延べ人員(人月)」と「給料」と「賞与」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資産・負債」の「資産の部」に「流動資産」と「固定資産」と「繰延資産」がある。</li> <li>「資産・負債」の「負債の部」に「流動負債」と「固定負債」があり、「固定負債」の内数に「長期借入金」がある。</li> </ul>
一般診療所調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の中に「減価償却費」及び「その他の医業・介護費用」があり、「減価償却費」の内数として「建物減価償却費」及び「医療機器減価償却費」があり、「その他の医業・介護費用」の内数として「土地賃借料」及び「設備機器賃借料」がある。</li> <li>上記とは別途、新規に取得した資産に係る取得価額の合計である「設備投資額」の項目があり、その内数に「建物(建物附属設備を含み、土地を除く)」、「医療機器」、「調剤用機器」及び「医療情報システム用機器」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の項目の中に「医薬品費」、「診療材料費・医療消耗器具備品費」及び「給食用材料費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の項目の中に「委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「常勤職員」の「院長(個人立の開設者本人を除く)」と「医師」と「歯科医師」と「薬剤師」と「看護職員」と「看護補助職員」と「医療技術員」と「事務職員(上記の職種に従事している者を除く)」と「その他の職員」と「役員(上記の職種に従事している者を除く)」の「延べ人員(人月)」と「給料」と「賞与」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資産・負債」の「資産の部」に「流動資産」と「固定資産」と「繰延資産」がある。</li> <li>「資産・負債」の「負債の部」に「流動負債」と「固定負債」があり、「固定負債」の内数に「長期借入金」がある。</li> </ul>
歯科診療所調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の中に「減価償却費」及び「その他の医業・介護費用」があり、「減価償却費」の内数として「建物減価償却費」及び「医療機器減価償却費」があり、「その他の医業・介護費用」の内数として「土地賃借料」及び「設備機器賃借料」がある。</li> <li>上記とは別途、新規に取得した資産に係る取得価額の合計である「設備投資額」の項目があり、その内数に「建物(建物附属設備を含み、土地を除く)」、「医療機器」、「調剤用機器」及び「医療情報システム用機器」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の項目の中に「医薬品費」と「歯科材料費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「医業・介護費用」の項目の中に「委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「常勤職員」の「院長(個人立の開設者本人を除く)」と「歯科医師」と「歯科衛生士」と「歯科技工士」と「薬剤師」と「事務職員(上記の職種に従事している者を除く)」と「その他の職員」と「役員(上記の職種に従事している者を除く)」の「延べ人員(人月)」と「給料」と「賞与」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資産・負債」の「資産の部」に「流動資産」と「固定資産」と「繰延資産」がある。</li> <li>「資産・負債」の「負債の部」に「流動負債」と「固定負債」があり、「固定負債」の内数に「長期借入金」がある。</li> </ul>
保険薬局調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「費用」の項目の中に「減価償却費」と「その他の経費」があり、「減価償却費」の内数として「建物減価償却費」及び「調剤用機器減価償却費」があり、「その他の経費」の内数として「土地賃借料」、「建物賃借料」及び「設備機器賃借料」がある。</li> <li>上記とは別途、新規に取得した資産に係る取得価額の合計である「設備投資額」の項目があり、その内数に「建物(建物附属設備を含み、土地を除く)」、「医療機器」、「調剤用機器」及び「医療情報システム用機器」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「費用」の項目の中に「医薬品等費」があり、その内数として「調剤用医薬品費」、「一般用医薬品費」及び「特定保険医療材料費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「損益(年度)」の「費用」の項目の中に「委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「常勤職員」の「管理薬剤師(個人立の開設者本人を除く)」と「薬剤師」と「事務職員(上記の職種に従事している者を除く)」と「その他の職員」と「役員(上記の職種に従事している者を除く)」の「延べ人員(人月)」と「給料」と「賞与」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資産・負債」の「資産の部」に「流動資産」と「固定資産」と「繰延資産」がある。</li> <li>「資産・負債」の「負債の部」に「流動負債」と「固定負債」があり、「固定負債」の内数に「長期借入金」がある。</li> </ul>

## 2-2-2. 介護事業経営実態調査

### a. 概要

介護事業経営実態調査は、介護保険サービスにおける各施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定等に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている統計調査である。

全ての介護保険サービスを対象に、3年に1度実施されており、改定後2年目の状況について調査が行われている。回答単位は施設・事業所単位となっており、抽出調査・任意回答となっている。

直近の調査は令和2年度に実施されており、その際の抽出率や有効回答率等は次表のとおりであり、当該調査における有効回答率をみると45.2%となっている。

また、改定前後の状況については、別途、介護事業経営概況調査を実施しており、改定年の翌年に調査が実施されている。

調査結果については、厚生労働省のHP及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に記載されており、各個票データについては非公開となっている。

### ■ 図表4 令和2年度調査における有効回答数等

#### 【全体】

抽出率	・ 全ての介護保険サービス等を対象に、調査対象サービスごとに、層化無作為抽出法により1/1～1/20で抽出
調査客体数	・ 31,773施設・事業所
有効回答数	・ 14,376施設・事業所
有効回答率	・ 45.2%

#### 【サービスごと】

	調査客体数	有効回答数	有効回答率		調査客体数	有効回答数	有効回答率
介護老人福祉施設	2,132	1,442	67.6%	福祉用具貸与	3,219	1,134	35.2%
介護老人保健施設	1,196	630	52.7%	居宅介護支援	1,782	768	43.1%
介護療養型医療施設	287	107	37.3%	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	747	320	42.8%
介護医療院	199	88	44.2%	夜間対応型 訪問介護	123	44	35.8%
訪問介護	2,961	1,299	43.9%	地域密着型 通所介護	1,697	606	35.7%
訪問入浴介護	841	433	51.5%	認知症対応型 通所介護	1,539	636	41.3%
訪問看護	1,017	450	44.2%	小規模多機能型 居宅介護	2,562	1,144	44.7%



	調査客体数	有効回答数	有効回答率		調査客体数	有効回答数	有効回答率
訪問リハビリテーション	1,965	619	31.5%	認知症対応型 共同生活介護	1,187	469	39.5%
通所介護	2,214	1,193	53.9%	地域密着型特定施設 入居者生活介護	316	156	49.4%
通所リハビリテーション	1,500	623	41.5%	地域密着型 介護老人福祉施設	1,126	718	63.8%
短期入所 生活介護	1,448	785	54.2%	看護小規模多機能型 居宅介護	446	215	48.2%
特定施設入居者生活 介護	1,269	497	39.2%				

#### b. 調査項目等

調査票は「介護老人福祉施設票」、「介護老人保健施設票」、「介護療養型医療施設票」、「介護医療院票」、「居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(福祉関係)」、及び「居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(医療関係)」と6種類に分かれている。さらに、適用される会計基準によっても回答する項目が変わる複雑な構造となっている。

調査票ごとの詳細は次表のとおりとなっている。

■ 図表 5 調査票・会計基準ごとの質問項目の整理

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
介護老人福祉施設票	社会福祉法人会計基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>「サービス活動費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「サービス活動費用」に「業務委託費」と「給食委託費」と「送迎委託費」と「清掃委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとの「常勤」の「実人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」、「非常勤」の「実人数」と「換算人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」（給与・賞与等）がある。</li> <li>「通勤手当」、「賞与または賞与引当金繰入」、「退職金」、「法定福利費」の総額がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>
	指定介護老人福祉施設等取扱指導指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業活動支出」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業活動支出」に「委託費」と「派遣委託費」と「給食委託費」と「送迎委託費」と「清掃委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとの「常勤」の「実人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」、「非常勤」の「実人数」と「換算人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」（給与・賞与等）がある。</li> <li>「通勤手当」、「賞与または賞与引当金繰入」、「退職金」、「法定福利費」の総額がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>
介護老人保健施設票	介護老人保健施設会計・経理準則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「医療用器械設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「医薬品費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「委託費」と「派遣委託費」と「患者用給食委託費」と「送迎委託費」と「寝具類洗濯・賃貸委託費」と「清掃委託費」と「各種器械保守委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとの「常勤」の「実人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」、「非常勤」の「実人数」と「換算人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」（給与・賞与等）がある。</li> <li>「通勤手当」、「賞与または賞与引当金繰入」、「退職金」、「法定福利費」の総額がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>
	病院会計準則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「医療用器械設備減価償却費」「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「医薬品費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「委託費」と「派遣委託費」と「患者用給食委託費」と「送迎委託費」と「寝具類洗濯・賃貸委託費」と「清掃委託費」と「各種器械保守委託」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとの「常勤」の「実人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」、「非常勤」の「実人数」と「換算人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」（給与・賞与等）がある。</li> <li>「通勤手当」、「賞与または賞与引当金繰入」、「退職金」、「法定福利費」の総額がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
介護療養型医療施設票	(分岐なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「医療用器械設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「医薬品費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「委託費」と「派遣委託費」と「患者用給食委託費」と「送迎委託費」と「寝具類洗濯・賃貸委託費」と「清掃委託費」と「各種器械保守委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとの「常勤」の「実人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」、「非常勤」の「実人数」と「換算人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」(給与・賞与等)がある。「通勤手当」、「賞与または賞与引当金繰入」、「退職金」、「法定福利費」の総額がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>
介護医療院票	介護医療院会計・経理準則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「医療用器械設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「医薬品費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「委託費」と「派遣委託費」と「患者用給食委託費」と「送迎委託費」と「寝具類洗濯・賃貸委託費」と「清掃委託費」と「各種器械保守委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとの「常勤」の「実人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」、「非常勤」の「実人数」と「換算人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」(給与・賞与等)がある。「通勤手当」、「賞与または賞与引当金繰入」、「退職金」、「法定福利費」の総額がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>
	介護老人保健施設会計・経理準則						
	病院会計準則						

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（福祉関係）	社会福祉法人会計基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>「サービス活動費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「サービス活動費用」に「業務委託費」と「給食委託費」と「送迎委託費」と「清掃委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとの「常勤」の「実人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」、「非常勤」の「実人数」と「換算人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」（給与・賞与等）がある。「通勤手当」、「賞与または賞与引当金繰入」、「退職金」、「法定福利費」の総額がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>
	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業活動支出」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業活動支出」に「委託費」と「派遣委託費」と「給食委託費」と「送迎委託費」と「清掃委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>			
	企業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>「売上原価」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「消毒設備減価償却費」と「福祉用具減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「売上原価」に「委託費」と「派遣委託費」と「給食委託費」と「送迎委託費」と「清掃委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>		

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（医療関係）	介護老人保健施設会計・経理準則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「医療用器械設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「医薬品費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設運営事業等費用」に「委託費」と「派遣委託費」と「患者用給食委託費」と「送迎委託費」と「寝具類洗濯・貸貸委託費」と「清掃委託費」と「各種器械保守委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種ごとの「常勤」の「実人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」、「非常勤」の「実人数」と「換算人数」と「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」（給与・賞与等）がある。「通勤手当」、「賞与または賞与引当金繰入」、「退職金」、「法定福利費」の総額がある。</li> </ul>	
	介護医療院会計・経理準則						
	病院会計準則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「医療用器械設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「医薬品費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「委託費」と「派遣委託費」と「患者用給食委託費」と「送迎委託費」と「寝具類洗濯・貸貸委託費」と「清掃委託費」と「各種器械保守委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>			
	指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業費用」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業費用」に「委託費」と「派遣委託費」と「清掃委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>			
	企業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>「売上原価」に「減価償却費」と「建物及び建物付属設備減価償却費」と「車両船舶設備減価償却費」と「特殊浴槽減価償却費」と「消毒設備減価償却費」と「福祉用具減価償却費」と「その他の減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「売上原価」に「委託費」と「派遣委託費」と「給食委託費」と「送迎委託費」と「清掃委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>			

### 2-2-3. 障害福祉サービス等経営実態調査

#### a. 概要

障害福祉サービス等経営実態調査は、障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況を調査し、3年ごとに行われる障害福祉サービス等報酬改定の検討に必要な基礎資料を得ることを目的として実施されている統計調査である。

全ての障害福祉サービス等を対象に3年に1度実施されており、報酬改定年の前年に改定後2年目の状況について調査を行っている。回答単位は調査対象サービスごととなっており、抽出調査・任意回答となっている。

直近の調査は令和2年度に実施されており、その際の抽出率や有効回答率等は次表の通りであり、当該調査における有効回答率は54.4%となっている。

なお、改定前後の状況については、障害福祉サービス等経営概況調査を実施しており、改定年の翌年に実施されている。

集計結果については、厚生労働省のHPに掲載されており、各個票データについては一般には非公開となっている。

#### ■ 図表6 令和2年度調査における有効回答数等

##### 【全体】

抽出率	・ 全ての障害福祉サービス等を対象に、調査対象サービスごとに層化無作為抽出法により4.7%～全数で抽出。
調査客体数	・ 16,657施設・事業所
有効回答数	・ 9,068施設・事業所
有効回答率	・ 54.4%

##### 【サービスごと】

	調査客体数	有効回答数	有効回答率		調査客体数	有効回答数	有効回答率
居宅介護	917	411	44.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	549	337	61.4%
重度訪問介護	1,030	421	40.9%	共同生活援助（日中サービス支援型）	65	35	53.8%
同行援護	1,014	463	45.7%	共同生活援助（外部サービス利用型）	527	304	57.7%
行動援護	885	437	49.4%	計画相談支援	804	464	57.7%
療養介護	222	145	65.3%	地域相談支援（地域移行支援）	474	192	40.5%
生活介護	617	418	67.7%	地域相談支援（地域定着支援）	536	229	42.7%

	調査客体数	有効回答数	有効回答率		調査客体数	有効回答数	有効回答率
短期入所	588	349	59.4%	障害児相談支援	779	448	57.5%
施設入所支援	478	385	80.5%	児童発達支援	719	362	50.3%
自立訓練 (機能訓練)	164	88	53.7%	医療型児童発達支援	95	56	58.9%
自立訓練 (生活訓練)	594	336	56.6%	放課後等デイサービス	1,036	504	48.6%
就労移行支援	845	470	55.6%	居宅訪問型 児童発達支援	38	17	44.7%
就労継続支援A型	851	463	54.4%	保育所等訪問支援	801	412	51.4%
就労継続支援B型	672	453	67.4%	福祉型障害児 入所施設	185	140	75.7%
就労定着支援	884	539	61.0%	医療型障害児 入所施設	182	135	74.2%
自立生活援助	106	55	51.9%				

#### b. 費用の見える化に関する調査項目等

調査票はサービス種を問わず共通となっているが、会計基準によって回答項目に違いが生じる。会計基準ごとの詳細は次表の通りとなっている。本調査では、人件費の総額について記入するが、職種ごとの内訳については調査項目としておらず、この点が他の分野と異なる。

もっとも、「障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を別途実施しており、障害福祉分野についてはこちらで確認することができる。

■ 図表 7 会計基準ごとの質問項目の整理

会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
	設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
社会福祉法人会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>「サービス活動費用」の「事業費」の「賃借料」に「設備器械」、「サービス活動費用」の「事務費」の「賃借料」に「設備器械」、「サービス活動費用」の「事務費」の「土地・建物賃借料」に「建物及び建物付属設備」、「サービス活動費用」の「減価償却費」に「建物及び建物付属設備減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「サービス活動費用」に「人件費」と「うち退職給付費用」と「うち派遣職員費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>
病院会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」の「設備関係費」の「減価償却費」に「建物及び建物付属設備減価償却費」と「機器賃借料」と「その他の設備関係費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「材料費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「委託費」と「検査委託費」と「給食委託費」と「清掃委託費」と「派遣委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医業・介護費用」に「給与費」と「うち退職給付費用」と「うち派遣職員費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>
企業会計、NPO会計、その他の会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>「売上原価・経常費用(支出)」の「経費」の「賃借料」に「建物及び建物付属設備」と「設備器械」、「売上原価・経常費用(支出)」の「減価償却費」に「建物及び建物付属設備減価償却費」と「その他減価償却費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「売上原価・経常費用(支出)」の「経費」に「委託料」と「派遣委託費」と「給食委託費」と「送迎委託費」と「清掃委託費」と「その他の委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「売上原価・経常費用(支出)」に「人件費」と「うち退職給付費用」と「うち派遣職員費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>



## 2-2-4. 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査

### a. 概要

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査は、子ども・子育て支援新制度における公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握することを目的として実施されている統計調査である。

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を対象に実施されており、子ども・子育て支援新制度の5年後見直しに合わせて令和元年度に実施されている。

回答単位は施設ごととなっており、抽出調査・任意回答となっている。令和元年度調査における抽出率や有効回答率等は次表の通りであり、当該調査における有効回答率は55.3%となっている。

### ■ 図表 8 令和元年度調査における有効回答数等

#### 【全体】

抽出	・ 層化無作為抽出法により抽出
調査客体数 (うち私立)	・ 16,000か所 (10,806か所)
有効回答数 (うち私立)	・ 8,847か所 (5,273か所)
有効回答率 (うち私立)	・ 55.3% (48.8%)

#### 【対象施設ごと】

	調査対象施設数	有効回答数	有効回答率
保育所 (うち私立)	8,488 (5,670)	4,654 (2,746)	54.8% (48.4%)
幼稚園 (うち私立)	2,296 (831)	1,431 (439)	62.3% (52.8%)
認定子ども園 (うち私立)	2,529 (1,694)	1,657 (1,034)	65.5% (61.0%)
地域型保育事業所 (うち私立)	2,687 (2,611)	1,105 (1,054)	41.1% (40.4%)

### b. 費用の見える化に関する調査項目等

調査票については、開設主体や施設種別によって細かく分かれており、「私立幼稚園(新制度園)」、「公立幼稚園」、「私立保育所」、「公立保育所」、「私立認定こども園」、「公立認定こども園」、「私立地域型保育事業所」、「公立地域型保育事業所」、「私立幼稚園(新制度に移行していない園)」の9種類がある。さらに、一部の調査票では会計基準によっても回答する項目に差が生じる構造となっている。調査票ごとの詳細は次表の通りとなっている。

■ 図表 9 調査票・会計基準ごとの質問項目の整理

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
私立幼稚園 (新制度園)調査票	分岐なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業活動支出」の「教育活動支出」の「教育研究費」に「減価償却額」、「事業活動支出」の「教育活動支出」の「管理経費」に「減価償却額」がある。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「教育活動支出」の「教育研究経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」、「教育活動支出」の「管理経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣職員・委託職員を含めないすべての職員ごとの「性別」、「年齢」、「勤続年数等」、「処遇改善等加算Ⅱ対象者」、「勤務形態」、「職種」、「勤務時間等」、「基本給」、「手当」、「一時金(賞与、その他臨時支給分等)」、「処遇改善等加算Ⅱとして支払われた額」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業活動支出」の「特別支出」に「資産処分差額」、「事業活動収入」の「特別収入」に「資産売却差額」がある。</li> </ul>
公立幼稚園調査票	分岐なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「勤務形態」×「職種」ごとの「職員数」、「平均勤続年数」、「給与(基本給+手当)」、「給与・一時金」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設問なし</li> </ul>

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
私立保育所調査票	社会福祉法人会計基準	・「サービス活動増減の部(費用)」に「減価償却費」がある。	—	・「サービス活動増減の部(費用)」の「事務費」の「業務委託費」に「給食委託費」と「その他の委託費」がある。	・ 設問なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣職員・委託職員を含めないすべての職員ごとの「性別」、「年齢」、「勤続年数等」、「処遇改善等加算Ⅱ対象者」、「勤務形態」、「職種」、「勤務時間等」、「基本給」、「手当」、「一時金(賞与、その他臨時支給分等)」、「処遇改善等加算Ⅱとして支払われた額」がある。</li> </ul>	・ 設問なし
	学校法人会計基準	・「教育活動支出」の「教育研究費」に「減価償却額」、「教育活動支出」の「管理経費」に「減価償却額」がある。	—	・「教育活動支出」の「教育研究経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」、「教育活動支出」の「管理経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」がある。	・ 設問なし		・「事業活動支出」の「特別支出」に「資産処分差額」がある。
	企業会計	・「売上原価」に「減価償却費」がある。	—	・「売上原価」に「委託費」と「派遣委託費」と「給食委託費」と「その他の委託費」がある。	・ 設問なし		・ 設問なし

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬品費	委託費	積立金		
公立保育所調査票	分岐なし	・ 設問なし	—	・ 設問なし	・ 設問なし	・ 「勤務形態」×「職種」ごとの「職員数」、「平均勤続年数」、「給与(基本給+手当)」、「給与・一時金」がある。	・ 設問なし
私立認定こども園調査票	社会福祉法人会計基準	・ 「サービス活動増減の部(費用)」に「減価償却費」がある。	—	・ 「サービス活動増減の部(費用)」の「事務費」の「業務委託費」に「給食委託費」と「その他の委託費」がある。	・ 設問なし	・ 派遣職員・委託職員を含めないすべての職員ごとの「性別」、「年齢」、「勤続年数等」、「処遇改善等加算Ⅱ対象者」、「勤務形態」、「職種」、「勤務時間等」、「基本給」、「手当」、「一時金(賞与、その他臨時支給分等)」、「処遇改善等加算Ⅱとして支払われた額」がある。	・ 設問なし
	学校法人会計基準	・ 「教育活動支出」の「教育研究費」に「減価償却額」、「教育活動支出」の「管理経費」に「減価償却額」がある。	—	・ 「教育活動支出」の「教育研究経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」、「教育活動支出」の「管理経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」がある。	・ 設問なし		・ 「事業活動支出」の「特別支出」に「資産処分差額」、「事業活動収入」の「特別収入」に「資産売却差額」がある。
	企業会計	・ 「売上原価」に「減価償却費」がある。	—	・ 「売上原価」に「委託費」と「派遣委託費」と「給食委託費」と「その他の委託費」がある。	・ v		・ 設問なし

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の 配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬 品費	委託費	積立金		
公立認定こども園調査票	分岐なし	・ 設問なし	—	・ 設問なし	・ 設問なし	・ 「勤務形態」×「職種」ごとの「職員数」、「平均勤続年数」、「給与(基本給+手当)」、「給与・一時金」がある。	・ 「勤務形態」×「職種」ごとの「職員数」、「平均勤続年数」、「給与(基本給+手当)」、「給与・一時金」がある。
私立地域型保育事業所調査票	社会福祉法人会計基準	・ 「サービス活動増減の部(費用)」に「減価償却費」がある。	—	・ 「サービス活動増減の部(費用)」の「事務費」の「業務委託費」に「給食委託費」と「その他の委託費」がある。	・ 設問なし	・ 派遣職員・委託職員を含めないすべての職員ごとの「性別」、「年齢」、「勤続年数等」、「処遇改善等加算Ⅱ対象者」、「勤務形態」、「職種」、「勤務時間等」、「基本給」、「手当」、「一時金(賞与、その他臨時支給分等)」、「処遇改善等加算Ⅱとして支払われた額」がある。	・ 設問なし
	学校法人会計基準	・ 「教育活動支出」の「教育研究費」に「減価償却額」、「教育活動支出」の「管理経費」に「減価償却額」がある。	—	・ 「教育活動支出」の「教育研究経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」、「教育活動支出」の「管理経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」がある。	・ 設問なし		・ 「事業活動支出」の「特別支出」に「資産処分差額」、「事業活動収入」の「特別収入」に「資産売却差額」がある。
	企業会計	・ 「売上原価」に「減価償却費」がある。	—	・ 「売上原価」に「委託費」と「派遣委託費」と「給食委託費」と「その他の委託費」がある。	・ 設問なし		・ 設問なし

調査票	会計基準	人件費以外の費用や積立金の分析				人件費の職種間の 配分状況	収入・支出及び資産の関係
		設備・減価償却費	材料費・医薬 品費	委託費	積立金		
公立地域型保育事業所調査票	分岐なし	・ 設問なし	—	・ 設問なし	・ 設問なし	・ 「勤務形態」×「職種」ごとの「職員数」、「平均勤続年数」、「給与（基本給+手当）」、「給与・一時金」がある。	・ 設問なし
私立幼稚園（子ども子育て支援新制度に移行していない園）調査票	分岐なし	・ 「事業活動支出」の「教育活動支出」の「教育研究費」に「減価償却額」、「事業活動支出」の「教育活動支出」の「管理経費」に「減価償却額」がある。	—	・ 「教育活動支出」の「教育研究経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」、「教育活動支出」の「管理経費」の「報酬・委託・手数料」に「うち給食委託費」と「うち派遣委託費」がある。	・ 設問なし	・ 「勤務形態」×「職種」ごとの「職員数」、「平均勤続年数」、「給与（基本給+手当）」、「給与・一時金」がある。	・ 「事業活動支出」の「特別支出」に「資産処分差額」、「事業活動収入」の「特別収入」に「資産売却差額」がある。

## 2-3. 決算書等

### 2-3-1. 医療法人事業報告書等

医療法人は毎会計年度終了後の3月以内に、「事業報告書」、「財産目録」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「監査報告書」、「関係事業者との取引状況に関する報告書」を作成し、都道府県に届け出ることが義務付けられている。医療機関の開設主体が多様である中、対象が医療法人に限られるが医療法人であれば都道府県から入手可能なものである。

対象が医療法人に限られかつ法人単位でのデータになるが、貸借対照表や損益計算書といった財務データを都道府県に提出すること・都道府県に請求すれば閲覧できることが法律上規定されているため、個々の法人における積立金や資産について把握することができる。

現在の閲覧方法は各都道府県の窓口等において紙媒体で行われているような状況にあるが、令和5年4月1日よりインターネットその他適切な方法により閲覧させることとされている。ただし、国において事業報告書等を把握する仕組みにはなっていないため、一覽的に分析することは難しい状況にある。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針2022)」<sup>3</sup>では、「経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる」旨記載されており、医療法人の経営状況等に関するデータベース化に向けた検討が進められている。

■ 図表10 医療経済実態調査と医療法人事業報告書の比較

	医療経済実態調査	医療法人事業報告書等
対象	・ 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局 サンプル調査により実施	・ 医療法人(全数)
提出方法	・ 電子媒体又は紙媒体による提出	・ 電子媒体又は紙媒体による提出 ・ (電子媒体は2022年3月期決算以降)
回答単位	・ 施設(病院、診療所又は薬局)単位	・ 法人単位
調査・届出時期	・ 2年に1度、過去2事業年度分の内容を調査	・ 法人の事業年度終了後3か月以内に届出
期間	・ 調査客体ごとに、2事業年度分を調査	・ 個々の医療法人ごとに、毎事業年度届出
調査・届出項目	・ 当該施設の収益、費用 ・ (内訳として入院・外来収益、給与費、医薬品費等) ・ 固定資産/負債、流動資産/負債(総額) ・ 許可病床数 ・ 設定している入院基本料等(一般病棟/療養病棟等)等	・ 本来業務、附帯業務による収益・費用(総額) ・ 固定資産/負債、流動資産/負債(内訳あり) ・ 許可病床数 ・ 設立年 ・ 開設する施設の種類 等
開示方法	・ 厚労省HPに集計結果を掲載	・ 個別の事業報告書等について、都道府県に請求すれば、閲覧可

<sup>3</sup> [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf)

## 2-3-2. 社会福祉法人の計算書類等

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき介護や障害者福祉、児童福祉等の社会福祉事業を行う非営利法人であり、毎会計年度終了後 3 月以内に計算書類等（計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告）等を作成し、所轄庁（法人の所在地等に応じ都道府県の知事または市長等）に届け出ることが義務付けられている。

また、社会福祉法人の運営の透明性を確保する観点から、計算書類について一般に公開することが法律に定められており、独立行政法人福祉医療機構の運営する福祉等に関する総合情報サイトである「WAM NET」内の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」<sup>4</sup>において、閲覧やダウンロードができる仕組みが構築されている。

対象が社会福祉法人に限られることから、介護や障害福祉、保育といった分野全体の分析とはならないが、社会福祉法人については、下表でも示したように、財務データを作成・公開することになっており、積立金や資産といった項目について把握することができる。

■ 図表 11 社会福祉法人の計算書類等の概要

	社会福祉法人の計算書類等
対象	・ 社会福祉法人(全数)
提出方法	・ 独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」への入力のほか、紙媒体又は電子媒体による届出も可
回答単位	・ 法人単位
調査・届出時期	・ 法人の会計年度終了後3か月以内に届出
期間	・ 個々の社会福祉法人ごとに、毎会計年度届出
調査・届出項目	・ 現況報告書(法人基本情報、役員等の状況、理事会・評議員会の状況、前会計年度における事業等の概要 等) ・ 計算書類(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表) 等
開示方法	・ 個別の現況報告書(個人情報など非開示部分を除く。)及び計算書類等は、「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」により公開

<sup>4</sup> <https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>



### 2-3-3. 障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等については、利用者のニーズに応じたサービスの選択や事業者が提供するサービスの質向上に資することを目的に、障害者総合支援法等の法律に基づいて、サービス内容等を都道府県知事等に報告することが定められている。また、報告された内容については独立行政法人福祉医療機構の運営する福祉等に関する総合情報サイトである「WAM NET」内の「障害福祉サービス等情報検索」<sup>5</sup>において、閲覧やダウンロードができる仕組みが構築されている。

ただし、財務状況の公開について、法人等の種類が社会福祉法人以外の場合に、法人設置の根拠となる個別の法例等において特段作成が義務づけられていないものについては、新たに作成・公表する必要はないとされている。したがって、財務データが作成・公開されている事業所については積立金や資産といった項目について把握することができる。

■ 図表 12 障害福祉サービス等情報公表制度の概要

障害福祉サービス等情報公表制度	
対象	・ 障害福祉サービス等の指定を受けている事業者及び新規に指定を受ける事業者
提出方法	・ 事業者は「障害福祉サービス等情報公表システム」(WAMNET)上で、必要情報を入力し、当該システムを通じて都道府県等に報告
回答単位	・ 事業者単位
調査・届出時期	・ 毎年7月末日
期間	・ 年1回
調査・届出項目	・ 基本情報(名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) ・ 運営情報(サービスの質の確保の取組、安全・衛生管理等の体制) 等
開示方法	・ 事業者が入力した情報について都道府県等にて受理・確認後、「障害福祉サービス等情報公表システム」上で公表

<sup>5</sup> <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

## 2-3-4. 学校法人の事業報告書等

幼稚園や認定こども園に関連して、学校法人が開設主体となる場合には、事業報告書等を作成・公開することが定められており、法人単位の財務状況について把握することができる。

■ 図表 13 法人の事業報告書等の概要

	学校法人の事業報告書等(幼稚園、認定こども園)
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人(全数)</li> <li>※大学・高専を設置する学校法人は文部科学大臣を所轄庁とし、高校以下のみを設置する学校法人は都道府県知事を所轄庁とする。</li> </ul>
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事務所に備えて置き、請求に応じて閲覧に供する</li> <li>※私立学校振興助成法第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、貸借対照表、収支計算書その他財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を所轄庁に電子媒体又は紙媒体により提出する。</li> </ul>
回答単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人単位</li> </ul>
調査・届出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎会計年度終了後2か月以内に作成し、作成日から5年間、各事務所に備え置くとともに、請求に応じて閲覧に供する</li> <li>※文部科学大臣を所轄庁とする学校法人のうち、私立学校振興助成法第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、計算書類を会計年度終了後、翌年度の6月30日までに届出(都道府県を所轄庁とする学校法人の届出時期については、各都道府県の定めによる。)</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人ごとに、毎事業年度作成</li> </ul>
調査・届出項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の概要(建学の精神、設置する学校名や学生数の状況)</li> <li>事業の概要(主な教育・研究の概要、中期計画及び事業計画の進捗・達成状況)</li> <li>財務の概要(決算の概要、経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策)</li> <li>本来業務、附帯業務による収益・費用(総額)</li> <li>固定資産/負債、流動資産/負債(総額) 等</li> </ul>
開示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の事業報告書等について、法人に請求すれば閲覧可</li> <li>※都道府県知事を所轄庁とする学校法人については、請求者が当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。</li> <li>※文部科学大臣を所轄庁とする学校法人については、作成後、インターネットの利用により公表</li> </ul>

### 3. 費用の見える化を継続的の行うための方策

#### 3-1. 既存調査の試行的分析

##### 【活用した既存調査】

費用の見える化を検討するに当たっては、下記の調査結果を基本とする。ただし、これらの調査により把握できる内容に限りがあるため、これらを補足する資料として、法令により作成・提出が義務付けられた医療法人、社会福祉法人等の計算書類等(事業報告書等)を分析する。

医療分野	・ 医療経済実態調査
介護分野	・ 介護事業経営実態調査
障害福祉分野	・ 障害福祉サービス等経営実態調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査
保育・幼児教育分野	・ 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査

##### 【人件費以外の費用や積立金の分析】

費用の分析については、施設・事業単位として、サービス類型(病院・一般診療所・歯科診療所、入院収益あり・なしなど)、運営主体(国立、公立、医療法人立、個人立など)、事業所規模等の観点でセグメントに分けつつ、上記調査における項目を基に費用を区分して行う。また、費用区分について不明確なものがないか確認・整理する。

##### (費用区分のイメージ)

- 医療分野:給与費、委託費、医薬品費、材料費、減価償却費、設備関係費、その他
- 介護分野:給与費、直接介護支出、一般管理支出(委託費等)、減価償却費等、その他

また、分析に際しては、法人種別ごとに会計基準・慣行が異なることや、個人立の場合には経営者の報酬が人件費に含まれないことにも留意する。その他、積立金については、計算書類等を活用し、金額の平均や分布について明らかにする。

積立金等については、計算書類等を活用し、金額の平均や分布について明らかにする。

##### 【人件費の職種間の配分状況】

人件費の職種間の配分状況についても、上記と同様のセグメントに分けて、人件費が職種ごとにどのように配分されているか平均や分布について明らかにする。

#### 【収入・支出及び資産の関係】

収入と支出については、利益額、利益率について分析するほか、収入が人件費、人件費以外の費用、利益にどのように分配されているかを明らかにする。その際、上記と同様のセグメントに分けて分析を行う。また、公的価格の対象となる事業以外からの収入の状況も含めた分析を検討する。

収入・支出と資産の関係については、計算書類等を活用し、分析を行う。

#### 【職員1人あたり付加価値、損益差額と平均給与年額の関係】

公的価格評価検討委員会の中間整理で、「国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上を図る」とされていることを踏まえ、医療・介護の分野において、特に、収入と職員の給与に着目した散布図を作成する。

### 3-2. 試行的分析の結果

3-1. を踏まえ、既存の調査結果について、厚生労働省等において分析を行った結果は以下のとおりである。

### 3-2-1. 医療経済実態調査

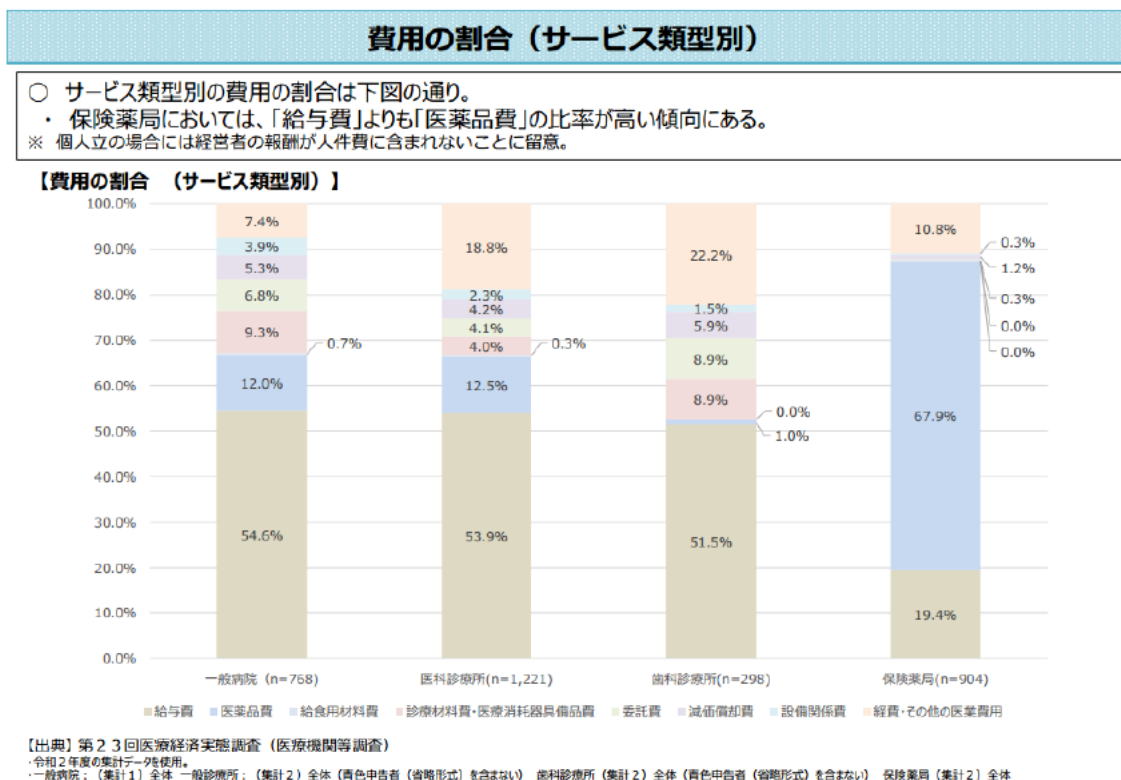
#### a. 人件費以外の費用

■ 図表 14 医療経済実態調査における各費用区分の項目の定義

医療経済実態調査における各費用区分の項目の定義					
	一般病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	留意事項
給与費	・ 職員の給料、賞与、退職金、法定福利費	・ 職員の給料、賞与、退職金、法定福利費	・ 職員の給料、賞与、退職金、法定福利費	・ 職員の給料、賞与、退職金、法定福利費	個人立の場合は、開設者の報酬は含まれない。
医薬品費 (※1)	・ 費消した医薬品の購入額	・ 費消した医薬品の購入額	・ 費消した医薬品の購入額	・ 調剤用医薬品、一般用医薬品、材料費、その他品目(理髪・化粧品・雑貨等)の費消額	—
給食用材料費	・ 費消した患者給食のための食品の購入額	・ 費消した患者給食のための食品の購入額	—	—	
診療材料費・ 医療消耗器具 備品費 (※2)	・ カテーテル、縫合糸、酸素、ギプス粉、レントゲンフィルム、サージカルマスク、ガウンなどの費消額 ・ 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械・器具等の費消額	・ カテーテル、縫合糸、酸素、ギプス粉、レントゲンフィルム、サージカルマスク、ガウンなどの費消額 ・ 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械・器具等の費消額	・ 歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額 ・ レントゲンフィルム、酸素、印墨材、石膏、サージカルマスク、ガウンなどの費消費額 ・ 注射針・筒、ノミ、鉗子類などの診療用具の費消額	—	
委託費	・ 検査、給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費	・ 検査、給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費	・ 歯科技工、医療用廃棄物、医療事務等の委託費	・ 調剤事務等の委託費	
減価償却費	・ 建物、建物附属設備、医療用器械備品車輦船舶などの減価償却費	・ 建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輦船舶などの減価償却費	・ 建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輦船舶などの減価償却費	・ 建物、建物附属設備、調剤用機器、車輦船舶などの減価償却費	
設備関係費 (※3)	・ 土地賃借料、建物賃借料、修繕費、固定資産税、機器保守料等	・ 固定資産に計上を要しない設備、機器の使用料(リース、レンタル料) ・ 医療機器の使用料(リース、レンタル料)	・ 固定資産に計上を要しない設備、機器の使用料(リース、レンタル料) ・ 医療機器の使用料(リース、レンタル料)	・ 固定資産に計上を要しない設備、機器の使用料(リース、レンタル料) ・ 調剤用機器の使用料(リース、レンタル料)	
経費・その他の 医療費用 (※4)	・ 福利厚生費、消耗品費、光熱水費、保険料、諸会費、租税公課等 ・ 研究研修費等	・ 福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、租税公課等 ・ 支払利息、雑費等	・ 福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、租税公課等 ・ 支払利息、雑費等	・ 福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、租税公課等 ・ 広告宣伝費 ・ 支払利息、雑費等	

(※1) 保険薬局においては、「医薬品等費」。  
 (※2) 一般診療所においては、「材料費」、歯科診療所においては、「歯科材料費」。  
 (※3) 一般診療所・歯科診療所においては、「設備機器賃借料」「医療機器賃借料」、保険薬局においては、「設備機器賃借料」「調剤用機器賃借料」。  
 (※4) 一般診療所・歯科診療所においては、「その他の医薬費用」、保険薬局においては、「その他の経費」。

■ 図表 15 費用の割合(サービス類型別)



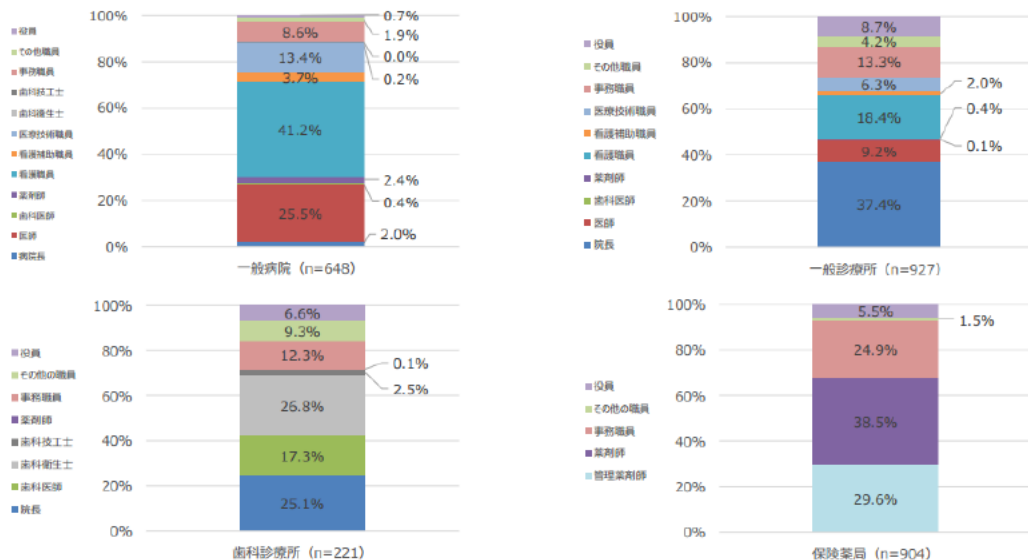
b.人件費の職種間の配分状況

■ 図表 16 人件費（賞与を除く）の職種間の配分状況・サービス類型別

人件費の職種間の配分状況（サービス類型別）

○ サービス類型別の人件費（給与費）の職種間の配分状況は下図の通り。  
 ・ 一般診療所、歯科診療所においては、院長に給与が多く配分されている。

【人件費（賞与を除く）の職種間の配分状況・サービス類型別】



【出典】第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）

令和2年度の集計データを使用。

一般病院：（集計1）全体 一般診療所：（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない） 歯科診療所：（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない） 保険業員：（集計2）全体

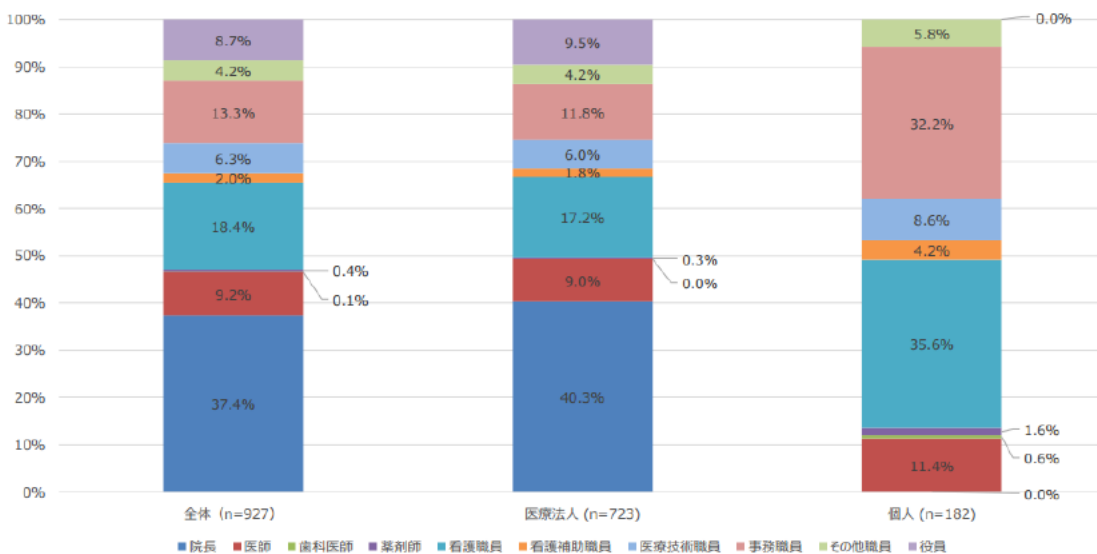
注：配分状況については、各職種ごとに、年度の給与（1施設あたり平均）/給与費（1施設あたり平均）を算出し、その比率を再計算したものを。

■ 図表 17 人件費（賞与を除く）の職種間の配分状況一般診療所・経営主体別

人件費の職種間の配分状況（一般診療所・経営主体別）

○ 一般診療所における経営主体別の人件費（給与費）の職種間の配分状況は下図の通り。  
 ※ 個人立の場合には経営者の報酬が人件費に含まれないことに留意。

【人件費（賞与を除く）の職種間の配分状況（一般診療所・経営主体別）】



【出典】第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）

令和2年度の集計データを使用。

一般診療所：（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない）

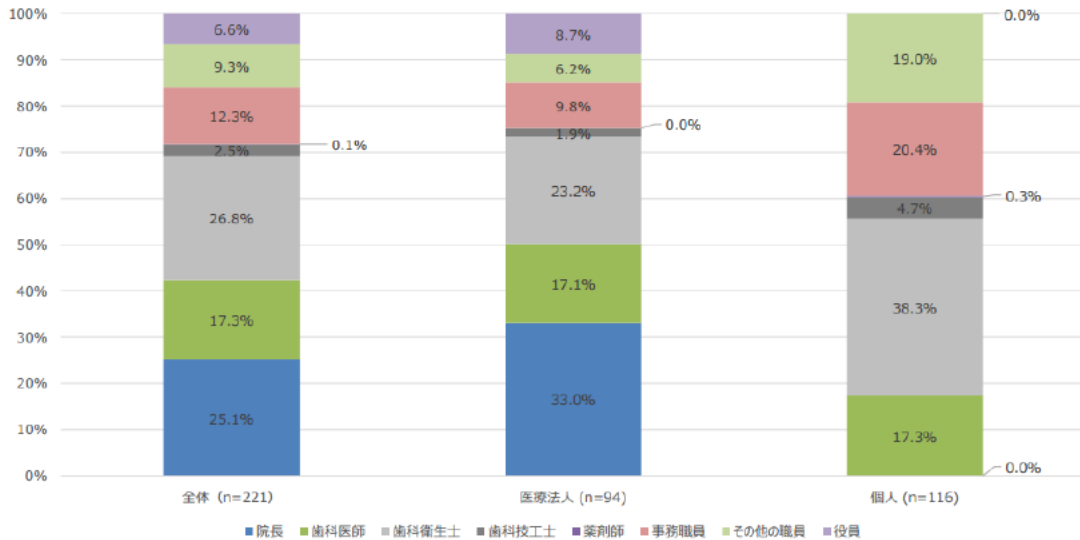
注：配分状況については、各職種ごとに、年度の給与（1施設あたり平均）/給与費（1施設あたり平均）を算出し、その比率を再計算したものを。

■ 図表 18 【人件費(賞与を除く)の職種間の配分状況(歯科診療所・経営主体別)

**人件費の職種間の配分状況(歯科診療所・経営主体別)**

○ 歯科診療所における経営主体別の人件費(給与費)の職種間の配分状況は下図の通り。  
 ※ 個人立の場合には経営者の報酬が人件費に含まれないことに留意。

【人件費(賞与を除く)の職種間の配分状況(歯科診療所・経営主体別)】



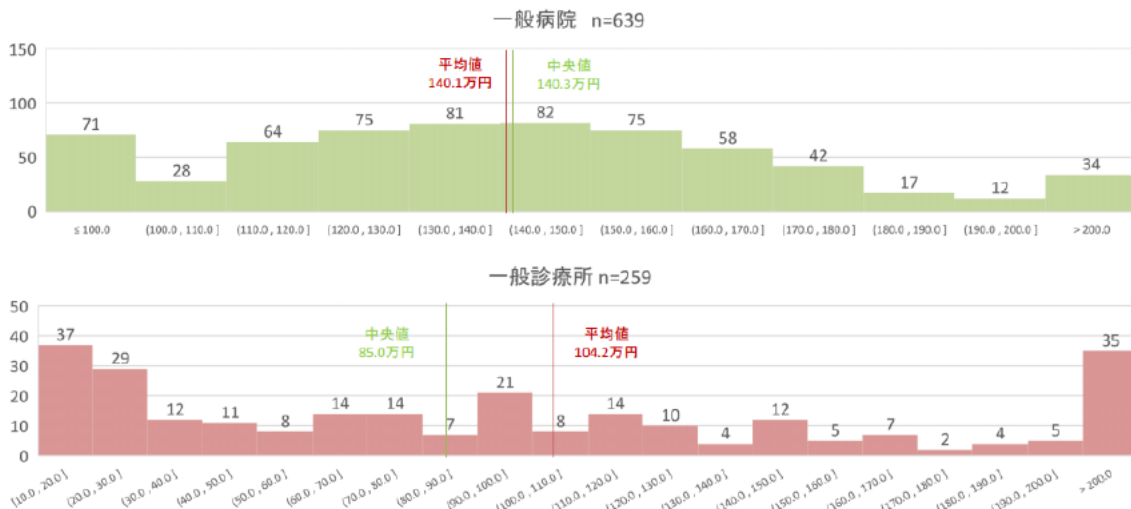
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 歯科診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない)  
 注：配分状況については、各職種ごとに、年度の給与(1施設あたり平均)/給与費(1施設あたり平均)を算出し、その比率を再計算したものを。

■ 図表 19 常勤医師の1月当たり給与の平均と分布(サービス類型別)

**医師の給与(サービス類型別)**

○ サービス類型別の医師の1月当たり給与の分布は下図の通り。  
 ・ 一般診療所においては、一定のばらつきが見られた。

【常勤医師の1月当たり給与の平均と分布(サービス類型別)】



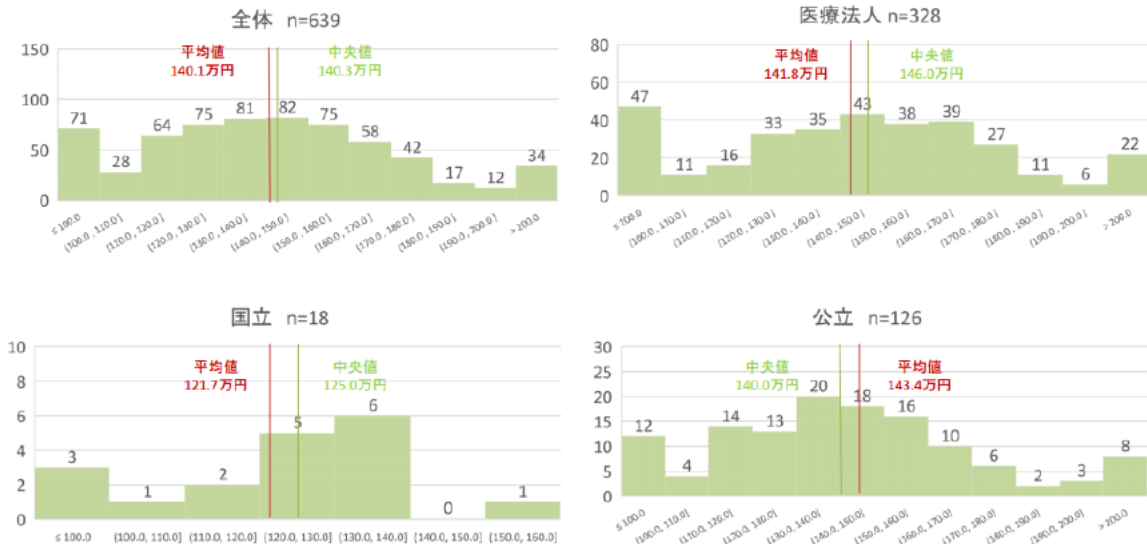
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 一般病院：(集計1)全体 一般診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない)  
 注：医師の1月当たり給与については、(年度の給与+年度の賞与)/人員(人月)により算出。

■ 図表 20 常勤医師の1月当たり給与の平均と分布(一般病院・経営主体別)

**医師の給与 (一般病院・経営主体別)**

○ 一般病院の経営主体別における医師の1月当たり給与の分布は下図の通り。

【常勤医師の1月当たり給与の平均と分布(一般病院・経営主体別)】



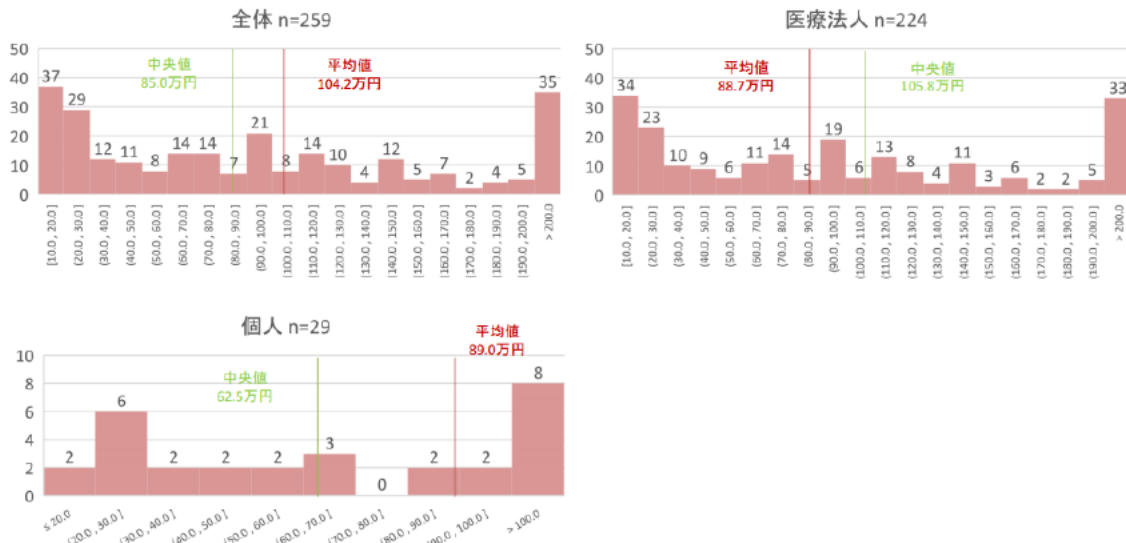
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 一般病院：(集計1)全体  
 注：医師の1月当たり給与については、(年度の給与+年度の賞与)/人員(人月)により算出。

■ 図表 21 常勤医師の1月あたり給与の平均と分布(一般診療所・経営主体別)

**医師の給与 (一般診療所・経営主体別)**

○ 一般診療所の経営主体別における、医師の1月当たり給与の分布は下図の通り。

【常勤医師の1月あたり給与の平均と分布(一般診療所・経営主体別)】



【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 一般診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない)  
 注：医師の1月当たり給与については、(年度の給与+年度の賞与)/人員(人月)により算出。

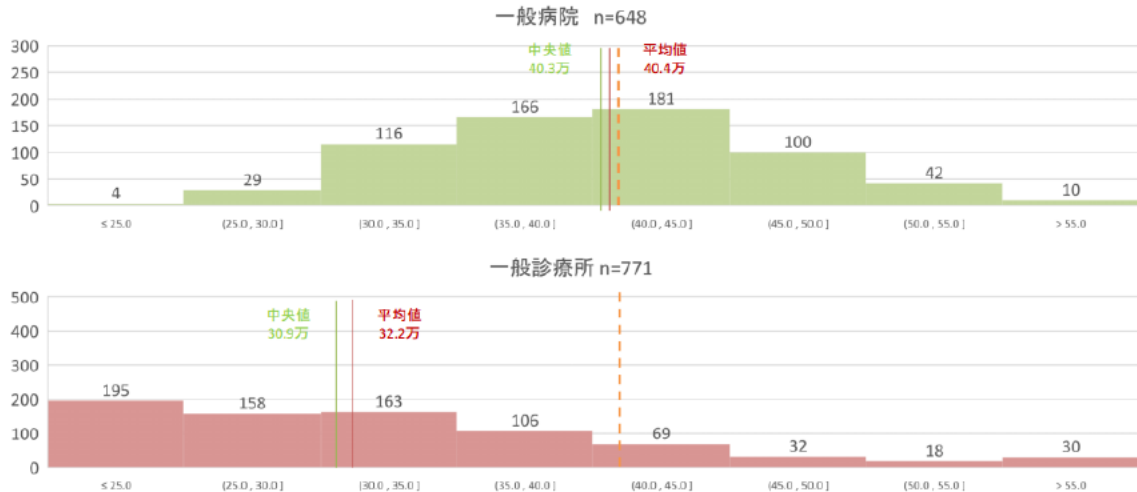


■ 図表 22 常勤看護職員の1月当たり給与の平均と分布(サービス類型別)

看護職員の給与(サービス類型別)

- サービス類型別の看護職員の1月当たり給与は下図の通り。
- ・ 一般診療所においては、中央値、平均値が小さくなっている。

【常勤看護職員の1月当たり給与の平均と分布(サービス類型別)】 全産業平均は、40.6万円(橙点線)(役職者含む)(賞与含む)  
 【出典】R2年度賃金構造基礎統計調査



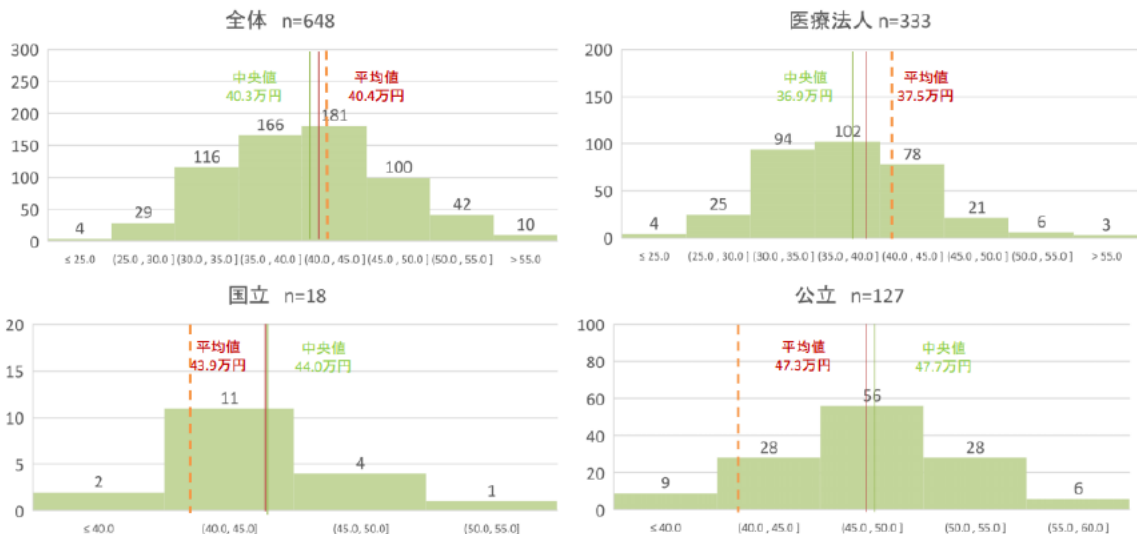
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 一般病院：(集計1)全体(青色申告有(省略形式)を含まない)  
 一般診療所：(集計2)全体(青色申告有(省略形式)を含まない)  
 注：看護職員の1月当たり給与については、(年度の給与+年度の賞与)÷人員(人月)により算出。

■ 図表 23 常勤看護職員の1月当たり給与の平均と分布(一般病院・経営主体別)

看護職員の給与(一般病院・経営主体別)

- 一般病院の経営主体別における看護職員の1月当たり給与の分布は下図の通り。
- ・ 公立においては、中央値、平均値が大きくなっている。

【常勤看護職員の1月当たり給与の平均と分布(一般病院・経営主体別)】 全産業平均は、40.6万円(橙点線)(役職者含む)(賞与含む)  
 【出典】R2年度賃金構造基礎統計調査



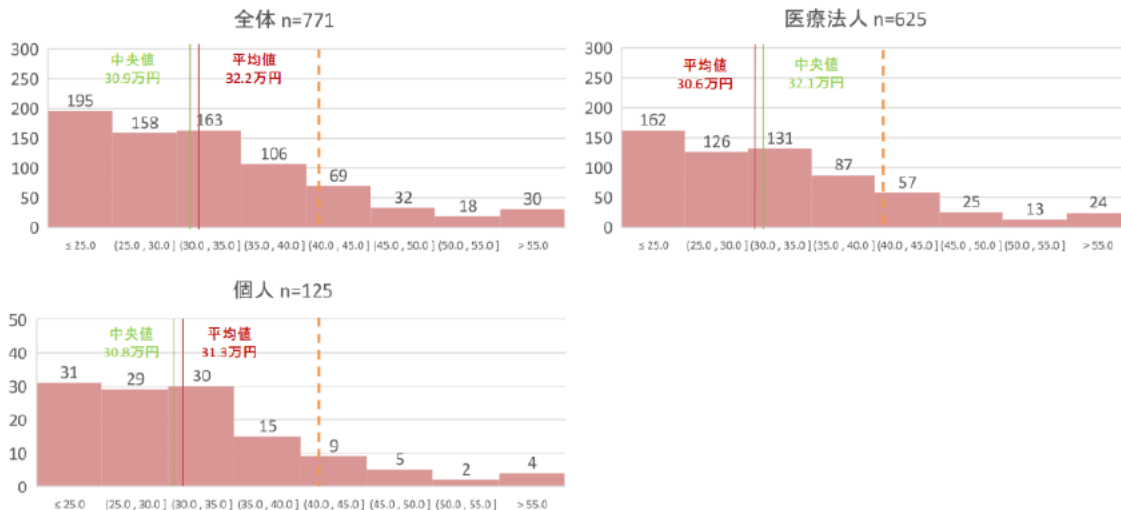
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 一般病院：(集計1)全体  
 注：看護職員の1月当たり給与については、(年度の給与+年度の賞与)÷人員(人月)により算出。

■ 図表 24 常勤看護職員の1月当たり給与の平均と分布(一般診療所・経営主体別)

看護職員の給与(一般診療所・経営主体別)

○ 一般診療所の経営主体別における、看護職員の1月当たり給与の分布は下図の通り。

【常勤看護職員の1月当たり給与の平均と分布(一般診療所・経営主体別)】 全産業平均は、40.6万円(橙点線)(役職者含む)(賞与含む)  
 【出典】R2年度賃金構造基礎統計調査



【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 一般診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない)  
 注：看護職員の1月当たり給与については、(年度の給与+年度の賞与)/人員(人月)により算出。

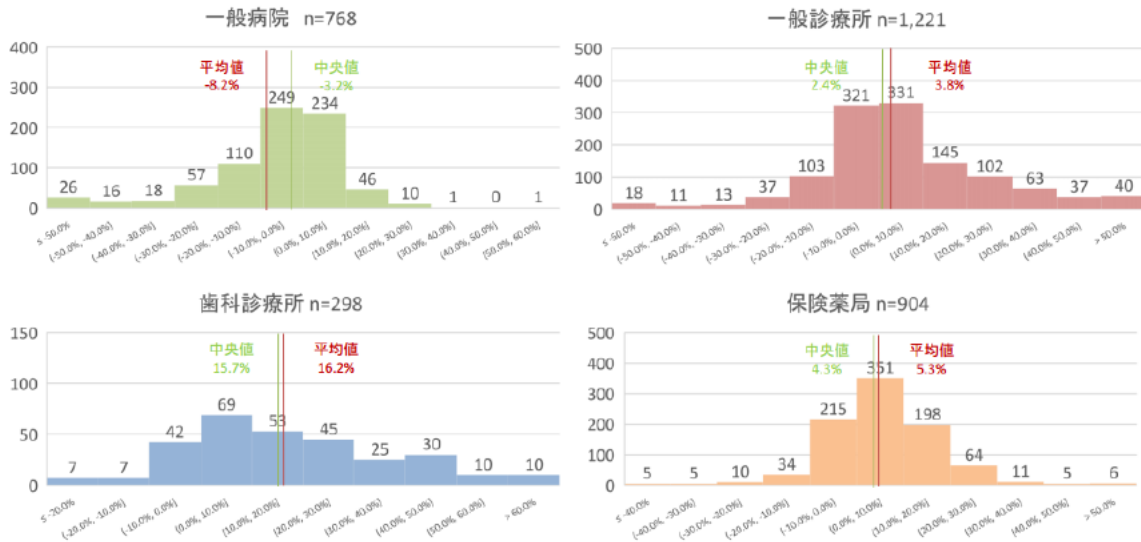
c.収入・支出及び資産の関係

■ 図表 25 利益率の平均と分布（サービス類型別）

**利益率の分布（サービス類型別）**

- サービス類型別の利益率の平均と分布は下図の通り。
- ・ 歯科診療所における、利益率の平均値、中央値は高くなっている。

【利益率の平均と分布（サービス類型別）】



【出典】第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）

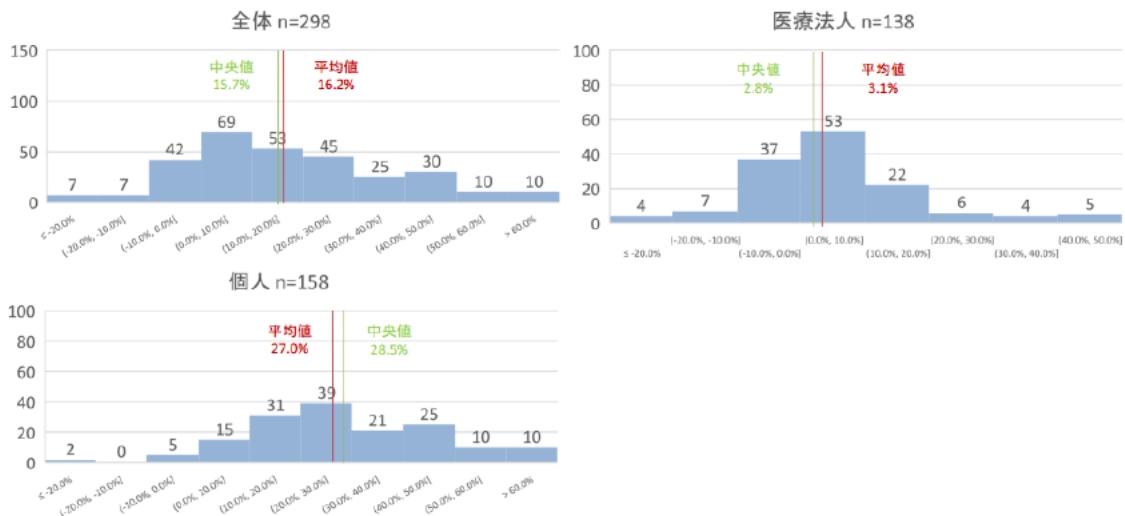
・令和2年度の集計データを使用。  
 ・一般病院：（集計1）全体（青色申告者（省略形式）を含まない） 一般診療所：（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない） 歯科診療所：（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない） 保険薬局：（集計2）全体  
 注：利益率については、損益差額/医療介護収益合計にて算出。ただし、コロナ関連補助金等を除く。

■ 図表 26 利益率の平均と分布（サービス類型別）

**利益率の分布（サービス類型別）**

- 歯科診療所の経営主体別における、利益率の平均と分布は下図の通り。
- ・ 個人における、利益率の平均値と中央値は高くなっている。

【利益率の平均と分布（サービス類型別）】



【出典】第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）

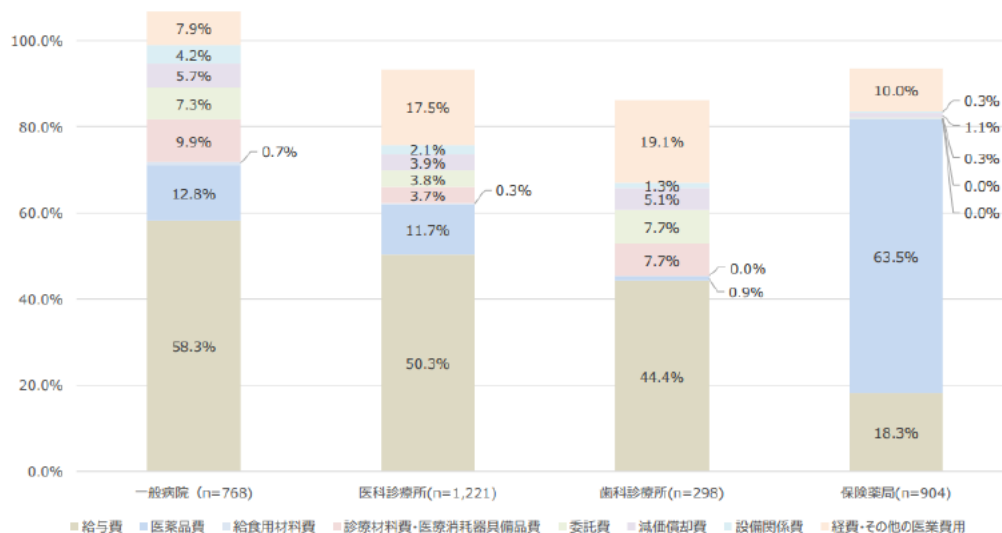
・令和2年度の集計データを使用。  
 ・歯科診療所（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない）  
 注：利益率については、損益差額/医療介護収益合計にて算出。ただし、コロナ関連補助金等を除く。

■ 図表 27 収益に対する各費用の割合(サービス類型別)

収益に対する各費用の割合(サービス類型別)

○ サービス類型別の費用の割合は下図の通り。

【収益に対する各費用の割合(サービス類型別)】



【出典】第2-3回医療経済実態調査(医療機関等調査)

令和2年度の集計データを使用。

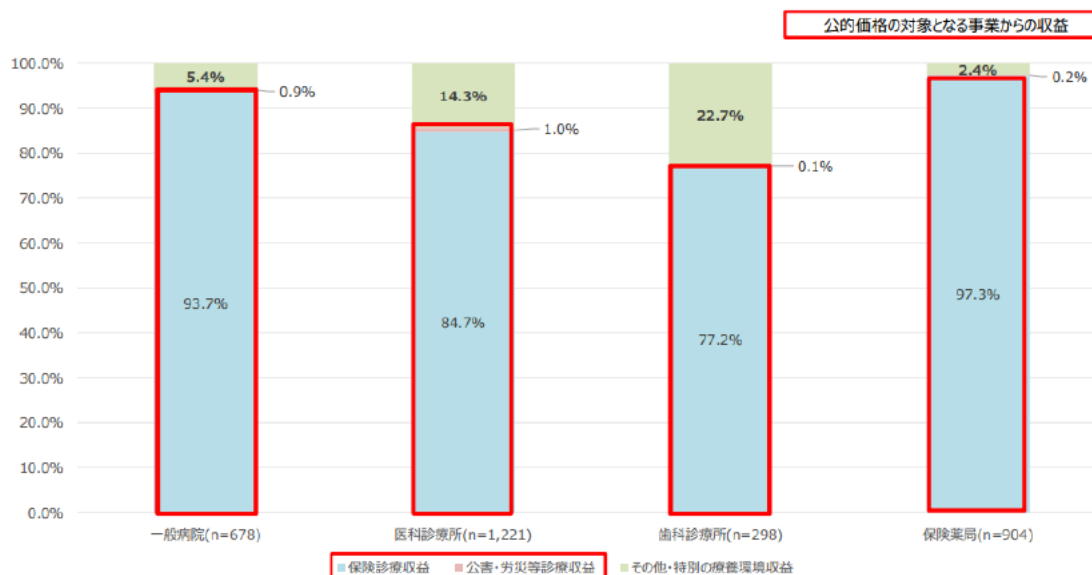
一般病院：(集計1)全体 一般診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない) 歯科診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない) 保険薬局：(集計2)全体

■ 図表 28 公的価格の対象となる事業以外からの収入の状況(サービス類型別)

公的価格の対象となる事業以外からの収入の状況

○ サービス類型別の各医薬収益の割合は下図の通り。

・ 歯科診療所においては、公的価格の対象となる事業以外からの収益の割合が大きくなっている。



【出典】第2-3回医療経済実態調査(医療機関等調査)

令和2年度の集計データを使用。

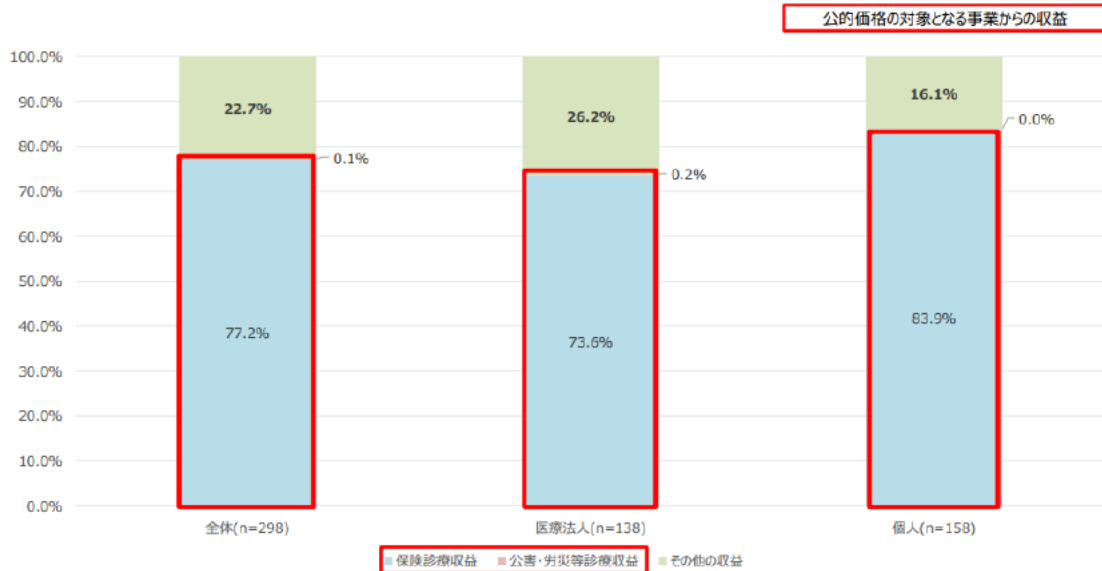
一般病院：(集計1)全体 一般診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない) 歯科診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない) 保険薬局：(集計2)全体

注：医薬収益についてはコロナ関連補助金を除く。

■ 図表 29 公的価格の対象となる事業以外からの収入の状況(歯科診療所の経営主体別)

公的価格の対象となる事業以外からの収入の状況

- 歯科診療所の経営主体別における、各医業収益の割合は下図の通り。
- ・ 医療法人においては、公的価格の対象となる事業以外からの収益の割合が大きくなっている。



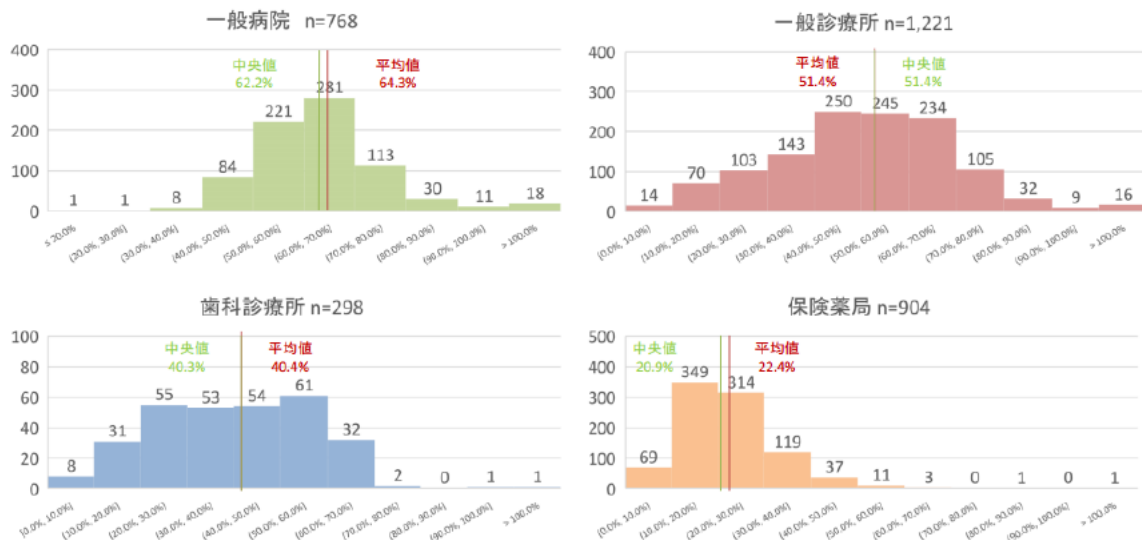
【出典】第2-3回医療経済実態調査（医療機関等調査）  
令和2年度の集計データを使用。  
歯科診療所：（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない）  
注：医業収益についてはコロナ関連補助金を除く。

■ 図表 30 医業介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(サービス類型別)

収益に占める人件費の割合（サービス類型別）

- サービス類型別の人件費（給与費）の割合の分布は下図の通り。
- ・ 保険薬局における、人件費の割合の平均値、中央値は低くなっている。

【医業介護収益に占める人件費の割合の平均と分布（サービス類型別）】



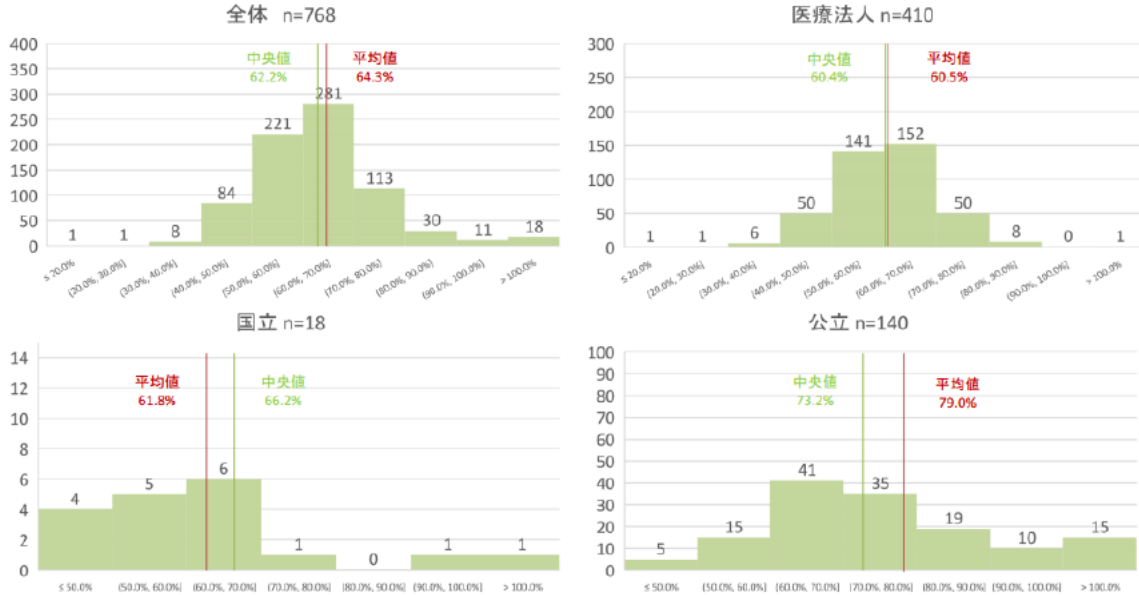
【出典】第2-3回医療経済実態調査（医療機関等調査）  
令和2年度の集計データを使用。  
一般病院：（集計1）全体 一般診療所：（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない） 歯科診療所（集計2）全体（青色申告者（省略形式）を含まない） 保険薬局（集計2）全体  
注：人件費の割合については、給与費/医業介護収益合計より算出。

■ 図表 31 医業介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(一般病院・経営主体別)

収益に占める人件費の割合 (一般病院・経営主体別)

- 一般病院の経営主体別における人件費(給与費)の割合の分布は下図の通り。
- ・ 公立における、人件費の割合の平均値、中央値は大きくなっている。

【医業介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(一般病院・経営主体別)】



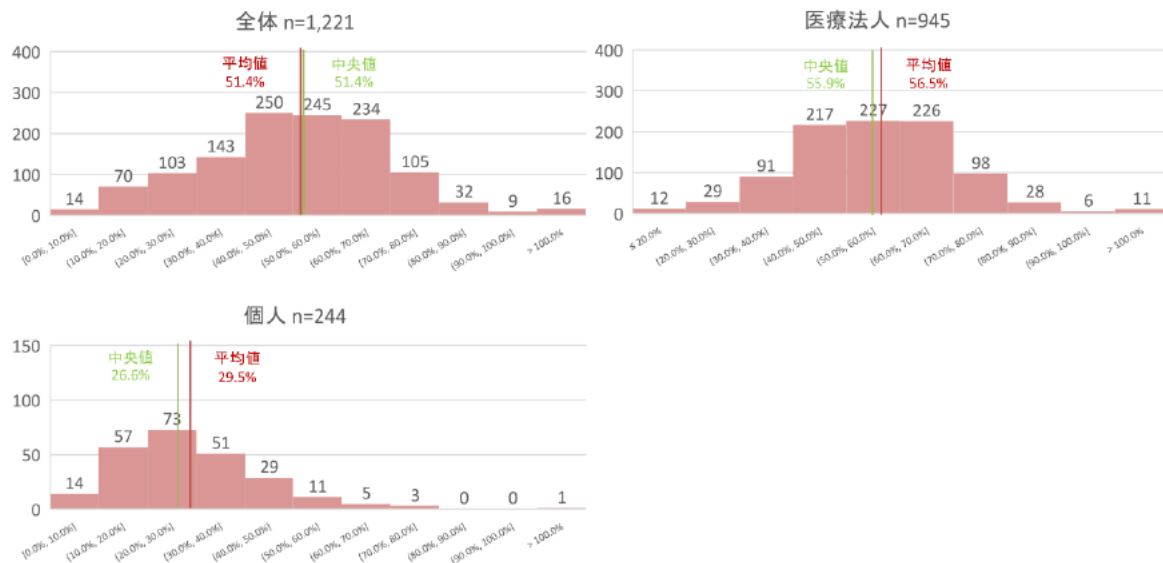
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
令和2年度の集計データを使用。一般病院：(集計1)全体  
注：人件費の割合については、給与費/医業介護収益合計により算出。

■ 図表 32 医業介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(サービス類型別)

収益に占める人件費の割合 (サービス類型別)

- 一般診療所のサービス類型別における人件費(給与費)の割合の分布は下図の通り。
- ※ 個人立の場合には経営者の報酬が人件費に含まれないことに留意。

【医業介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(サービス類型別)】



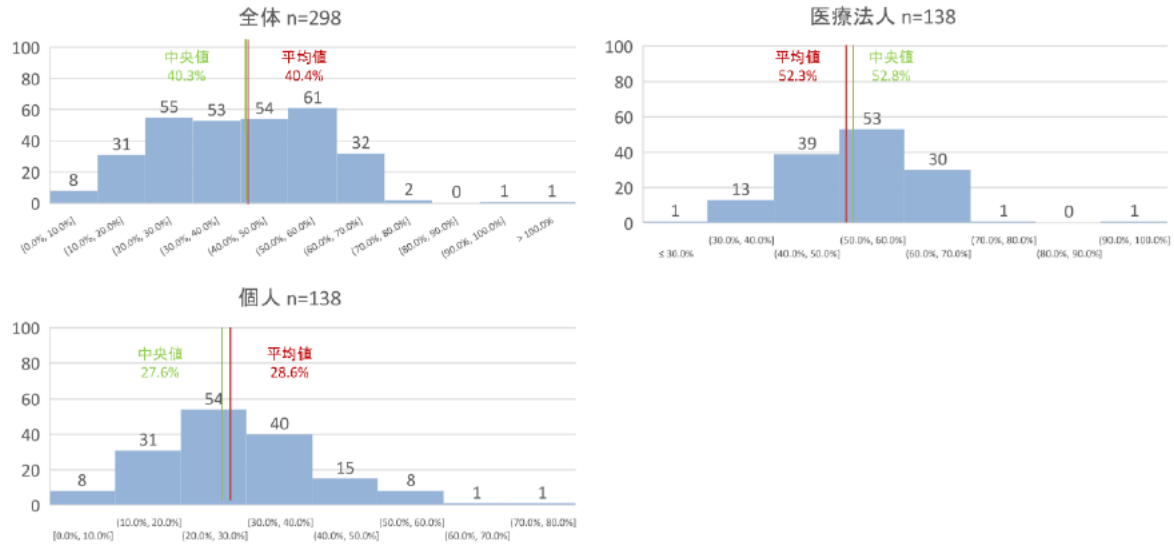
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
令和2年度の集計データを使用。  
一般診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない)  
注：人件費の割合については、給与費/医業介護収益合計により算出。

■ 図表 33 医療介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(サービス類型別)

収益に占める人件費の割合(サービス類型別)

○ 歯科診療所のサービス類型別の人件費(給与費)の割合の分布は下図の通り。  
 ※ 個人立の場合には経営者の報酬が人件費に含まれないことに留意。

【医療介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(サービス類型別)】



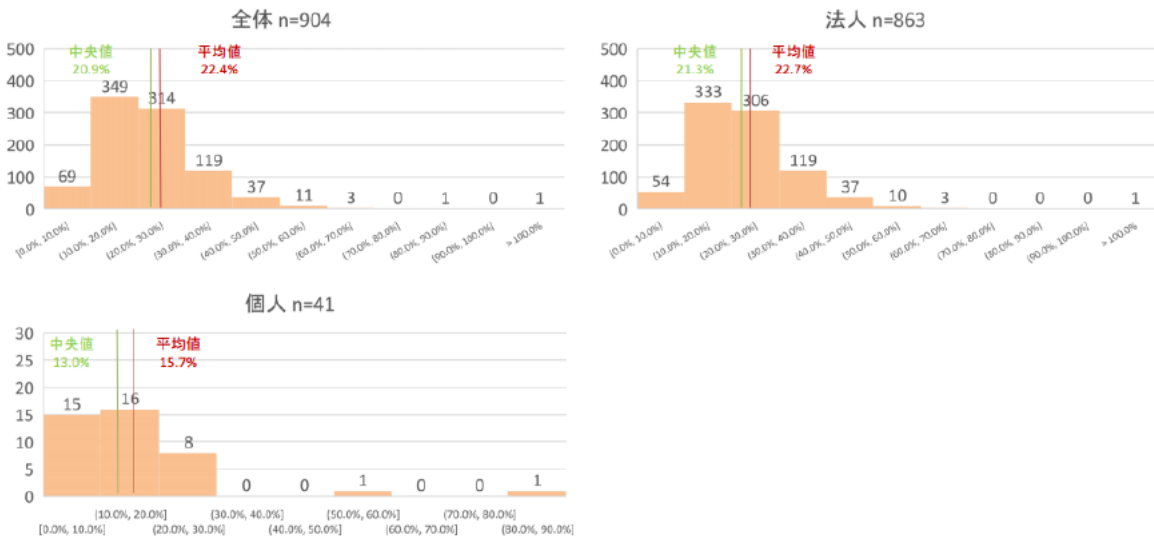
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 歯科診療所(集計2)全体(青色申告者(省庁形式)を含まない)  
 注:人件費の割合については、給与費/医療介護収益合計により算出。

■ 図表 34 医療介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(保険薬局・経営主体別)

収益に占める人件費の割合(保険薬局・経営主体別)

○ 保険薬局の経営主体別における、人件費(給与費)の割合の分布は下図の通り。  
 ※ 個人立の場合には経営者の報酬が人件費に含まれないことに留意。

【医療介護収益に占める人件費の割合の平均と分布(保険薬局・経営主体別)】



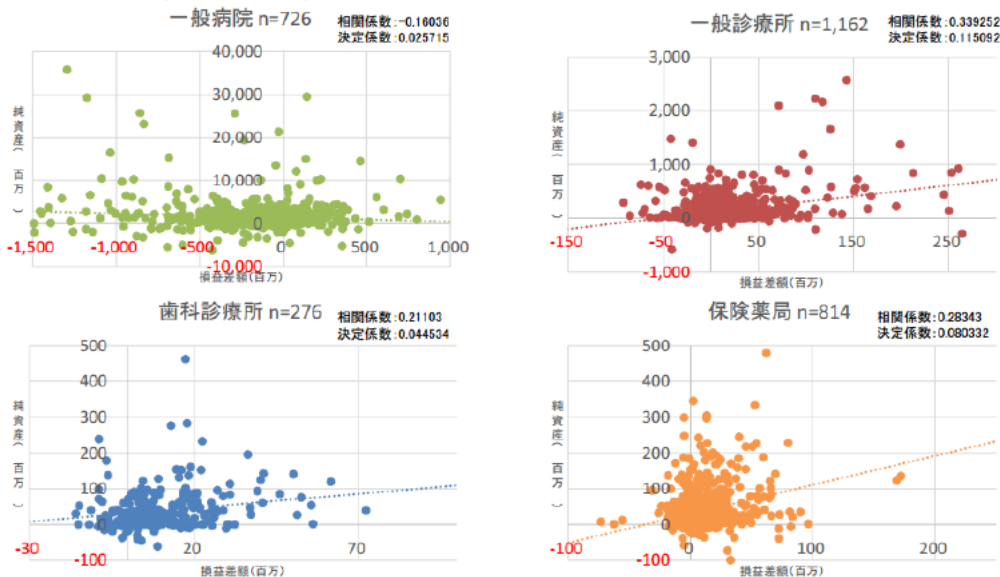
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。保険薬局(集計2)全体  
 注:人件費の割合については、給与費/医療介護収益合計により算出。

■ 図表 35 利益と資産の関係(サービス類型別)

**利益と純資産の関係(サービス類型別)**

○ サービス類型別の利益(損益差額)と資産(純資産)の関係は下図の通り。  
 ・ いずれも相関係数、決定係数は0に近い数値を示しており、関係性はほとんど見られなかった。

【利益と資産の関係 (サービス類型別)】



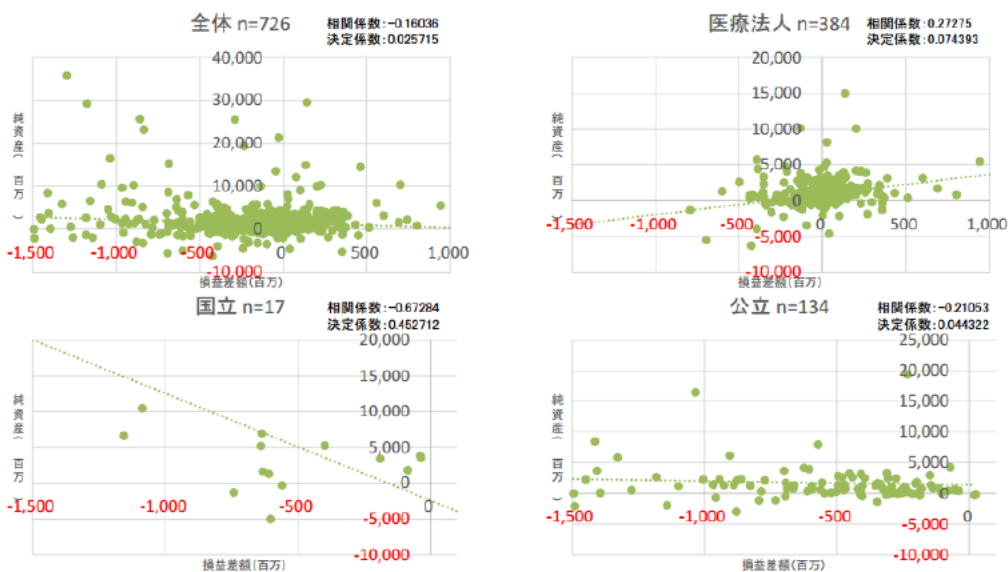
【出典】第2,3回医療経済実態調査(医療機関等調査)令和2年度の集計データを使用。  
 一般病院：(集計1)全体 一般診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない) 歯科診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない) 保険薬局：(集計2)全体  
 注：純資産は、「資産合計」-「負債合計」で算出。

■ 図表 36 利益と資産の関係(一般病院・経営主体別)

**利益と純資産の関係(一般病院・経営主体別)**

○ 一般病院の経営主体別における、利益(損益差額)と資産(純資産)の関係は下図の通り。  
 ・ 国立における相関係数は、-1に近い数値を示しているが、決定係数は0.5未満である。

【利益と資産の関係 (一般病院・経営主体別)】



【出典】第2,3回医療経済実態調査(医療機関等調査)一般病院：(集計1)全体  
 注：純資産は、「資産合計」-「負債合計」で算出。

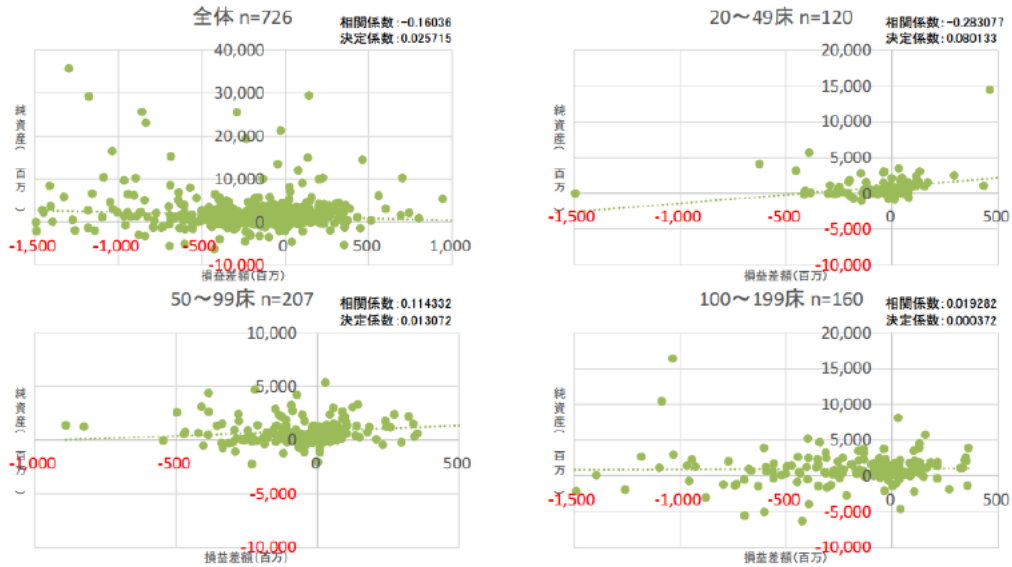


■ 図表 37 利益と資産の関係(一般病院・病床規模別①)

**利益と純資産の関係 (一般病院・病床規模別)**

○ 一般病院の病床数20床以上、199床以下における、利益(損益差額)と資産(純資産)の関係は下図の通り。  
 ・ いずれも相関係数、決定係数は0に近い数値を示しており、関係性はほとんど見られなかった。

【利益と資産の関係 (一般病院・病床規模別①)】



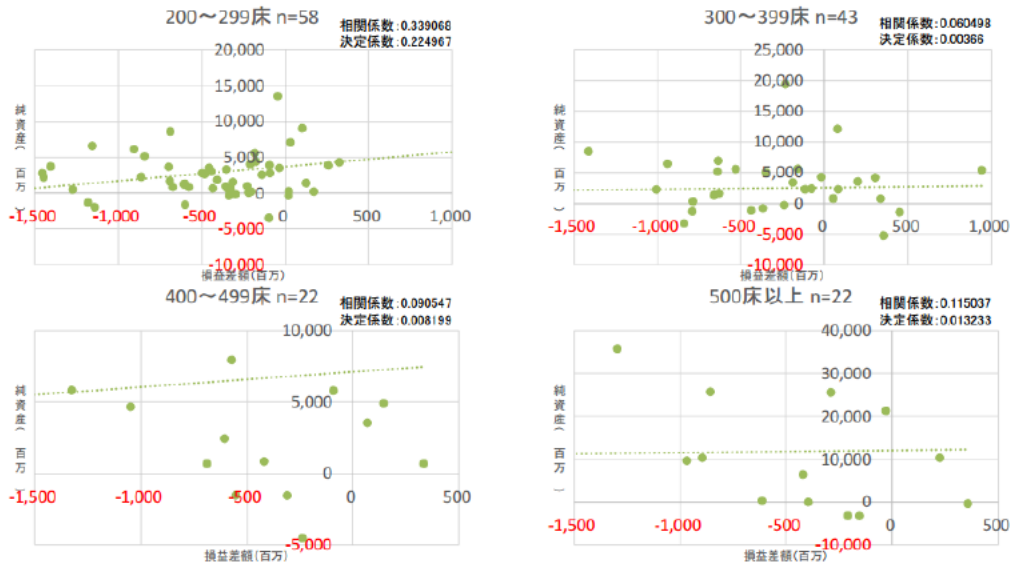
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。一般病院：(集計1)全体  
 注：純資産は、「資産合計」-「負債合計」で算出。

■ 図表 38 利益と資産の関係(一般病院・病床規模別②)

**利益と純資産の関係 (一般病院・病床規模別)**

○ 一般病院の病床数200床以上における、利益(損益差額)と資産(純資産)の関係は下図の通り。  
 ・ いずれも相関係数、決定係数は0に近い数値を示しており、関係性はほとんど見られなかった。

【利益と資産の関係 (一般病院・病床規模別②)】



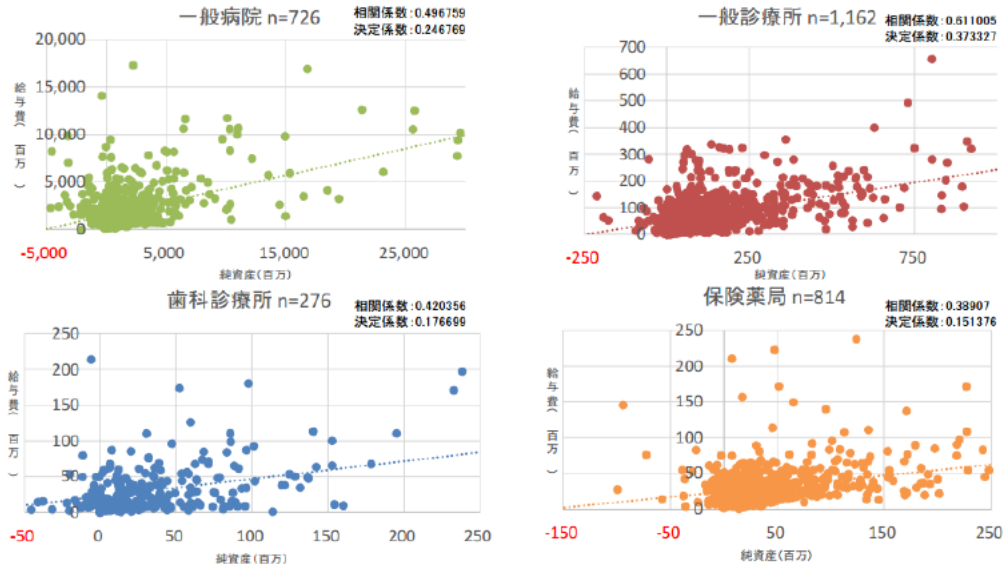
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。一般病院：(集計1)全体  
 注：純資産は、「資産合計」-「負債合計」で算出。

■ 図表 39 資産と人件費の関係(サービス類型別)

**純資産と人件費の関係(サービス類型別)**

○ サービス類型別における、資産(純資産)と人件費(給与費)の関係は下図の通り。  
 ・ 一般診療所における相関係数は、1に近い数値を示しているが、決定係数は0.5未満である。

【資産と人件費の関係(サービス類型別)】



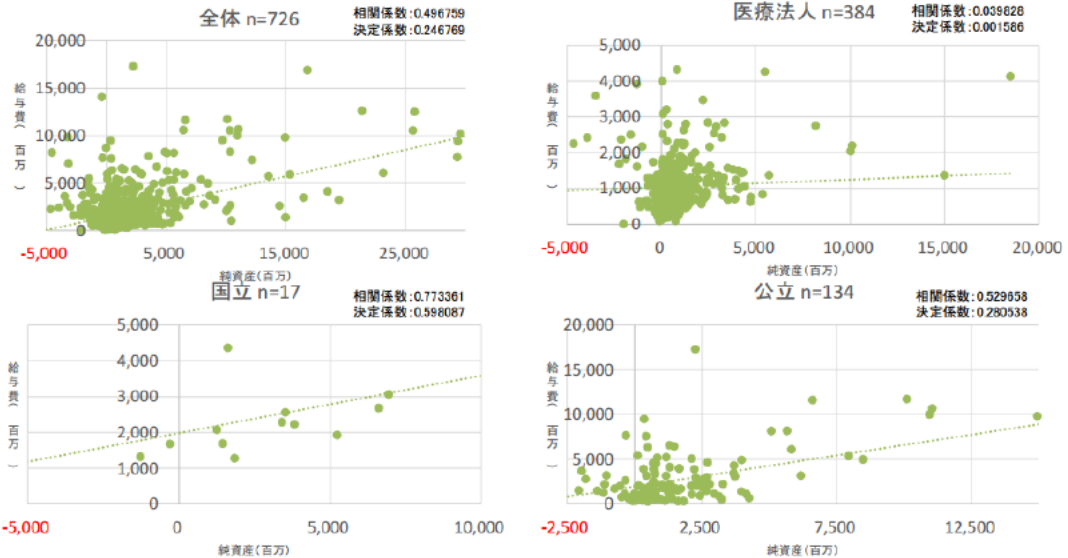
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 一般病院：(集計1)全体 一般診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない) 歯科診療所：(集計2)全体(青色申告者(省略形式)を含まない) 保険薬局：(集計2)全体  
 注：純資産は、「資産合計」-「負債合計」で算出。

■ 図表 40 資産と人件費の関係(一般病院・経営主体別)

**純資産と人件費の関係(一般病院・経営主体別)**

○ 一般病院の経営主体別における、資産(純資産)と人件費(給与費)の関係は下図の通り。  
 ・ 公立における相関係数は、1に近い数値を示しているが、公立の決定係数は0.5未満である。  
 ・ 国立においては資産と人件費に関係性(正の相関)が見られた。  
 ※ 国立においては、n数が少ないことに留意が必要。

【資産と人件費の関係(一般病院・経営主体別)】



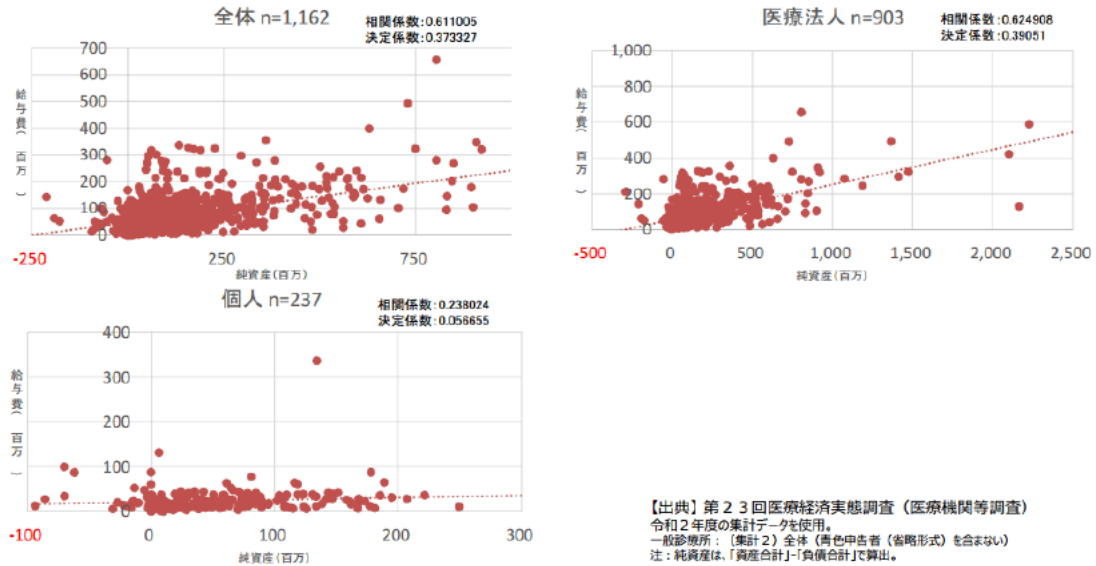
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。一般病院：(集計1)全体  
 注：純資産は、「資産合計」-「負債合計」で算出。

■ 図表 41 資産と人件費の関係(一般診療所・経営主体別)

**純資産と人件費の関係(一般診療所・経営主体別)**

○ 一般診療所の経営主体別における、資産(純資産)と人件費(給与費)の関係は下図の通り。  
 ・ 医療法人における相関係数は、1に近い数値を示しているが、決定係数は0.5未満である。

【資産と人件費の関係(一般診療所・経営主体別)】

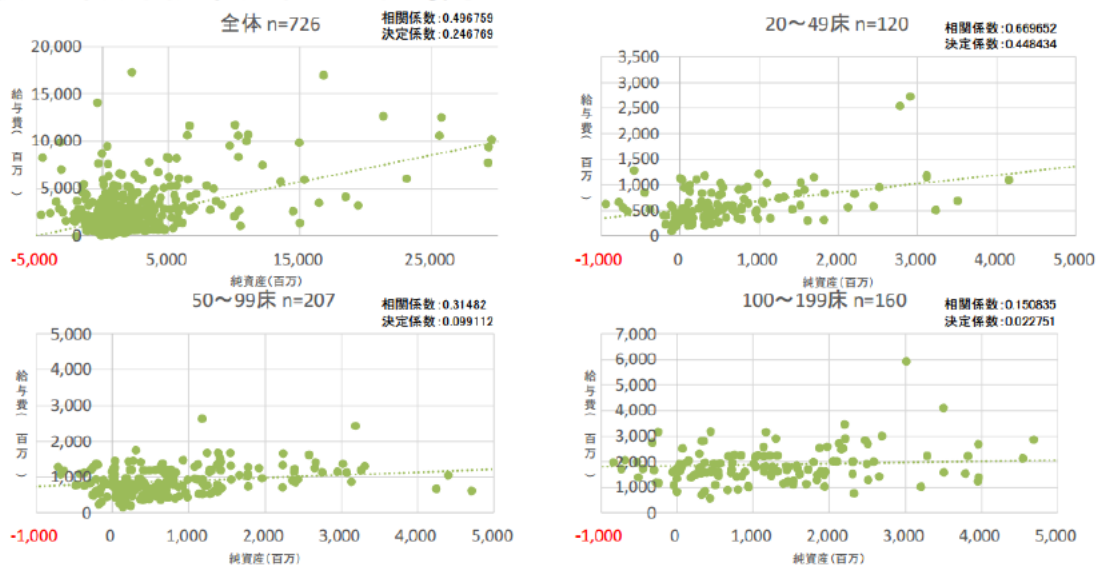


■ 図表 42 資産と人件費の関係(一般病院・病床規模別①)

**純資産と人件費の関係(一般病院・病床規模別)**

○ 一般病院の病床数20床以上、199床以下における、資産(純資産)と人件費(給与費)の関係は下図の通り。  
 ・ 20~49床における相関係数は、1に近い数値を示しているが、決定係数は0.5未満である。

【資産と人件費の関係(一般病院・病床規模別①)】



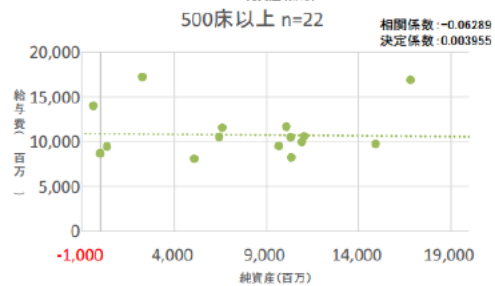
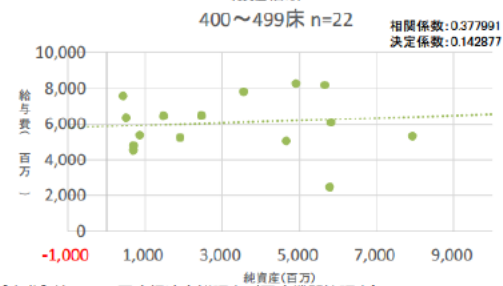
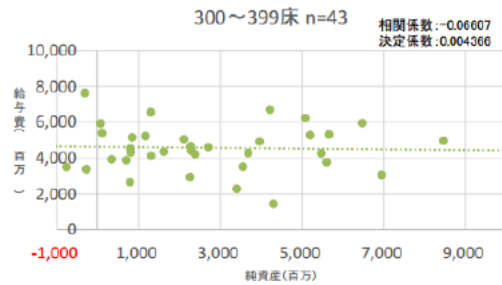
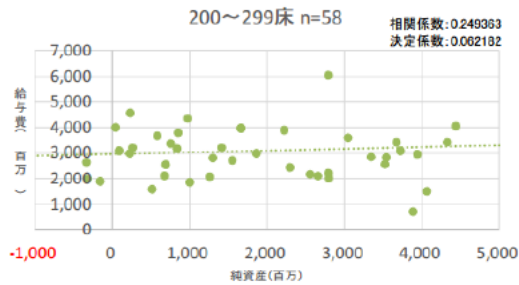
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。一般病院：「集計1」全体  
 注：純資産は、「資産合計」-「負債合計」で算出。

■ 図表 43 資産と人件費の関係(一般病院・病床規模別②)

純資産と人件費の関係(一般病院・病床規模別)

- 一般病院の病床数200床以上における、資産(純資産)と人件費(給与費)の関係は下図の通り。
- ・ いずれも相関係数、決定係数は0に近い数値を示しており、関係性はほとんど見られなかった。

【資産と人件費の関係(一般病院・病床規模別②)】



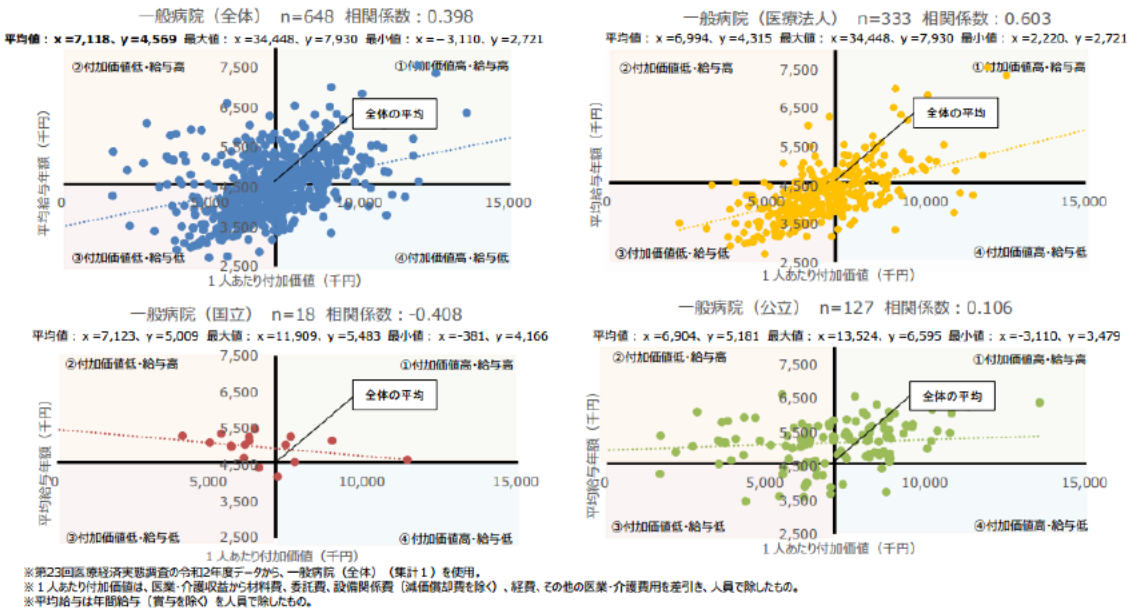
【出典】第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)  
 令和2年度の集計データを使用。  
 一般病院:(集計1)全体  
 注:純資産は、「資産合計」-「負債合計」で算出。

d.職員1人あたり付加価値と平均給与の関係

■ 図表 44 職員1人あたり付加価値と平均給与年額との関係(一般病院・経営主体別)

**職員1人あたり付加価値と平均給与年額との関係(一般病院・経営主体別)**

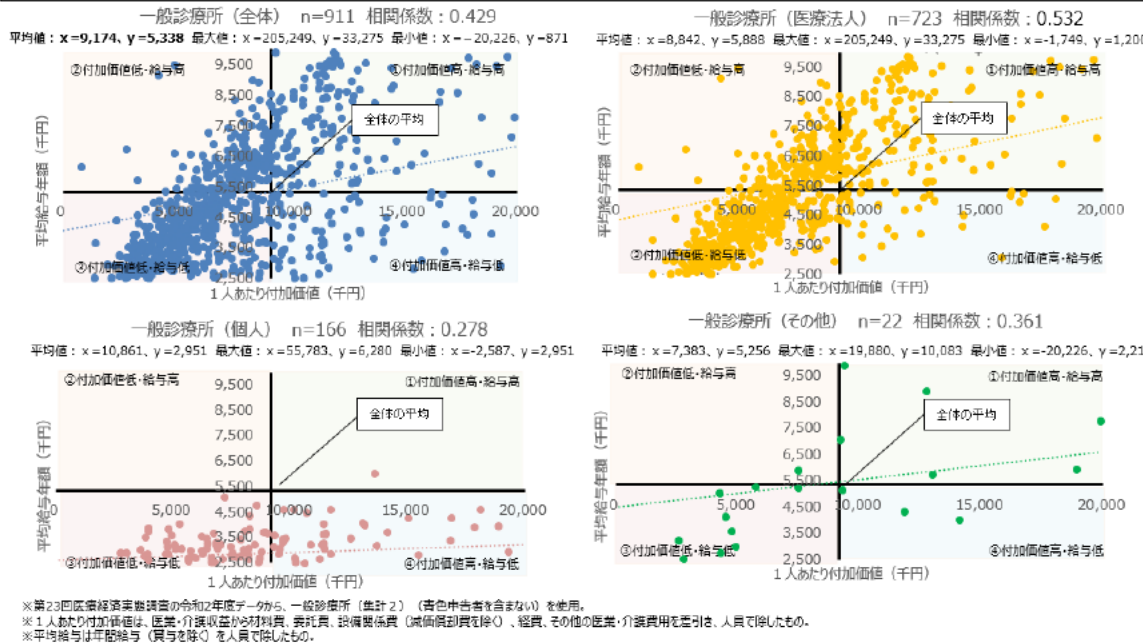
- 今回の「費用の見える化」の主たる目的は、各施設での収入が、どの程度個々の職員の給与に行き渡っているかを確認すること。
- こうした観点から、一般病院の経営主体別に1人当たり付加価値(収益(売上げ)から材料費、経費、委託費等の外部購入価値を控除したもの)と、平均給与年額の散布図を作成すると、医療法人の施設においては正の相関が見られ、1人あたり付加価値が高ければ平均給与年額も高くなる傾向が見られた。
- 一般病院の国立、公立においては、1人あたり付加価値や平均給与年額が全体の平均を上回る施設が多くなっている。(①または②の領域)
- ※ 付加価値に含まれる給与については、個人立の場合、開設者の報酬は含まれない。
- ※ 収益からは、コロナ関連補助金は除いている。



■ 図表 45 職員1人あたり付加価値と平均給与年額との関係(一般診療所・経営主体別)

**職員1人あたり付加価値と平均給与年額との関係(一般診療所・経営主体別)**

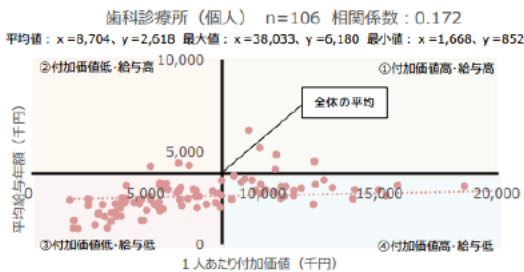
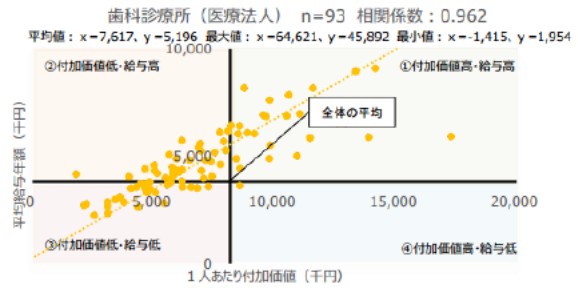
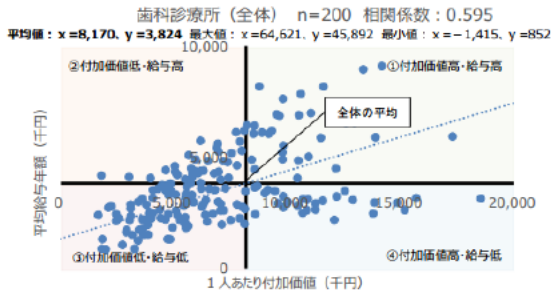
- 一般診療所の経営主体別に1人あたり付加価値と、平均給与年額の散布図を作成すると、医療法人の施設においては正の相関が見られ、1人あたり付加価値が高ければ平均給与年額も高くなる傾向が見られた。
- 個人の施設においては、1人あたりの付加価値と平均給与年額が全体の平均を下回る施設が多くなっている。(③の領域)
- ※ 付加価値に含まれる給与については、個人立の場合、開設者の報酬は含まれない。
- ※ 収益からは、コロナ関連補助金は除いている。
- ※ その他は、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などの一般診療所である。



■ 図表 46 職員 1 人あたり付加価値と平均給与年額との関係(歯科診療所・経営主体別)

職員 1 人あたり付加価値と平均給与年額との関係 (歯科診療所・経営主体別)

- 歯科診療所の経営主体別に 1 人あたり付加価値と、平均給与年額の散布図を作成すると、医療法人の施設においては正の相関が見られ、1 人あたり付加価値が高ければ平均給与年額も高くなる傾向が見られた。
- 個人の施設においては、1 人あたりの付加価値と平均給与年額は全体の平均を下回る施設が多くなっている。(③の領域)
- ※ 付加価値に含まれる給与費については、個人立の場合、開設者の報酬は含まれない。
- ※ 収益からは、コロナ関連補助金は除いている。

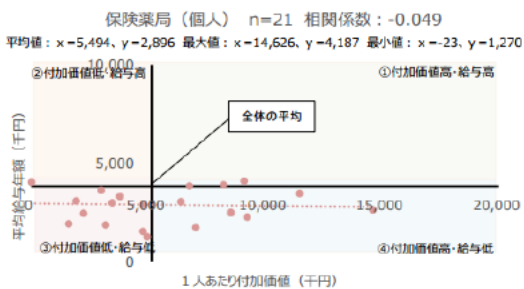
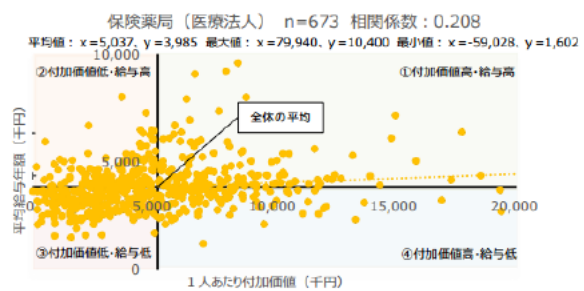
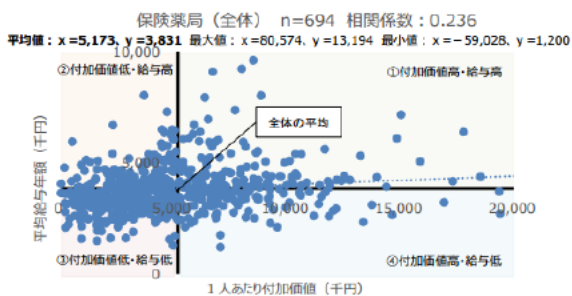


※第23回医療経済実態調査の令和2年度データから、歯科診療所(集計2)(青色申告者を含まない)を使用。  
 ※1人あたり付加価値は、医薬・介護収益から材料費、委託費、設備関係費(減価償却費を除く)、経費、その他の医薬・介護費用を差引き、人員で除したものと、  
 ※平均給与は年間給与(賞与を除く)を人員で除したものと。

■ 図表 47 職員 1 人あたり付加価値と平均給与年額との関係(保険薬局・経営主体別)

職員 1 人あたり付加価値と平均給与年額との関係 (保険薬局・経営主体別)

- 保険薬局の経営主体別に 1 人あたり付加価値と、平均給与年額の散布図を作成すると、1 人あたり付加価値と平均給与年額に大きな関係性は見いだせなかった。
- 個人の施設においては、1 人あたりの付加価値と平均給与年額は全体の平均を下回る施設が多くなっている。(③の領域)
- ※ 付加価値に含まれる給与費については、個人立の場合、開設者の報酬は含まれない。
- ※ 収益からは、コロナ関連補助金は除いている。

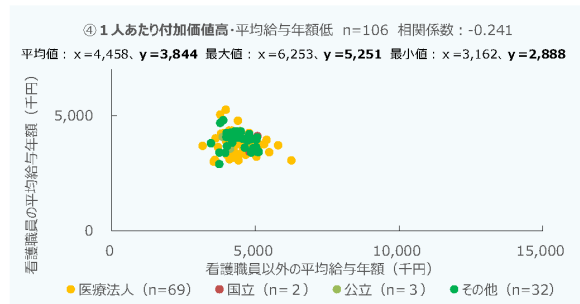
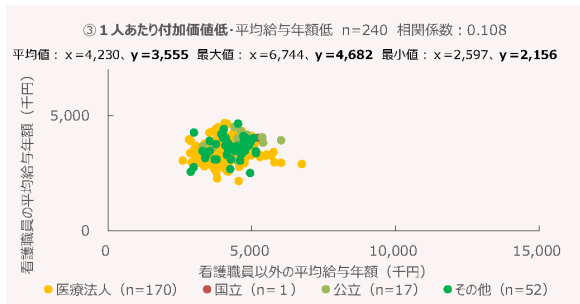
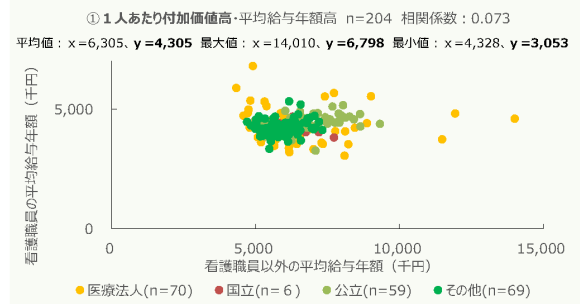
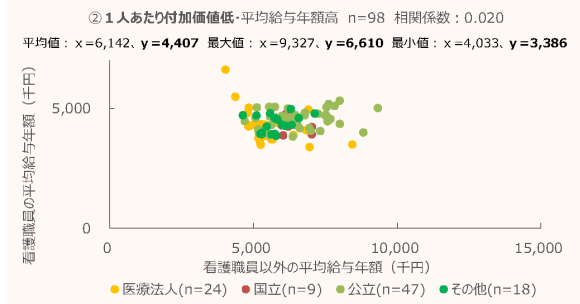


※第23回医療経済実態調査の令和2年度データから、保険薬局(集計2)を使用。  
 ※1人あたり付加価値は、収益から材料費、委託費、設備関係費(減価償却費を除く)、経費、その他の費用を差引き、人員で除したものと、  
 ※平均給与は年間給与(賞与を除く)を人員で除したものと。

■ 図表 48 領域別の看護職員とそれ以外の職員の平均給与年額との関係(一般病院)

**領域別の看護職員とそれ以外の職員の平均給与年額との関係(付加価値分析、一般病院)**

○ 一般病院(図表44)における各領域(①~④)について、看護職員とそれ以外の職員の平均給与年額を開設者で区別し、散布図に表すと下図の通りとなる。  
 ※その他とは、個人、公的、社会保険関係法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人、その他の法人などである。  
 ※n数が0の類型は表記していない。

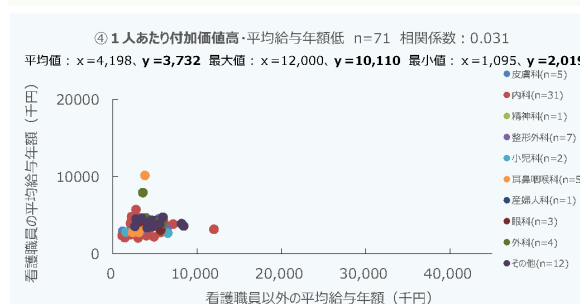
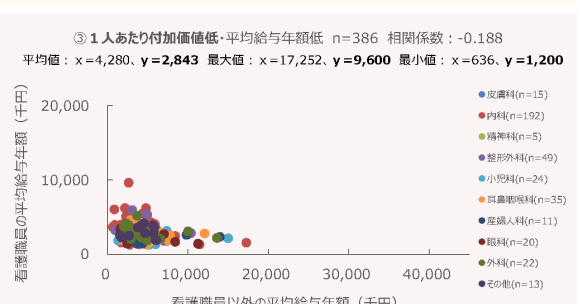
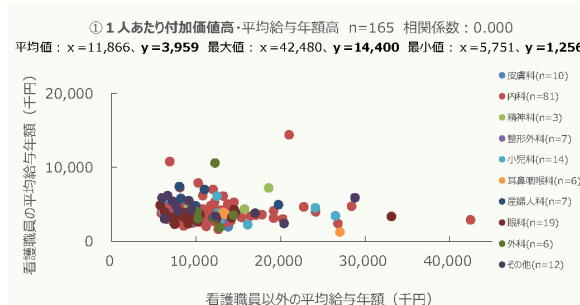
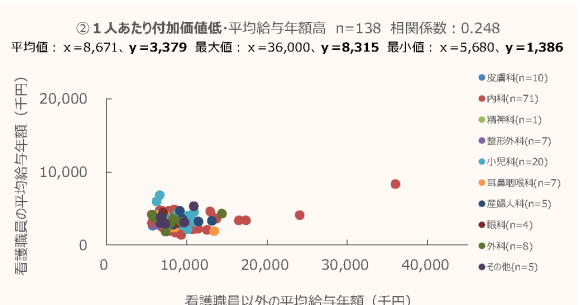


※第23回医療経済実態調査の令和2年度データから、一般病院(全体)(集計1)を使用。  
 ※看護職員の平均給与は看護職員の年間給与(賞与を除く)を看護職員の人員で除したもので、ただし非常勤は含まない。  
 ※看護職員以外の平均給与は全体の年間給与(賞与を除く)と全体の人員から看護職員の年間給与(賞与を除く)と看護職員の人員をそれぞれから差し引き、除したもので、ただし非常勤は含まない。

■ 図表 49 領域別の看護職員とそれ以外の職員の平均給与年額との関係(一般診療所)

**領域別の看護職員とそれ以外の職員の平均給与年額との関係(付加価値分析、一般診療所)**

○ 一般診療所(図表45)における各領域(①~④)について、看護職員とそれ以外の職員の平均給与年額を主たる診療科で区別し、散布図に表すと下図の通りとなる。  
 ※n数が0の類型は表記していない。



※第23回医療経済実態調査の令和2年度データから、一般診療所(集計2)(青色申告者は含まない)を使用。  
 ※看護職員の平均給与は看護職員の年間給与(賞与を除く)を看護職員の人員で除したもので、ただし非常勤は含まない。  
 ※看護職員以外の平均給与は全体の年間給与(賞与を除く)と全体の人員から看護職員の年間給与(賞与を除く)と看護職員の人員をそれぞれから差し引き、除したもので、ただし非常勤は含まない。

e.職員1人あたり損益差額(収益)と平均給与の関係

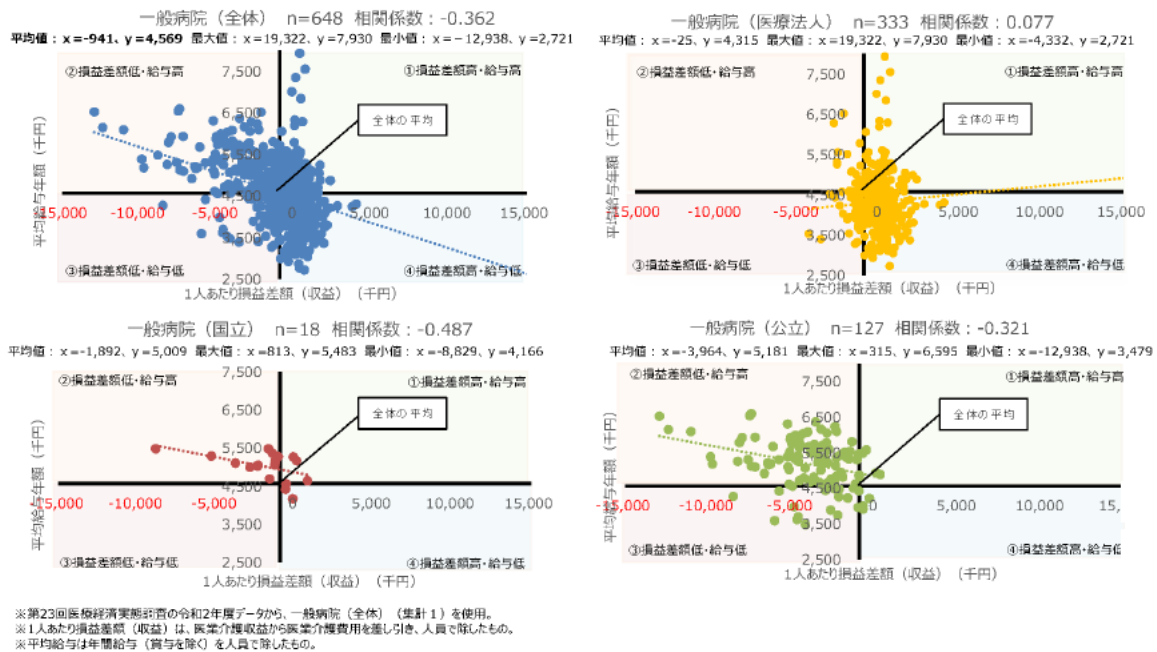
■ 図表 50 職員1人あたり損益差額(収益)と平均給与年額の関係(一般病院・経営主体別)

**職員1人あたり損益差額(収益)と平均給与年額の関係(一般病院・経営主体別)**

○ 一般病院の経営主体別の1人あたり損益差額(収益)と、平均給与年額の散布図を作成すると、医療法人においては、全体の平均よりも1人あたり損益差額(収益)が大きい、平均給与年額については全体の平均よりも低い傾向が見られた。(④の領域)

○ 国立・公立においては、全体の平均よりも1人あたり損益差額(収益)が低くなっているが、平均給与年額については全体の平均よりも高い傾向が見られた。(②の領域)

※ 収益からは、補助金は除いている。

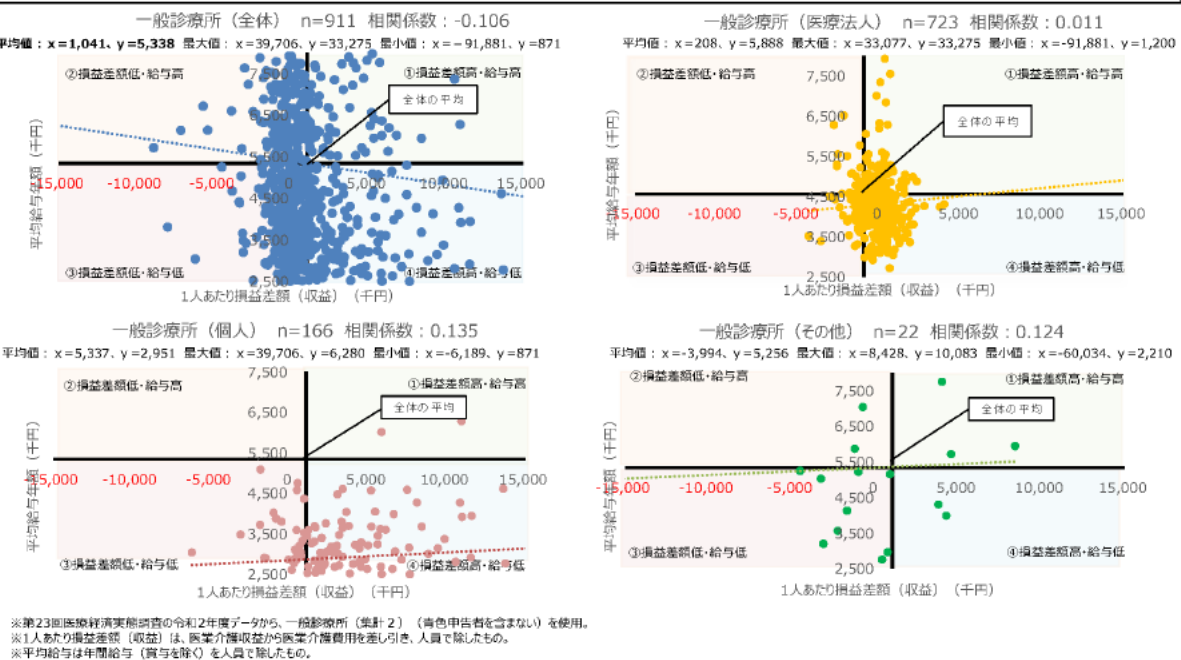


■ 図表 51 職員1人あたり損益差額(収益)と平均給与年額の関係(一般診療所・経営主体別)

**職員1人あたり損益差額(収益)と平均給与年額の関係(一般診療所・経営主体別)**

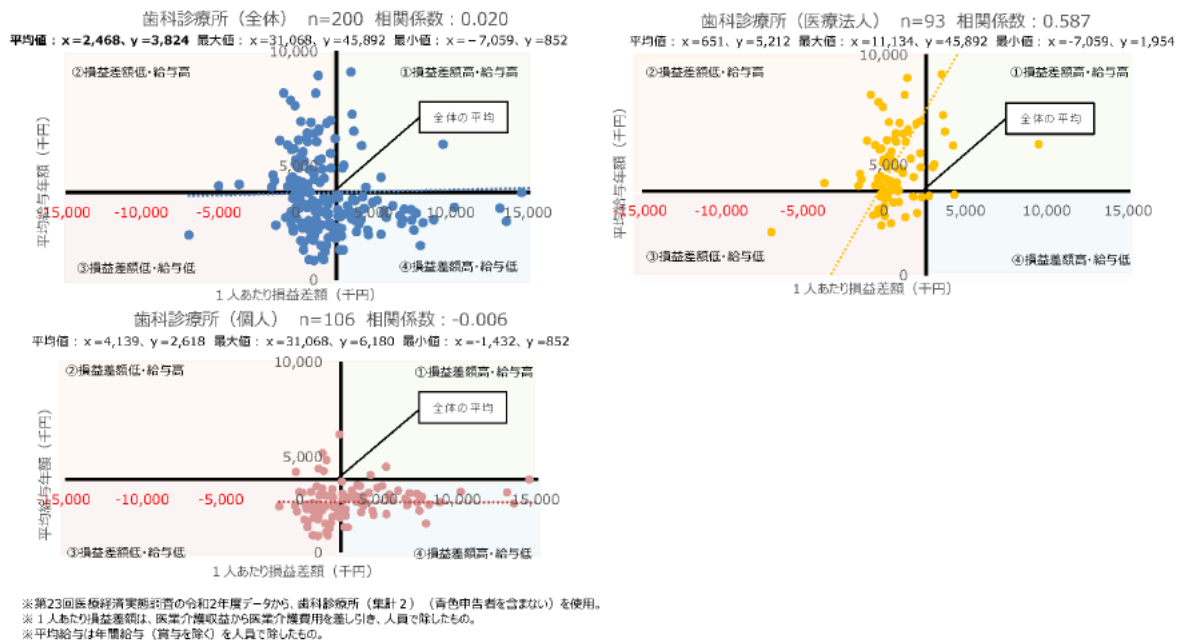
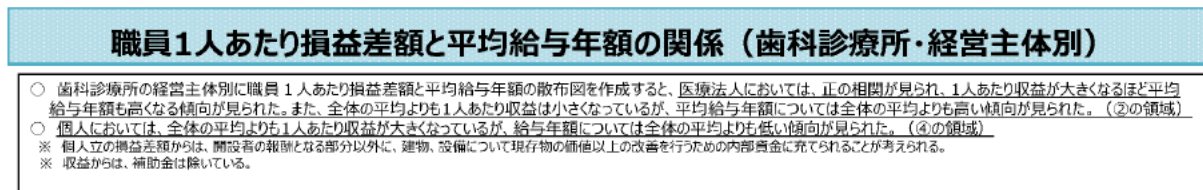
○ 一般診療所の経営主体別に職員1人あたり損益差額(収益)と平均給与年額の散布図を作成すると、個人においては、1人あたり損益差額(収益)は大きくなっているが、平均給与年額については低い傾向が見られた。(④の領域)

※ 個人別の損益差額からは、附設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。  
 ※ 収益からは、補助金は除いている。  
 ※ その他とは、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などの一般診療所である。

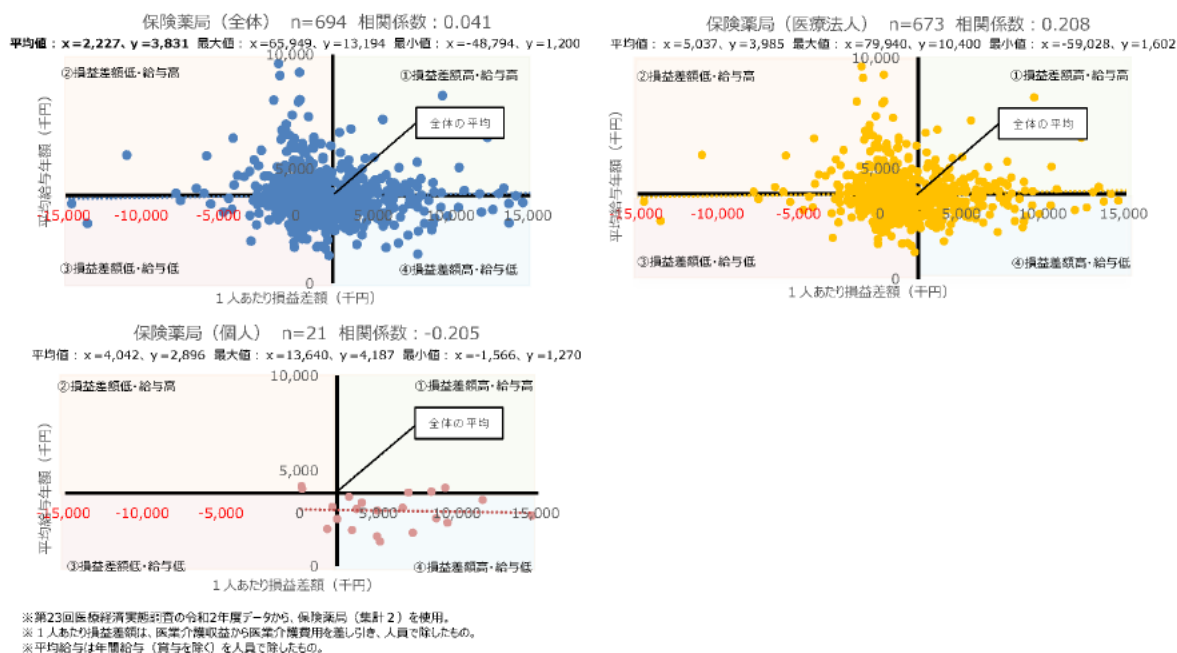
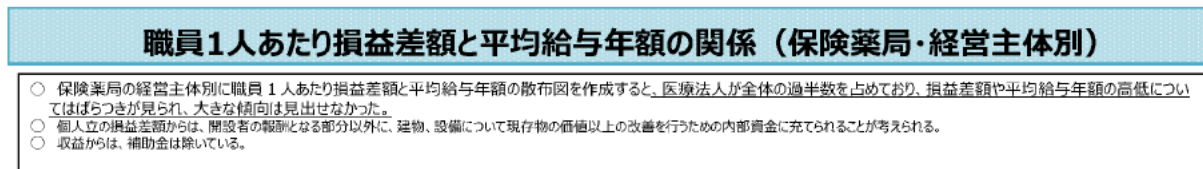




■ 図表 52 職員 1 人あたり損益差額と平均給与年額の関係（歯科診療所・経営主体別）



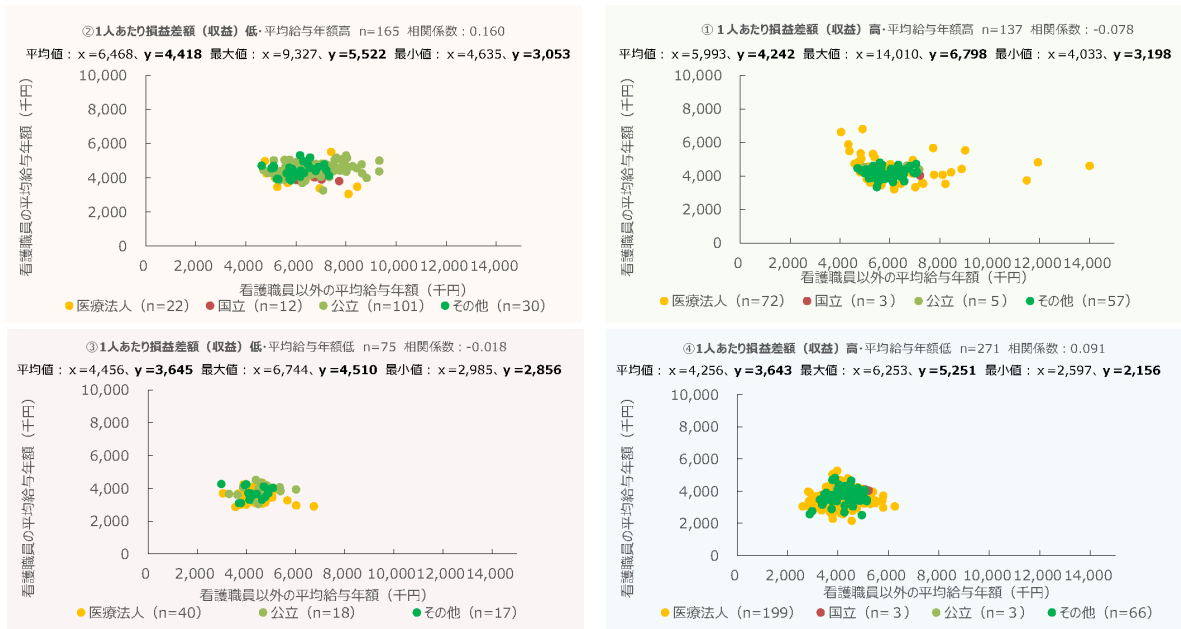
■ 図表 53 職員 1 人あたり損益差額と平均給与年額の関係（保険薬局・経営主体別）



■ 図表 54 領域別の看護職員とそれ以外の職員の平均給与と年額との関係(一般病院)

領域別の看護職員とそれ以外の職員の平均給与と年額との関係(損益差額分析、一般病院)

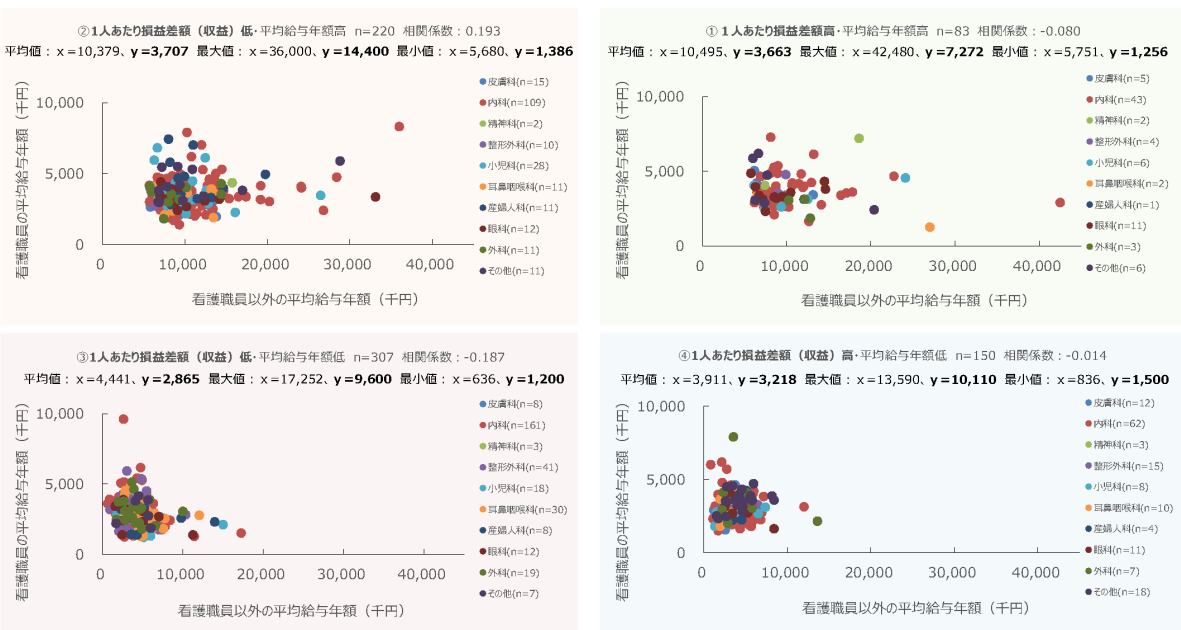
○ 一般病院(図表50)における各領域(①~④)について、看護職員とそれ以外の職員の平均給与と年額を開設者で区別し、散布図に表すと下図の通りとなる。  
 ※その他とは、個人、公的、社会保険関係法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人、その他の法人などである。  
 ※n数が0の類型は表記していない。



■ 図表 55 領域別の看護職員とそれ以外の職員の平均給与と年額との関係(一般診療所)

領域別の看護職員とそれ以外の職員の平均給与と年額との関係(損益差額分析、一般診療所)

○ 一般診療所(図表51)における各領域(①~④)について、看護職員とそれ以外の職員の平均給与と年額を主たる診療科で区別し、散布図に表すと下図の通りとなる。



### 3-2-2. 介護事業経営実態調査

#### a. 人件費以外の費用

■ 図表 56 介護事業経営実態調査における各費用区分の項目の定義

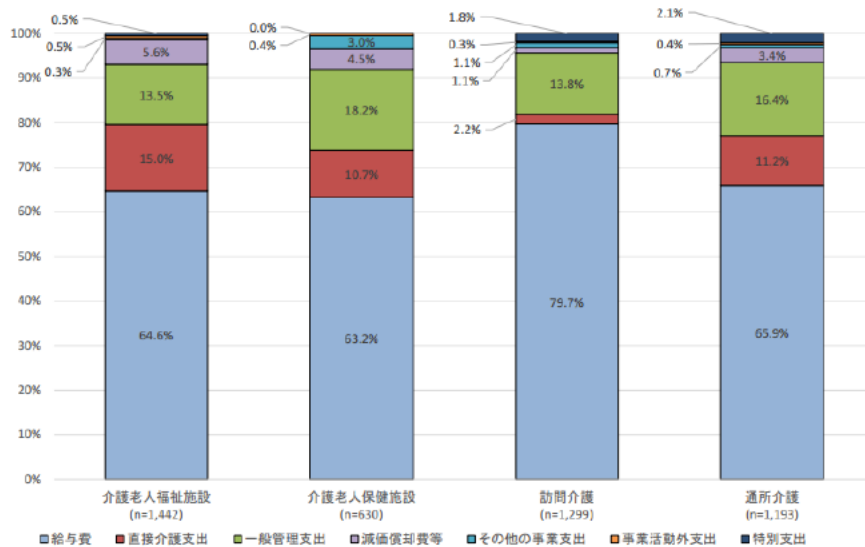
介護事業経営実態調査における各費用区分の項目の定義					
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	訪問介護	通所介護	留意事項
給与費	職員の給料、賞与、退職金、法定福利費				—
直接介護支出	給食材料費、介護用品費、保健衛生費、消耗器具備品費、車輛費、光熱水費、燃料費及びその他の経費	給食材料費、医薬品費、施設療養材料費・施設療養消耗器具備品費、車両費、光熱水費	給食材料費、介護用品費、保健衛生費、消耗器具備品費、車輛費、光熱水費、燃料費、医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費及びその他の経費		—
一般管理支出	福利厚生費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、事務消耗品費、印刷製本費、広報費、修繕費、保守料、賃借料、保険料、租税公課、委託費、雑費及びその他の経費	福利厚生費、消耗品費、修繕費、通信費、賃借料、保険料、租税公課、委託費、研修費及びその他の経費	福利厚生費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、事務消耗品費、印刷製本費、広報費、修繕費、保守料、賃借料、保険料、租税公課、委託費、雑費及びその他の経費		—
減価償却費等	減価償却費、国庫補助金等特別積立金取崩額	減価償却費	減価償却費、国庫補助金等特別積立金取崩額		—
その他の事業費用	徴収不能額、引当金繰入（退職給与引当金、賞与引当金を除く）及びその他の経費	徴収不能損失、本部費及びその他の経費	徴収不能額、引当金繰入（退職給与引当金、賞与引当金を除く）及びその他の経費		—
事業活動外支出	借入金利息				—
特別支出	本部費繰入	—	本部費繰入		—

■ 図表 57 費用の割合（サービス類型別）

**費用の割合（サービス類型別）**

○ サービス類型別の費用の割合は下図のとおり。  
・ いずれのサービスにおいても、給与費が費用全体の過半を占める。

【費用の割合（サービス類型別）】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

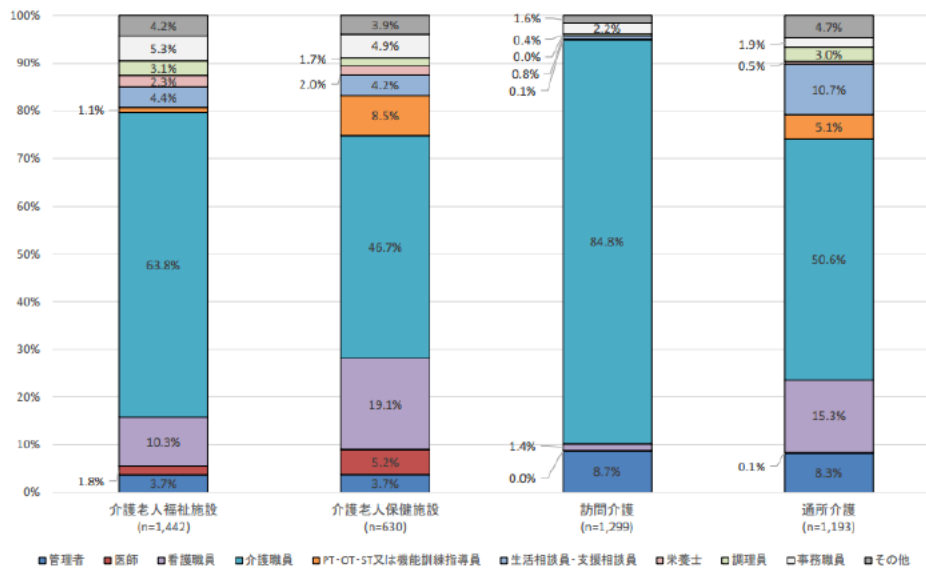
b.人件費の職種間の配分状況

■ 図表 58 人件費の職種間の配分状況・サービス類型別

人件費の職種間の配分状況（サービス類型別）

○ サービス類型別の人件費（給与費）の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況・サービス類型別】



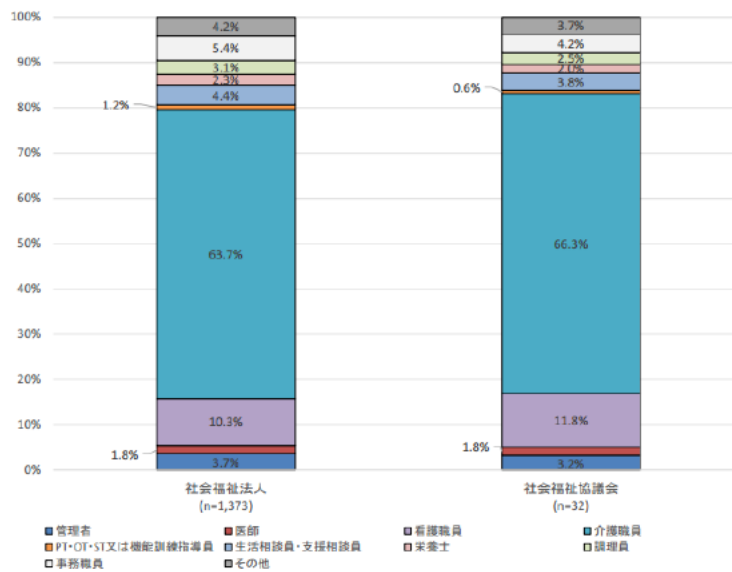
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：配分状況については、各職種ごとの給与費を算出し、その比率を再計算したものを。

■ 図表 59 人件費の職種間の配分状況（介護老人福祉施設・経営主体別）

人件費の職種間の配分状況（介護老人福祉施設・経営主体別）

○ 介護老人福祉施設における経営主体別の人件費（給与費）の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況（介護老人福祉施設・経営主体別）】



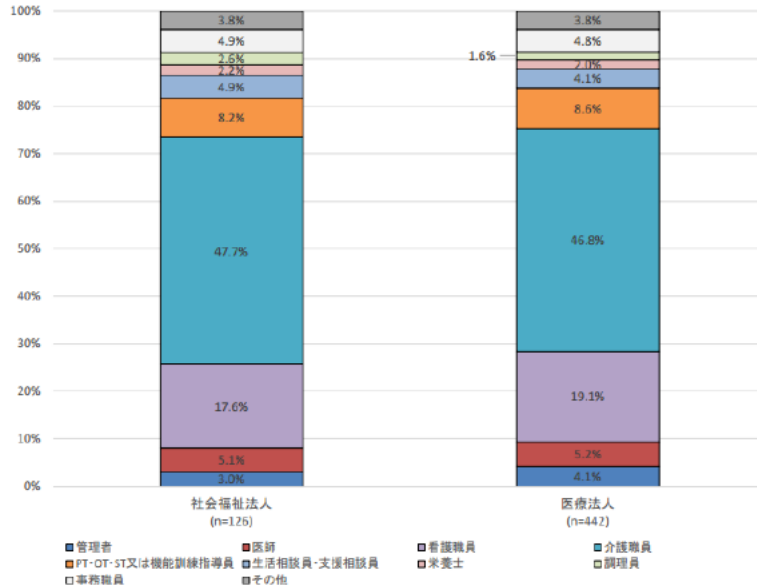
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：配分状況については、各職種ごとの給与費を算出し、その比率を再計算したものを。

■ 図表 60 人件費の職種間の配分状況(介護老人保健施設・経営主体別)

人件費の職種間の配分状況 (介護老人保健施設・経営主体別)

○ 介護老人保健施設における経営主体別の人件費(給与費)の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況(介護老人保健施設・経営主体別)】



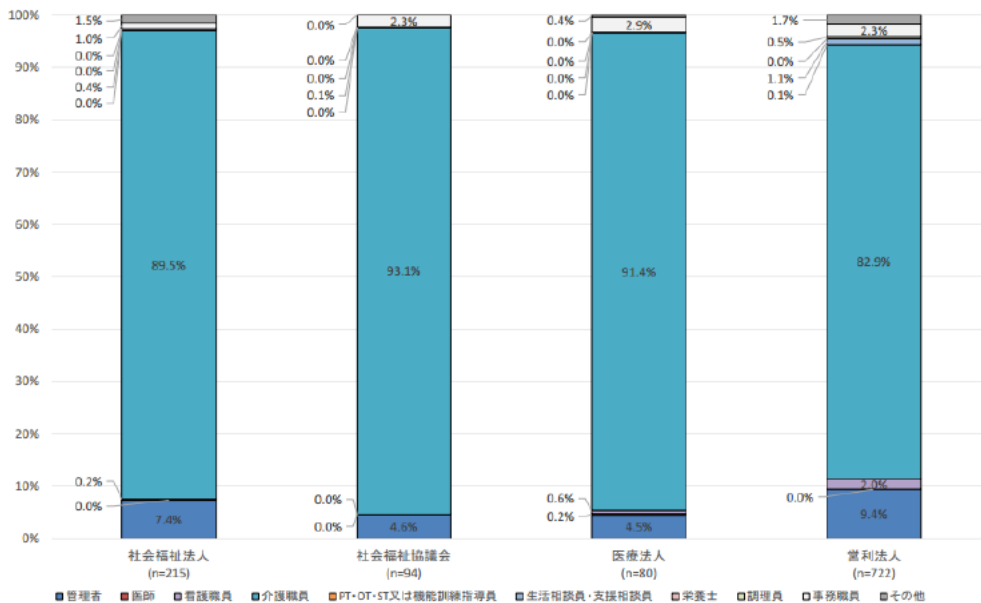
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：配分状況については、各職種ごとの給与費を算出し、その比率を再計算したものを。

■ 図表 61 人件費の職種間の配分状況(訪問介護・経営主体別)

人件費の職種間の配分状況 (訪問介護・経営主体別)

○ 訪問介護における経営主体別の人件費(給与費)の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況(訪問介護・経営主体別)】



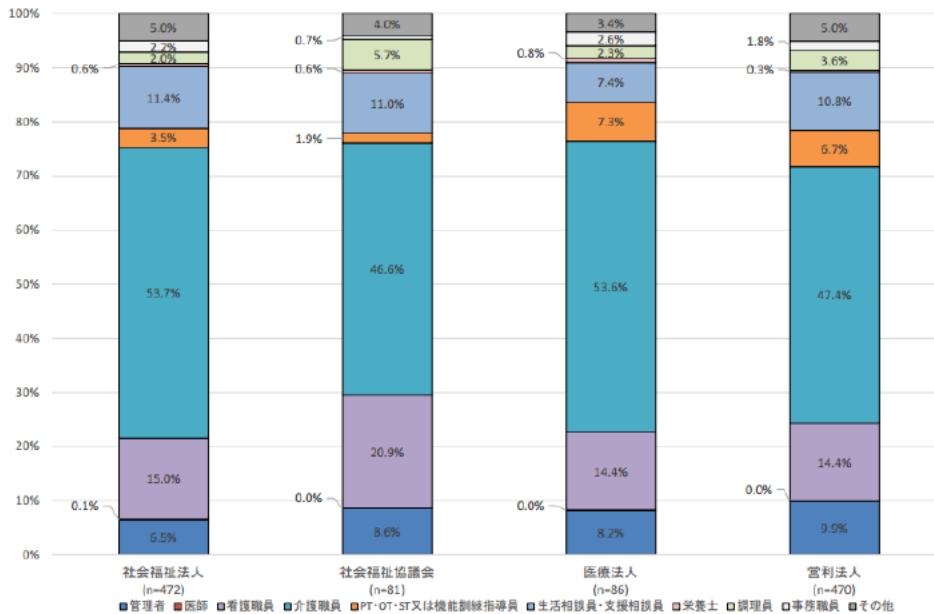
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：配分状況については、各職種ごとの給与費を算出し、その比率を再計算したものを。

■ 図表 62 人件費の職種間の配分状況(通所介護・経営主体別)

人件費の職種間の配分状況 (通所介護・経営主体別)

○ 通所介護における経営主体別の人件費(給与費)の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況(通所介護・経営主体別)】



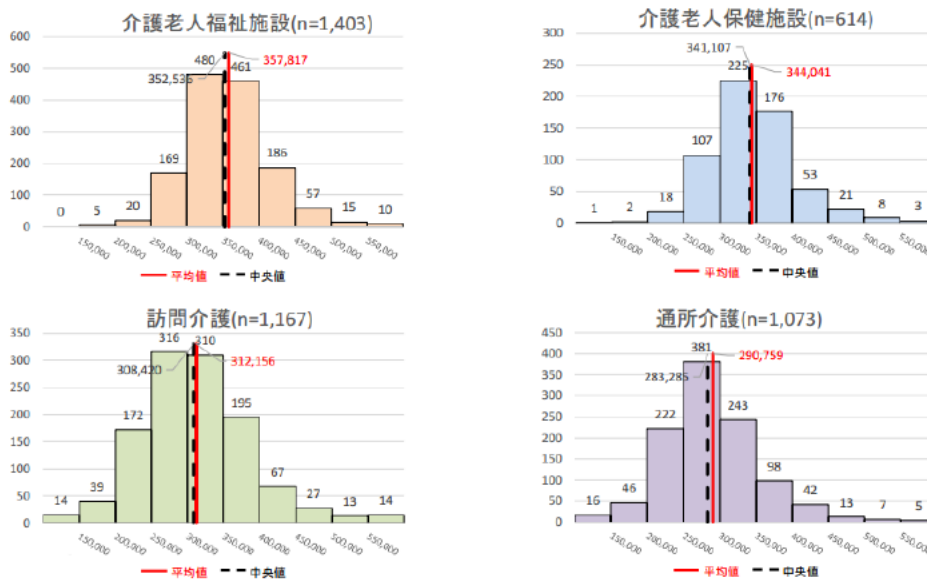
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：配分状況については、各職種ごとの給与費を算出し、その比率を再計算したものを。

■ 図表 63 常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(サービス類型別)

介護職員の給与(サービス類型別)

○ サービス類型別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。  
・ 訪問介護及び通所介護においては、中央値、平均値が小さくなっている。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(サービス類型別)】



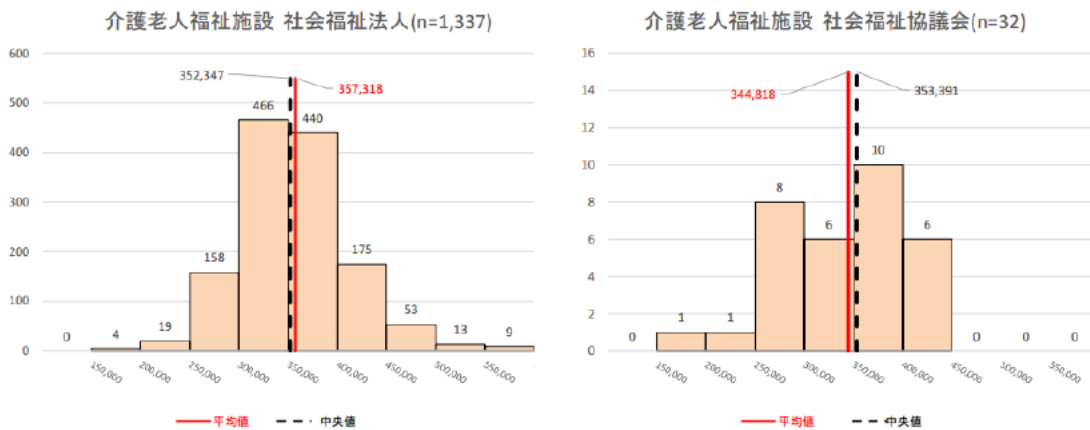
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の給与等)/2 /令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 64 常勤介護 職員の1月当たり給与の平均と分布(介護老人福祉施設・経営主体別)

介護職員の給与 (介護老人福祉施設・経営主体別)

○ 介護老人福祉施設における経営主体別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布 (介護老人福祉施設・経営主体別)】



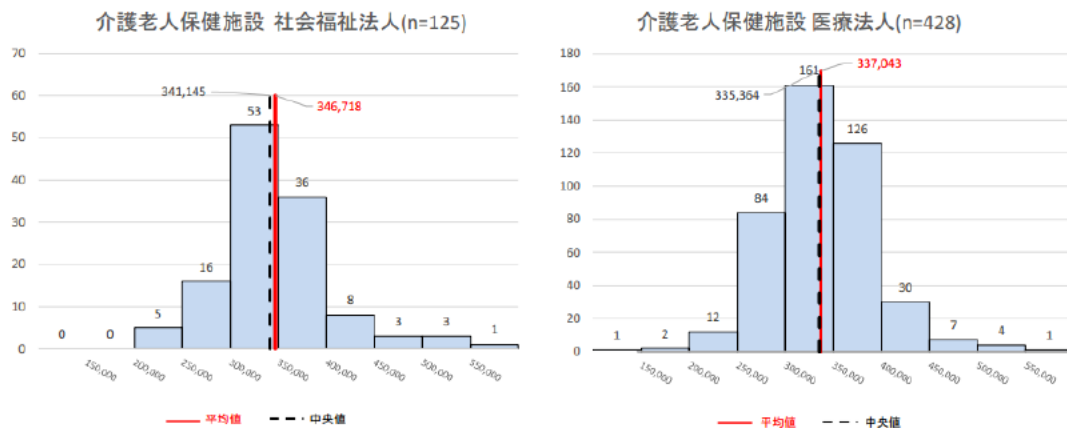
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 65 常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(介護老人保健施設・経営主体別)

介護職員の給与 (介護老人保健施設・経営主体別)

○ 介護老人保健施設における経営主体別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。  
・ 社会福祉法人において、中央値、平均値が大きくなっている。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布 (介護老人保健施設・経営主体別)】



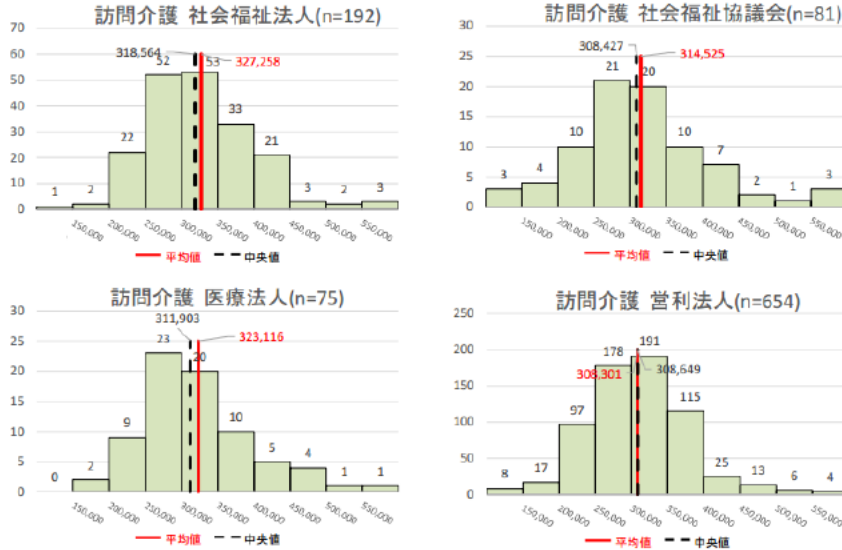
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 66 常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(訪問介護・経営主体別)

**介護職員の給与 (訪問介護・経営主体別)**

- 訪問介護における経営主体別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 社会福祉法人及び医療法人において、中央値、平均値が大きくなっている。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布 (訪問介護・経営主体別)】



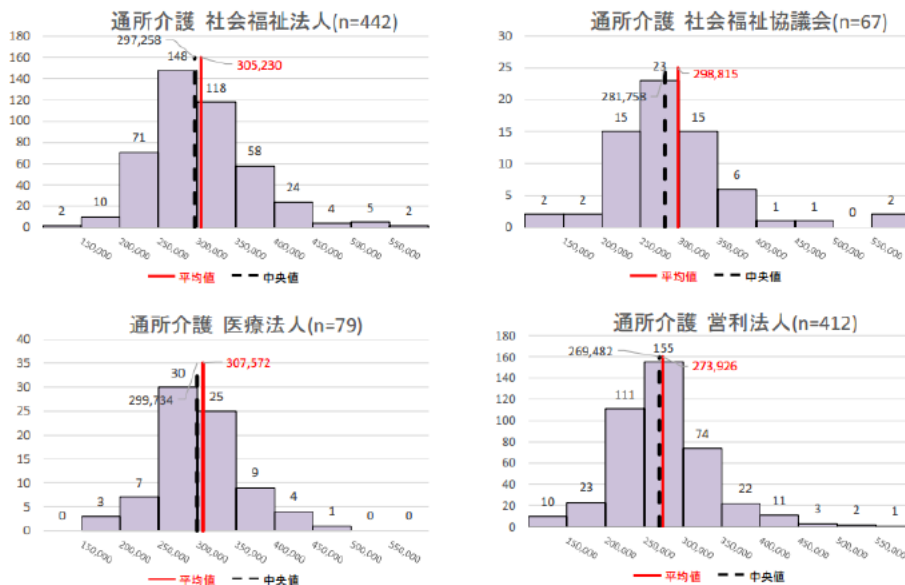
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 67 常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(通所介護・経営主体別)

**介護職員の給与 (通所介護・経営主体別)**

- 通所介護における経営主体別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 営利法人において、中央値、平均値が小さくなっている。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布 (通所介護・経営主体別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

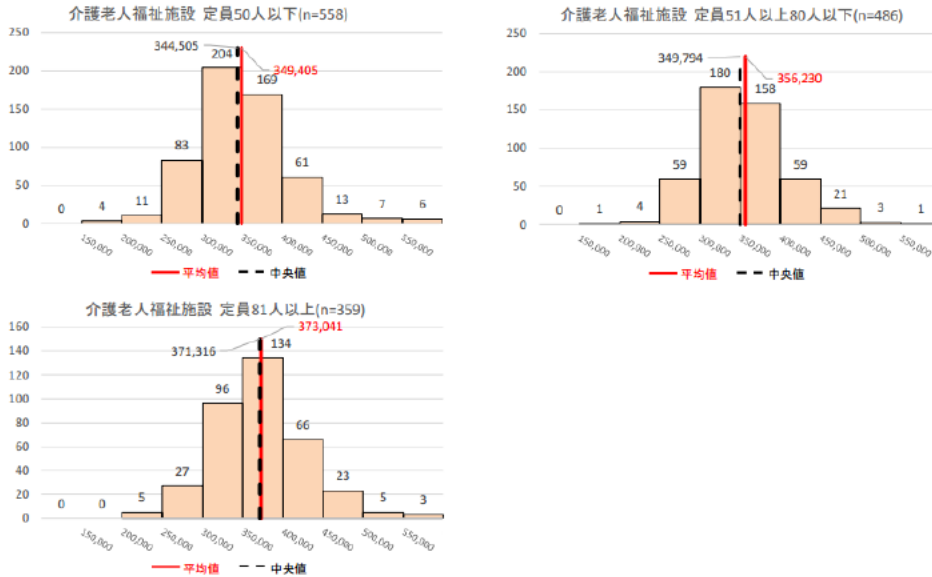


■ 図表 68 常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(介護老人福祉施設・規模別)

**介護職員の給与 (介護老人福祉施設・規模別)**

- 介護老人福祉施設における規模別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 定員規模が大きくなるほど、中央値、平均値が大きくなっている。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布 (介護老人福祉施設・規模別)】



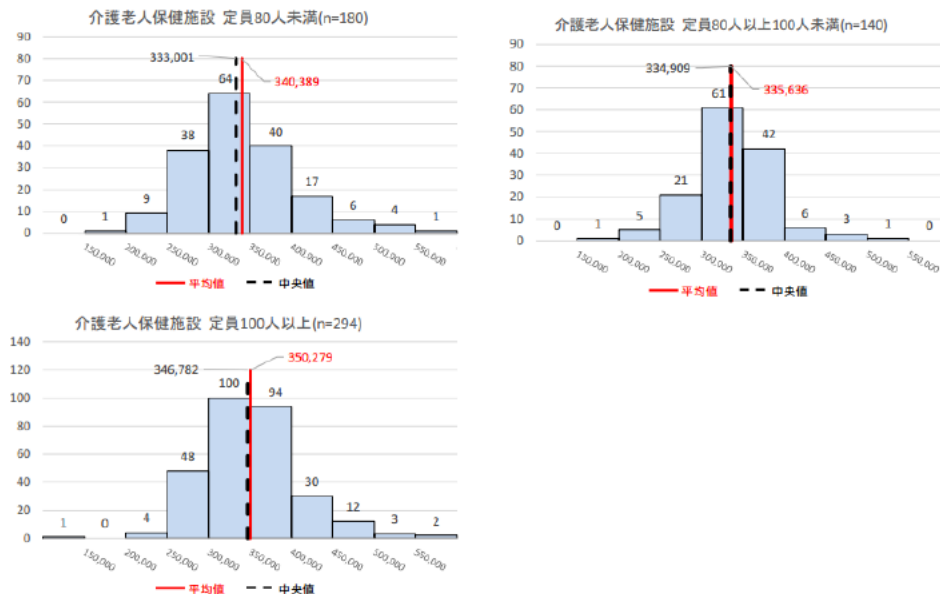
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 69 常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(介護老人保健施設・規模別)

**介護職員の給与 (介護老人保健施設・規模別)**

- 介護老人保健施設における規模別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 定員100人以上の施設において、中央値、平均値が大きくなっている。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布 (介護老人保健施設・規模別)】



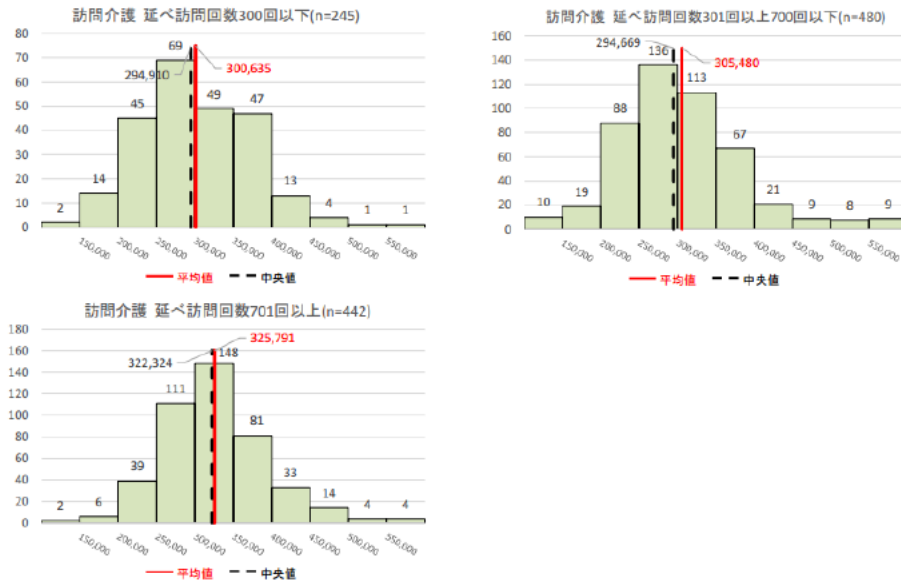
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 70 常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(訪問介護・規模別)

**介護職員の給与 (訪問介護・規模別)**

- 訪問介護における規模別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 延べ訪問回数が大きくなるほど、平均値が大きくなっている。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布 (訪問介護・規模別)】



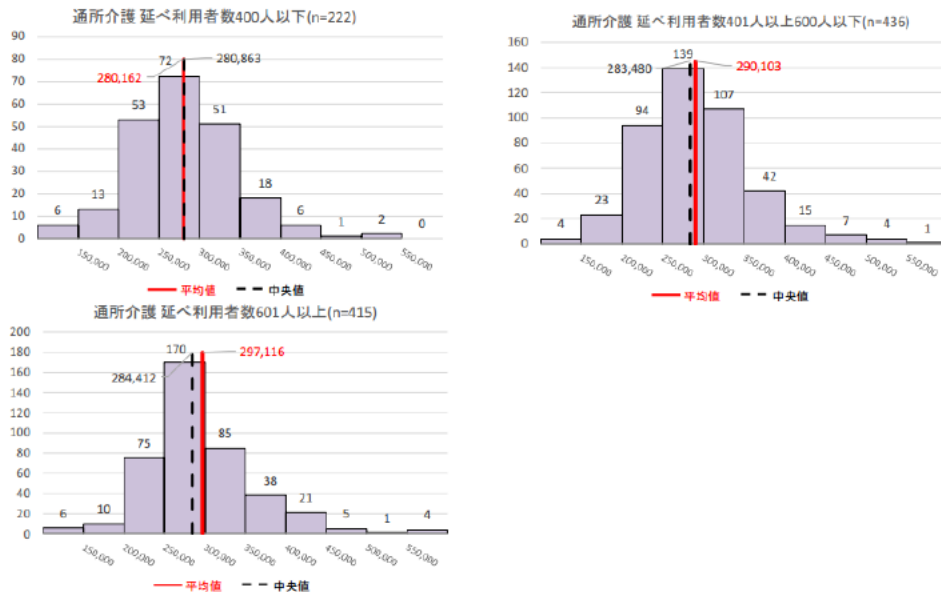
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 71 常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布(通所介護・規模別)

**介護職員の給与 (通所介護・規模別)**

- 通所介護における規模別の介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 延べ利用者数規模が大きくなるほど、中央値、平均値が大きくなっている。

【常勤介護職員の1月当たり給与の平均と分布 (通所介護・規模別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：介護職員の1月当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

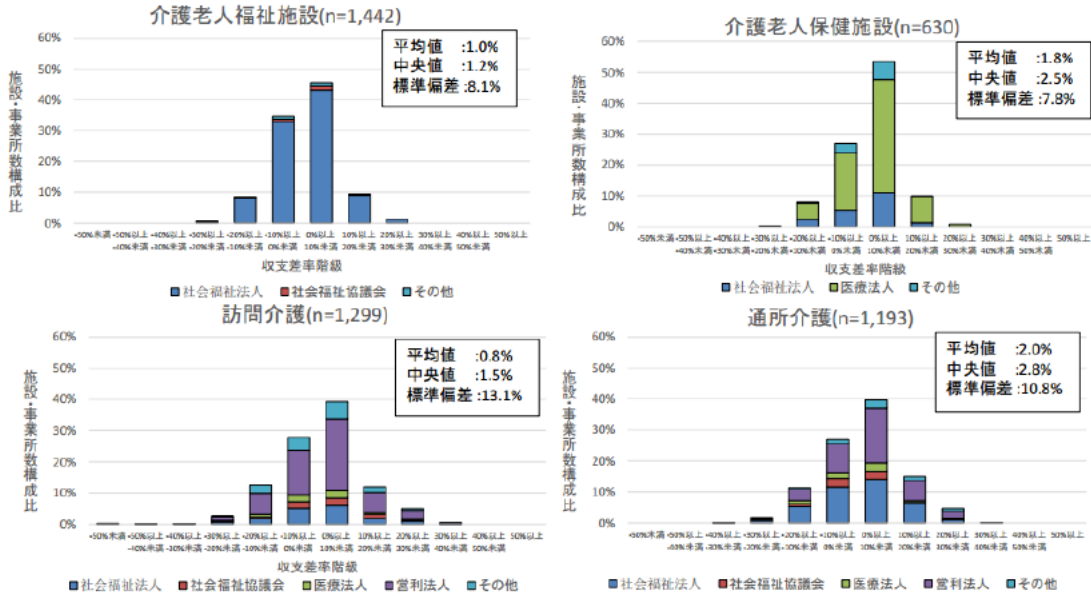
c.収入・支出及び資産の関係

■ 図表 72 収支差率の分布（サービス類型別）

**収支差率の分布（サービス類型別）**

○ サービス類型別の収支差率の分布は下図のとおり。  
 ・ 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設において、やや分布の山が高い。

【収支差率の分布（サービス類型別）】



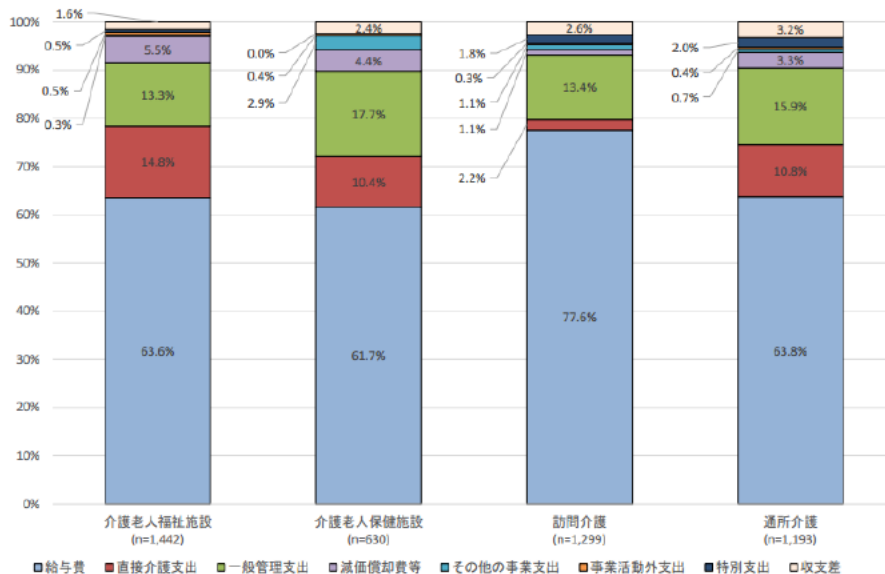
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：収支差率については、(収益-費用) / 収益に算出。

■ 図表 73 収益に占める各費用の割合（サービス類型別）

**収益に占める各費用の割合（サービス類型別）**

○ サービス類型別の費用の割合は下図のとおり。  
 ・ いずれのサービスにおいても、収益の50%以上が給与費に配分されている。

【収益に占める各費用の割合（サービス類型別）】



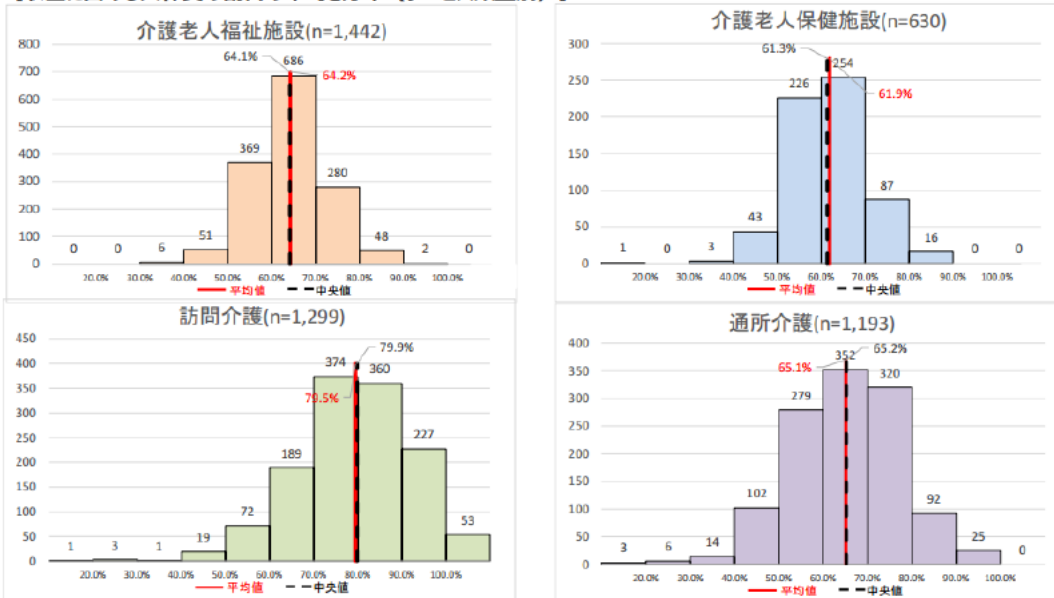
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：収益に占める各費用の割合については、サービス類型毎の全事業所の各費用の合計が全体の収益に占める割合。

■ 図表 74 収益に占める人件費の割合の平均と分布(サービス類型別)

収益に占める人件費の割合 (サービス類型別)

- サービス類型別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 訪問介護において人件費の割合の平均値、中央値が高くなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(サービス類型別)】



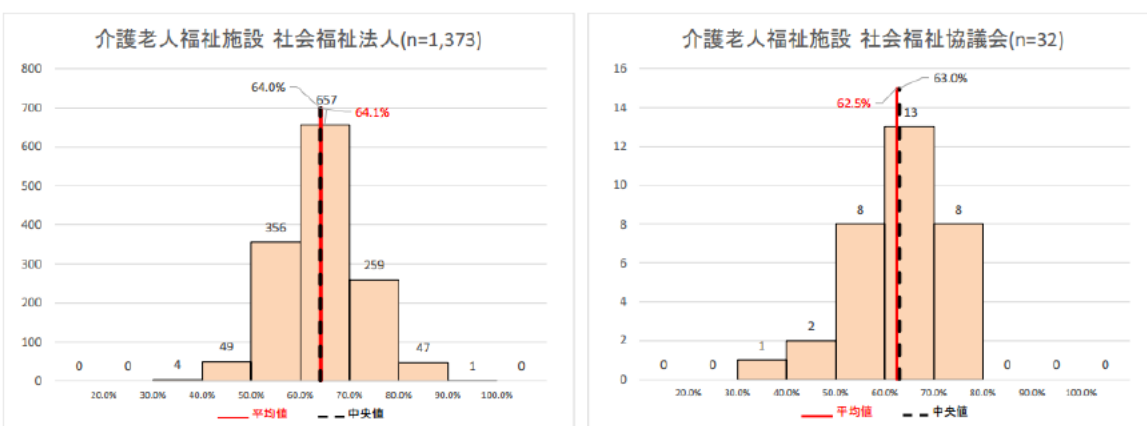
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 75 収益に占める人件費の割合の平均と分布(介護老人福祉施設・経営主体別)

収益に占める人件費の割合 (介護老人福祉施設・経営主体別)

- 介護老人福祉施設における経営主体別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(介護老人福祉施設・経営主体別)】



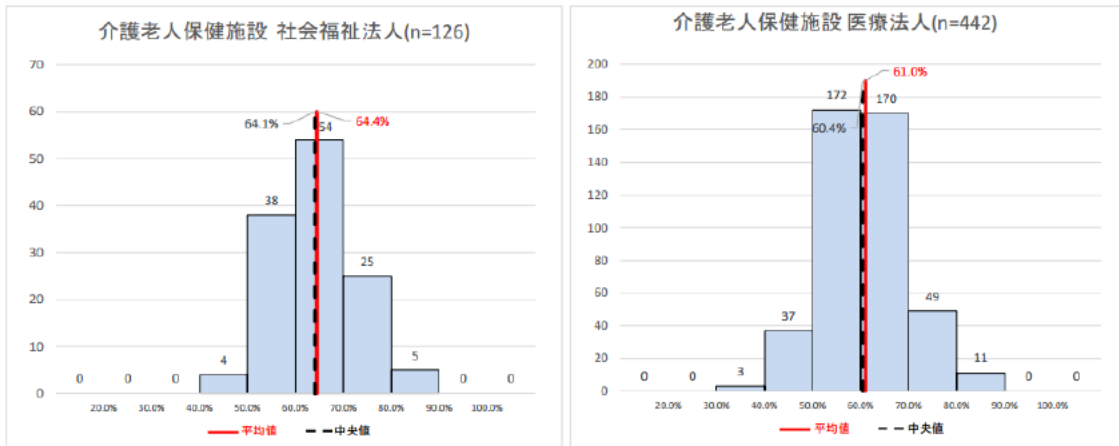
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 76 収益に占める人件費の割合の平均と分布(介護老人保健施設・経営主体別)

収益に占める人件費の割合 (介護老人保健施設・経営主体別)

- 介護老人保健施設における経営主体別の人件費 (給与費) の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 社会福祉法人において人件費の割合の平均値、中央値が大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布 (介護老人保健施設・経営主体別)】



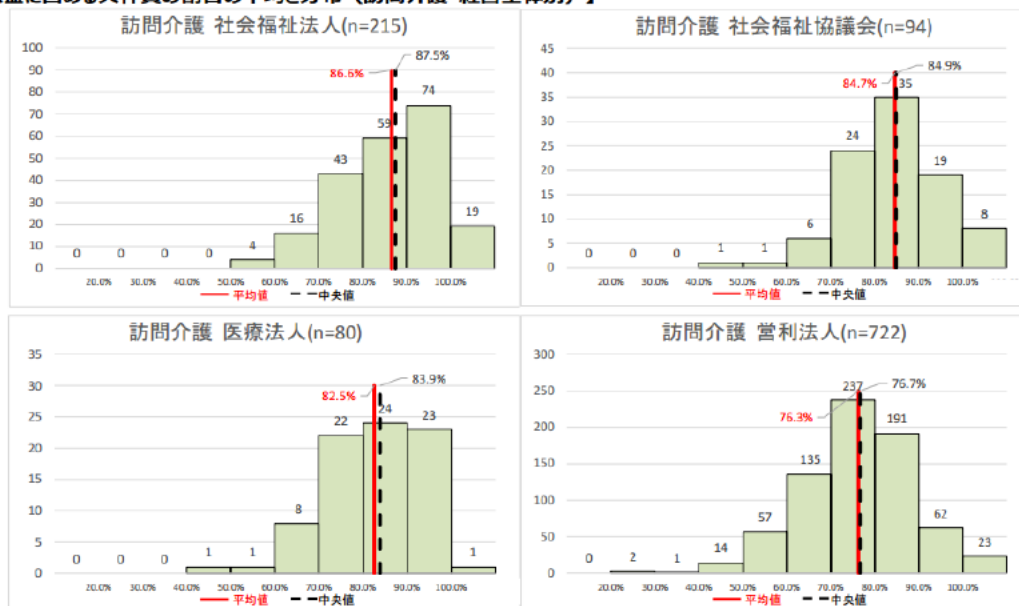
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 77 収益に占める人件費の割合の平均と分布(訪問介護・経営主体別)

収益に占める人件費の割合 (訪問介護・経営主体別)

- 訪問介護における経営主体別の人件費 (給与費) の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 人件費の割合の平均値、中央値は、社会福祉法人において高く、営利法人において低い。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布 (訪問介護・経営主体別)】



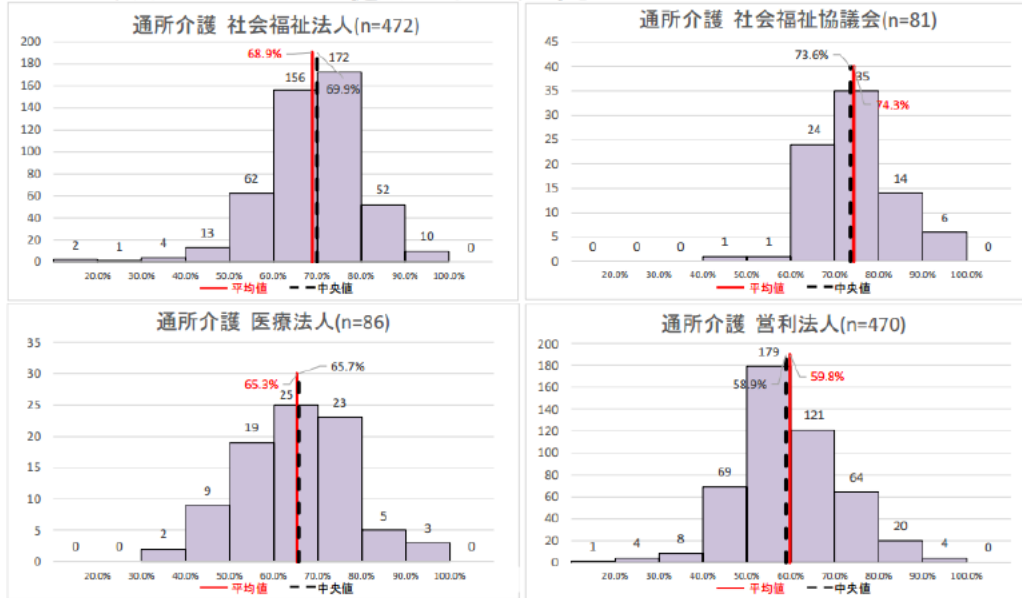
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 78 収益に占める人件費の割合の平均と分布(通所介護・経営主体別)

収益に占める人件費の割合 (通所介護・経営主体別)

- 通所介護における経営主体別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 人件費の割合の平均値、中央値は、社会福祉協議会において高く、営利法人において低い。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(通所介護・経営主体別)】



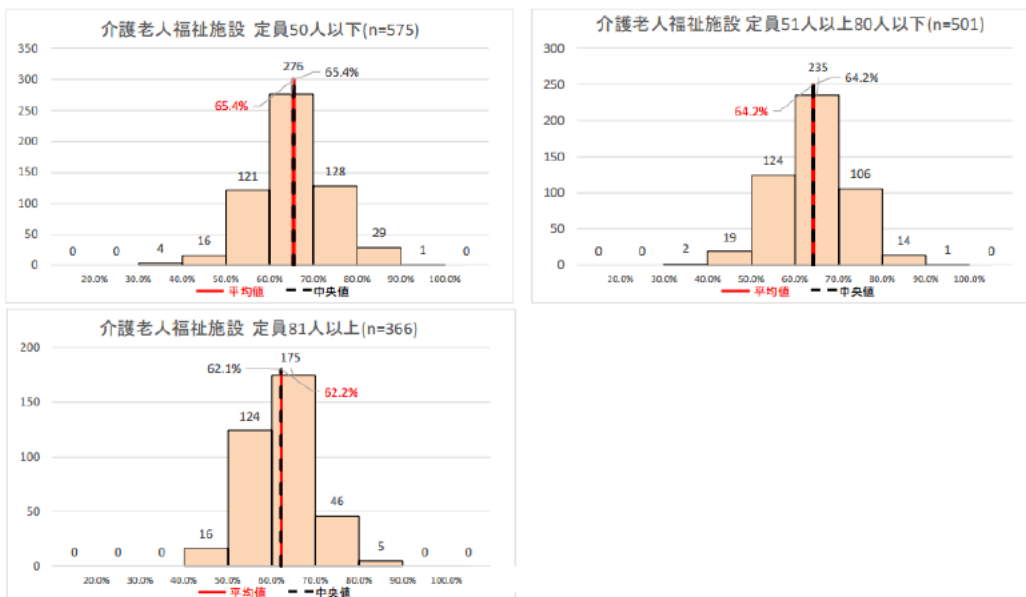
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 79 収益に占める人件費の割合の平均と分布(介護老人福祉施設・規模別)

収益に占める人件費の割合 (介護老人福祉施設・規模別)

- 介護老人福祉施設における規模別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 定員規模が大きくなるほど、平均値、中央値が小さくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(介護老人福祉施設・規模別)】



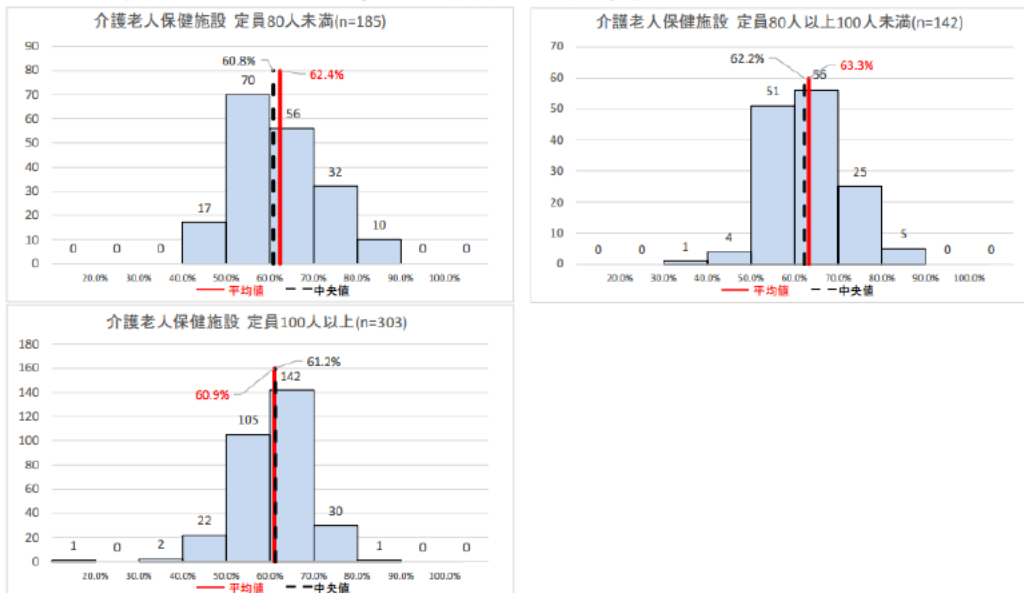
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 80 収益に占める人件費の割合の平均と分布(介護老人保健施設・規模別)

収益に占める人件費の割合 (介護老人保健施設・規模別)

- 介護老人保健施設における規模別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 定員100人以上の施設において、平均値が小さくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(介護老人保健施設・規模別)】



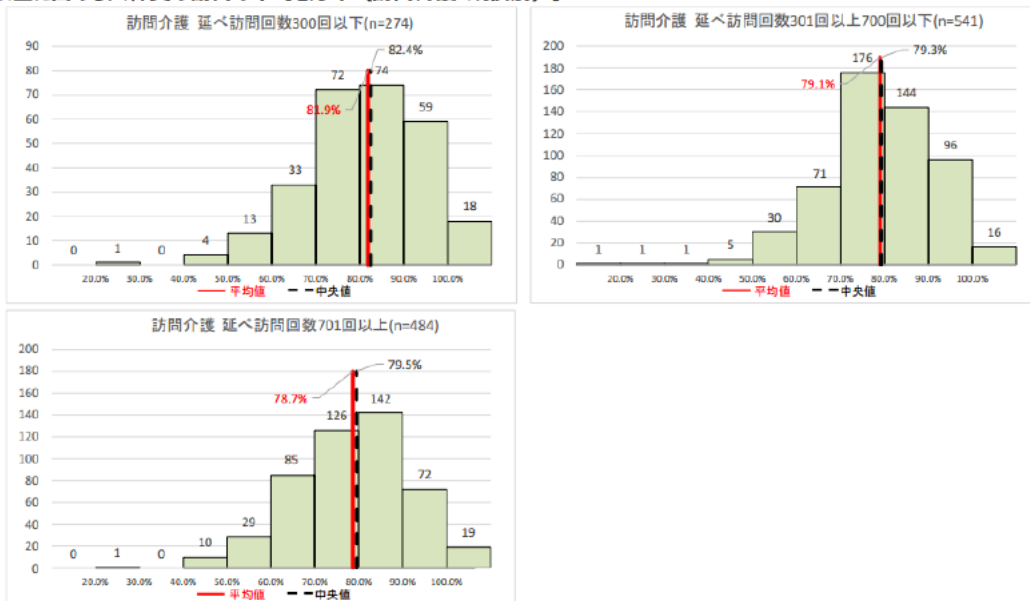
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 81 収益に占める人件費の割合の平均と分布(訪問介護・規模別)

収益に占める人件費の割合 (訪問介護・規模別)

- 訪問介護における規模別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 延べ訪問回数が大きくなるほど、平均値が小さくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(訪問介護・規模別)】



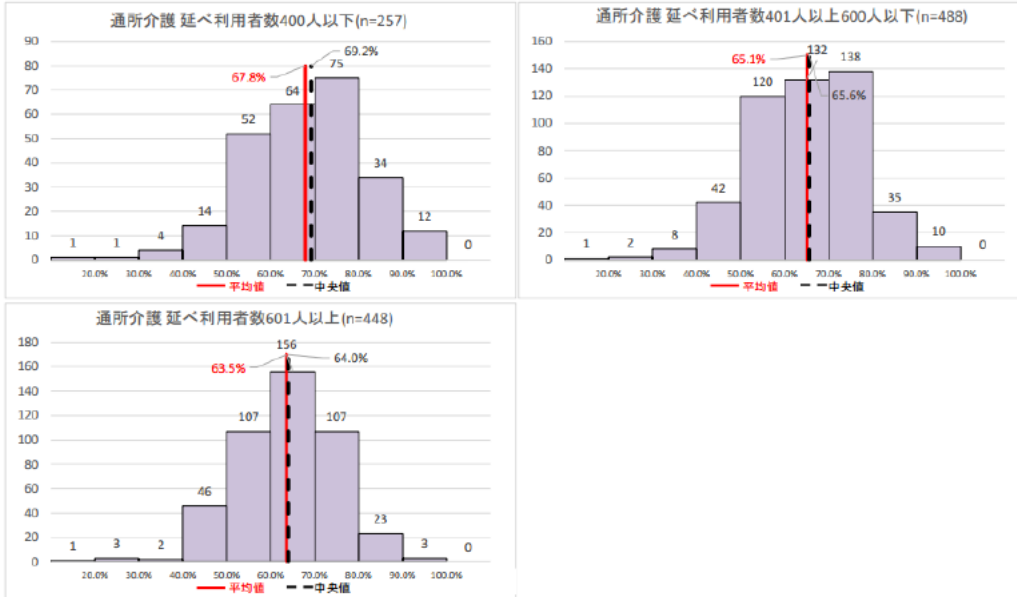
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 82 収益に占める人件費の割合の平均と分布(通所介護・規模別)

収益に占める人件費の割合 (通所介護・規模別)

- 通所介護における規模別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 延べ利用者数規模が大きくなるほど、平均値、中央値が小さくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(通所介護・規模別)】



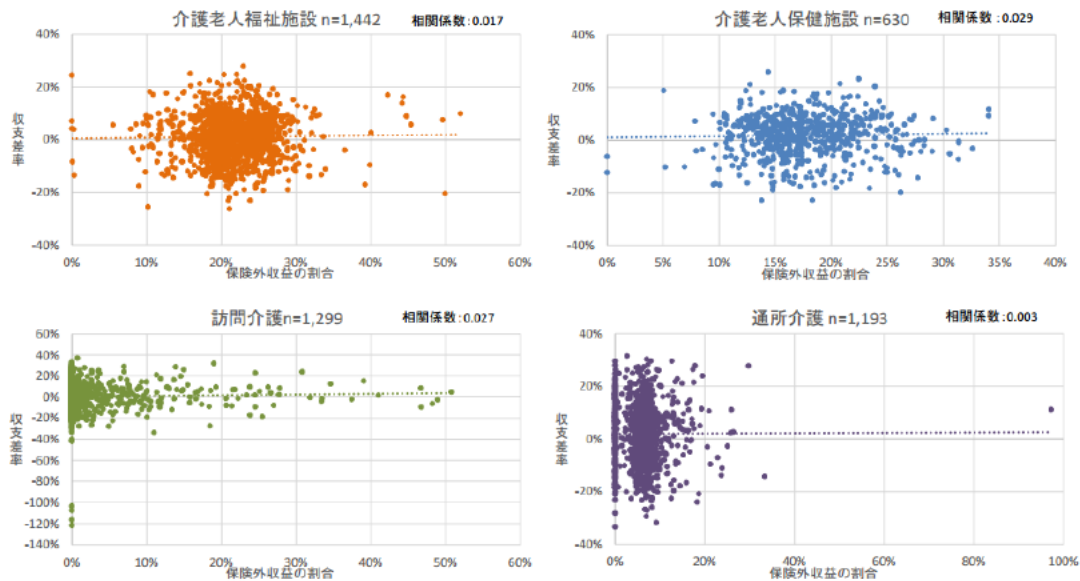
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出。

■ 図表 83 収益に占める保険外収益の割合と収支差率の関係(サービス類型別)

収益に占める保険外収益の割合と収支差率の関係 (サービス類型別)

- 収益に占める保険外収益の割合と収支差率の関係は下図のとおり。
- ・ いずれも相関係数は0に近い数値を示しており、関係性はほとんど見られなかった。

【収益に占める保険外収益の割合と収支差率の関係(サービス類型別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：保険外収益の割合については、保険外収益/収益により算出。  
収支差率については、(収益-費用)/収益により算出。

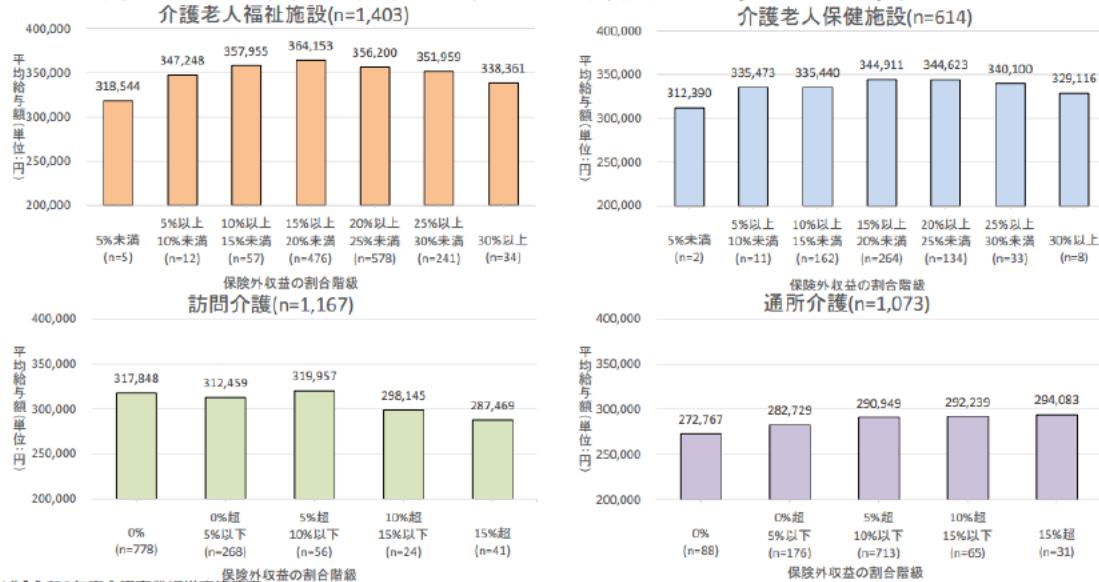


■ 図表 84 収益に占める保険外収益の割合階級別にみた常勤介護職員の1月当たり給与の平均(サービス類型別)

収益に占める保険外収益の割合階級別に見た介護職員の給与(サービス類型別)

- 収益に占める保険外収益の割合階級別にみた介護職員の平均給与は下図のとおり。
- ・ 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では、保険外収益の割合が概ね10~30%の階級において、給与水準がやや高い。

【収益に占める保険外収益の割合階級別にみた常勤介護職員の1月当たり給与の平均(サービス類型別)】



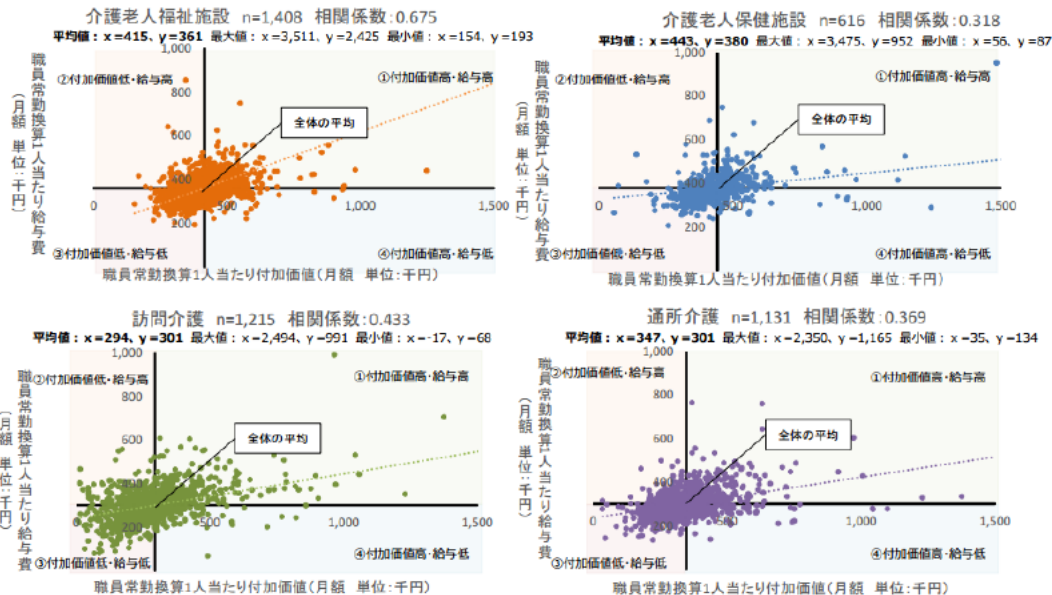
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：保険外収益の割合については、保険外収益/収益にわける算出。  
 介護職員の給与または常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

d.職員1人あたり付加価値と平均給与の関係

■ 図表 85 職員1人あたり付加価値と平均給与の関係(サービス類型別)

職員1人あたり付加価値と平均給与の関係(サービス類型別)

○ サービス類型別の職員1人あたり付加価値と、平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれのサービスにおいても正の相関が見られた。



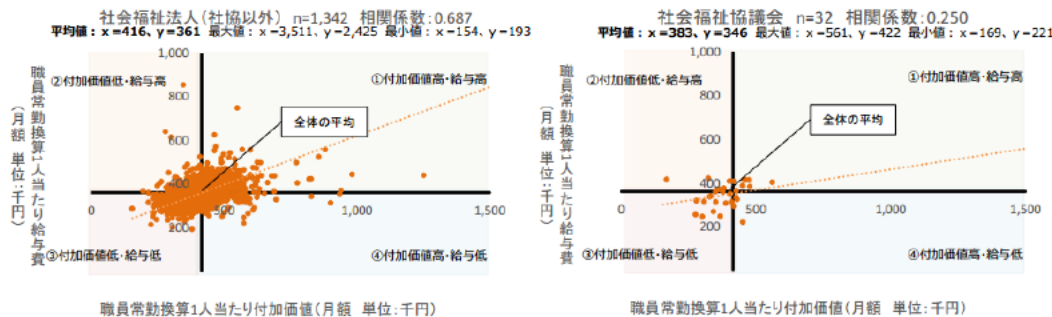
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注:職員常勤換算1人あたり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
職員常勤換算1人あたり付加価値については、((令和元年度決算の収支差+給与費+減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額) / 12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 86 職員1人あたり付加価値と平均給与の関係(介護老人福祉施設・経営主体別)

職員1人あたり付加価値と平均給与の関係(介護老人福祉施設・経営主体別)

○ 介護老人福祉施設における経営主体別の職員1人あたり付加価値と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。特に社会福祉法人において正の相関が見られる。

【職員1人あたり付加価値と平均給与費の散布図(介護老人福祉施設・経営主体別)】



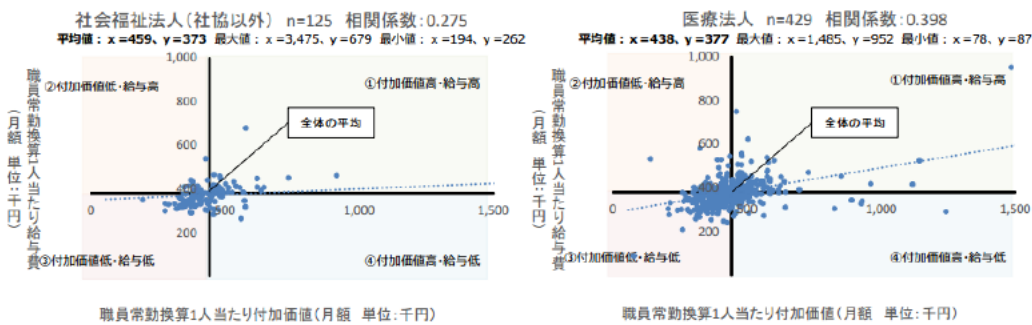
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注:職員常勤換算1人あたり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
職員常勤換算1人あたり付加価値については、((令和元年度決算の収支差+給与費+減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額) / 12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 87 職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図(介護老人保健施設・経営主体別)

職員1人当たり付加価値と平均給与の関係 (介護老人保健施設・経営主体別)

○ 介護老人保健施設における経営主体別の職員 1 人当たり付加価値と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【職員1人当たり付加価値と平均給与費の散布図 (介護老人保健施設・経営主体別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

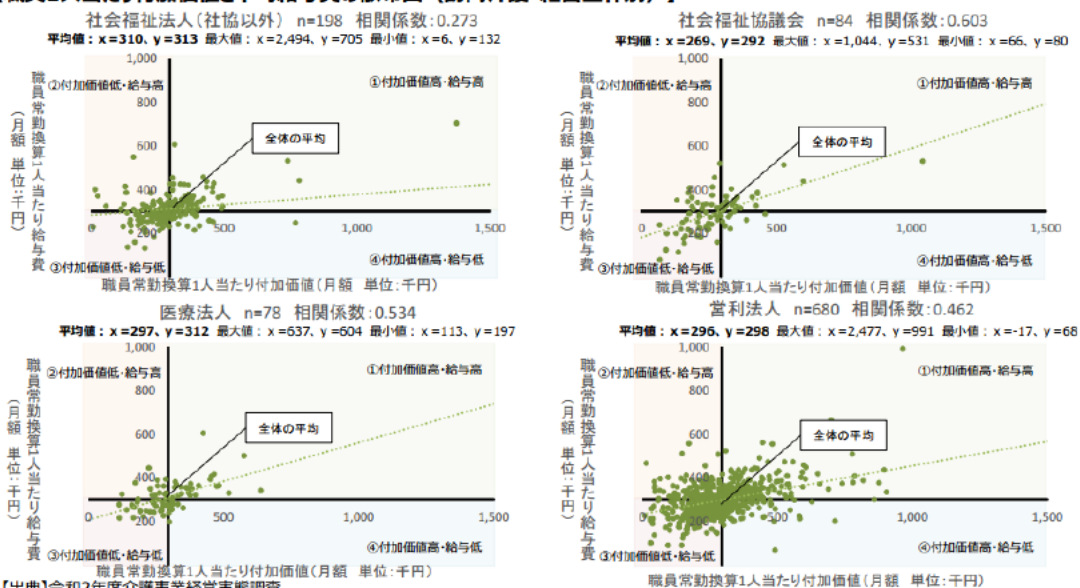
注: 職員常勤換算1人当たり給与費については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり付加価値については、((令和元年度決算の収支差+給与費+減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額) / 12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 88 職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図(訪問介護・経営主体別)

職員1人当たり付加価値と平均給与の関係 (訪問介護・経営主体別)

○ 訪問介護における経営主体別の職員 1 人当たり付加価値と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【職員1人当たり付加価値と平均給与費の散布図 (訪問介護・経営主体別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

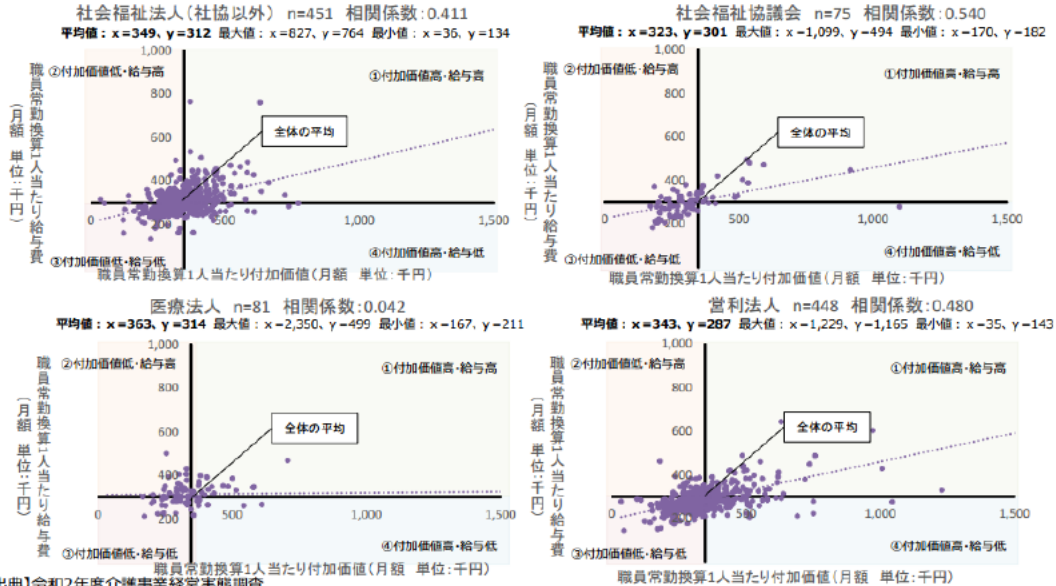
注: 職員常勤換算1人当たり給与費については、(令和2年4月の給与+令和元年度の費与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり付加価値については、((令和元年度決算の収支差+給与費+減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額) / 12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 89 職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図(通所介護・経営主体別)

職員 1 人当たり付加価値と平均給与の関係 (通所介護・経営主体別)

○ 通所介護における経営主体別の職員 1 人当たり付加価値と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。医療法人では明確な相関関係が見られなかった。

【職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図 (通所介護・経営主体別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

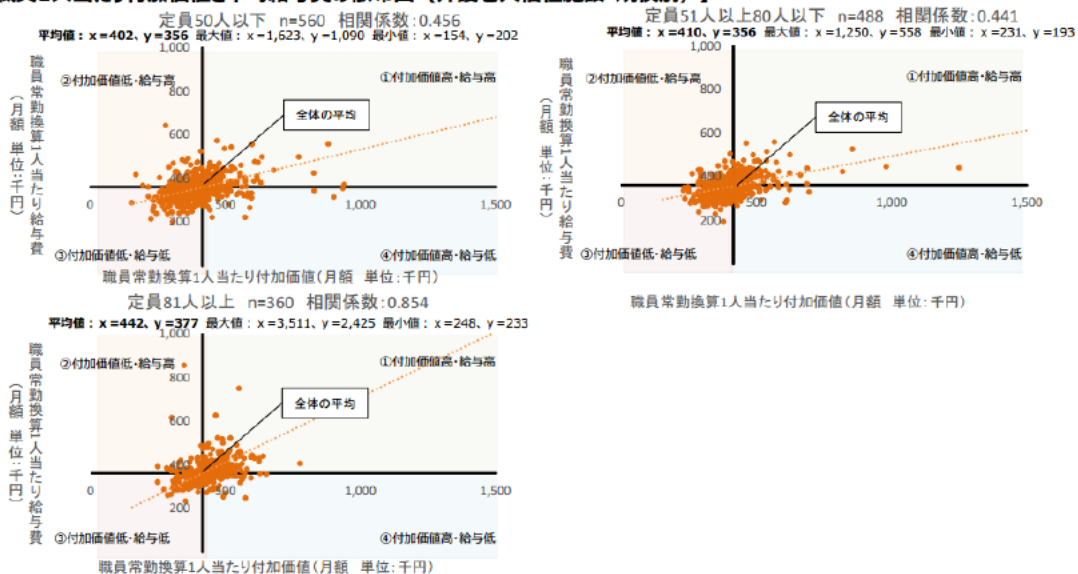
注: 職員常勤換算1人当たりの給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり付加価値については、((令和元年度決算の収支差+給与費+減価償却費-国庫補助金等特別独立金取崩額) / 12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 90 職員 1 人当たり付加価値と平均給与の関係(介護老人福祉施設・規模別)

職員 1 人当たり付加価値と平均給与の関係 (介護老人福祉施設・規模別)

○ 介護老人福祉施設における規模別の職員 1 人当たり付加価値と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。定員規模にかかわらず正の相関が見られる。  
 ○ 定員規模が小さくなるほど、1 人当たり付加価値と給与費が全体の平均を下回る施設が多くなっている。(③の領域)

【職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図 (介護老人福祉施設・規模別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

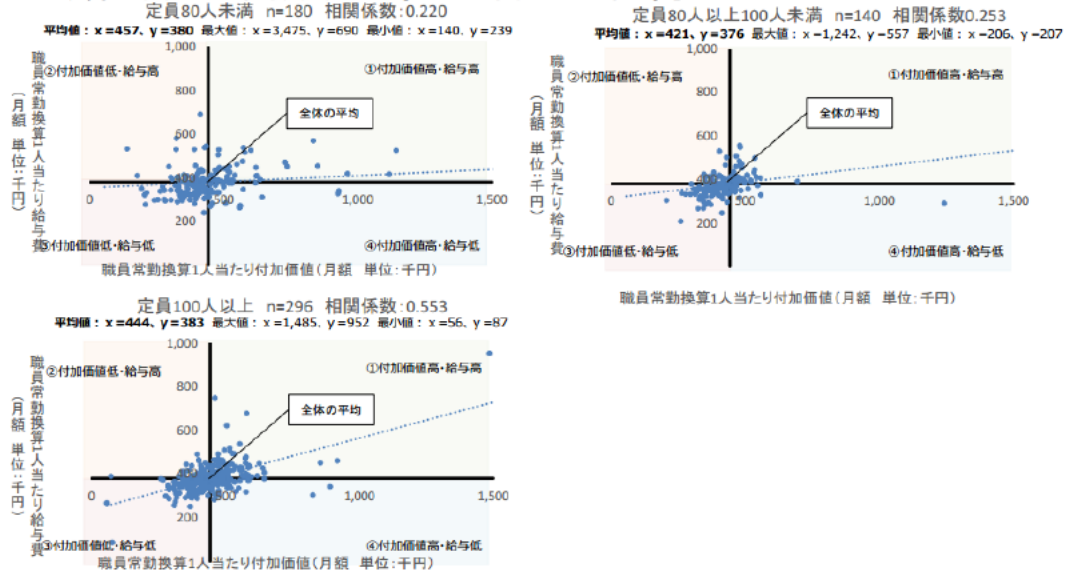
注: 職員常勤換算1人当たりの給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり付加価値については、((令和元年度決算の収支差+給与費+減価償却費-国庫補助金等特別独立金取崩額) / 12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 91 職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図(介護老人保健施設・規模別)

職員 1 人当たり付加価値と平均給与の関係 (介護老人保健施設・規模別)

○ 介護老人保健施設における規模別の職員 1 人当たり付加価値と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。特に定員 100 人以上の施設において正の相関が見られる。

【職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図 (介護老人保健施設・規模別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

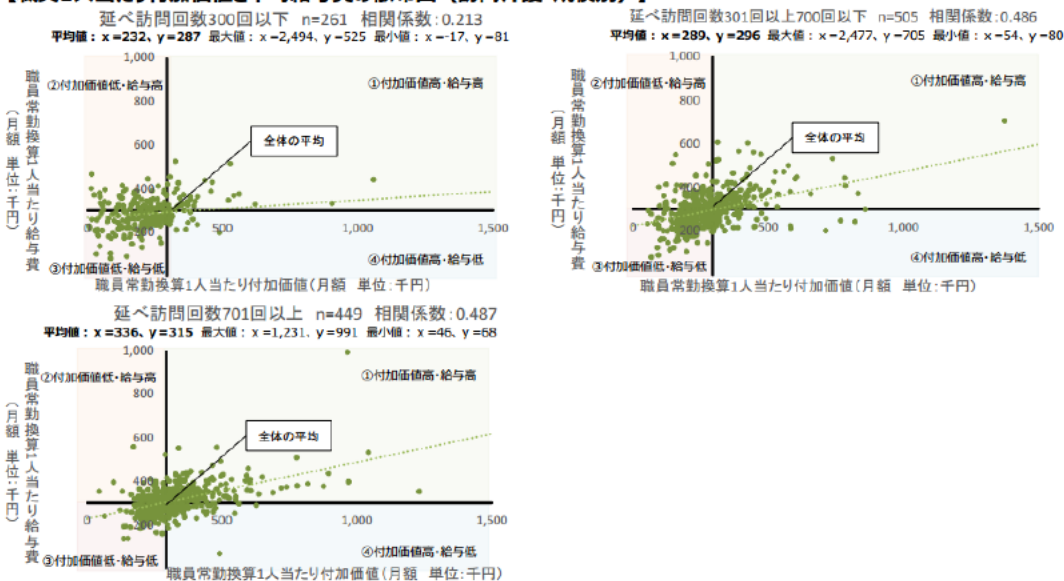
注: 職員常勤換算1人当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の給与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり付加価値については、((令和元年度決算の収支差+給与費+減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額) / 12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 92 職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図(訪問介護・規模別)

職員 1 人当たり付加価値と平均給与の関係 (訪問介護・規模別)

○ 訪問介護における規模別の職員 1 人当たり付加価値と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。延べ訪問回数300回以下では明確な相関が見られなかった。  
 ○ 延べ訪問回数が大きくなるほど、職員 1 人当たり付加価値と平均給与が高くなる傾向が見られ、延べ訪問回数300回以下では、1 人当たりの付加価値が全体の平均を下回る事業所が多くなっている。(②および③の領域)。

【職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図 (訪問介護・規模別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

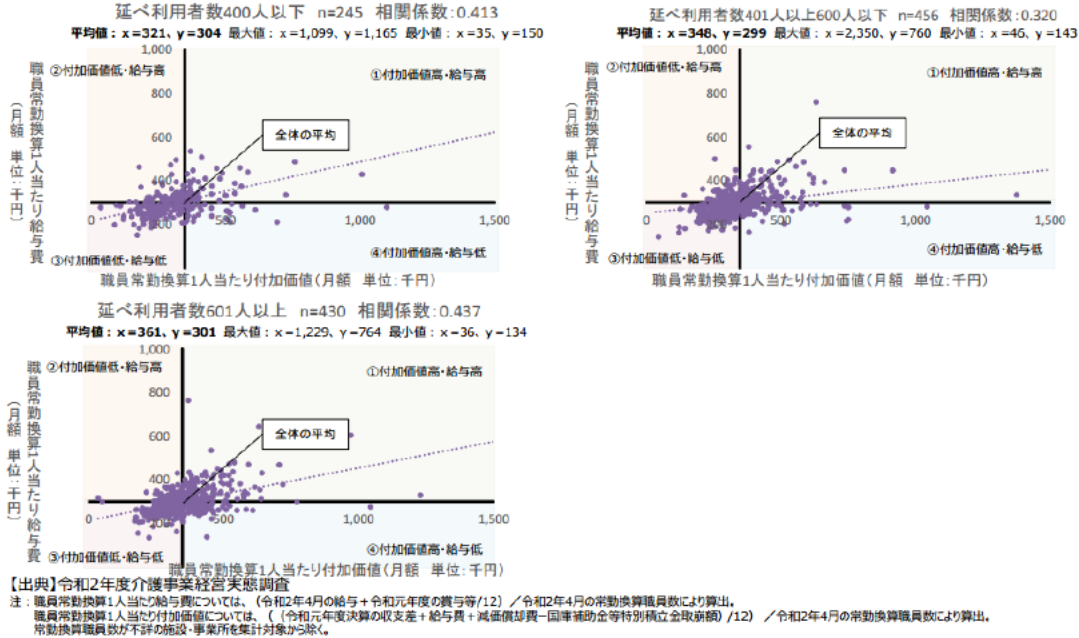
注: 職員常勤換算1人当たりの給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の給与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり付加価値については、((令和元年度決算の収支差+給与費+減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額) / 12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 93 職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図(通所介護・規模別)

職員 1 人当たり付加価値と平均給与の関係 (通所介護・規模別)

○ 通所介護における規模別の職員 1 人当たり付加価値と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。延べ利用者数規模にかかわらず正の関連が見られる。延べ利用者数が大きくなるほど、職員 1 人当たり付加価値が高くなる傾向が見られる。

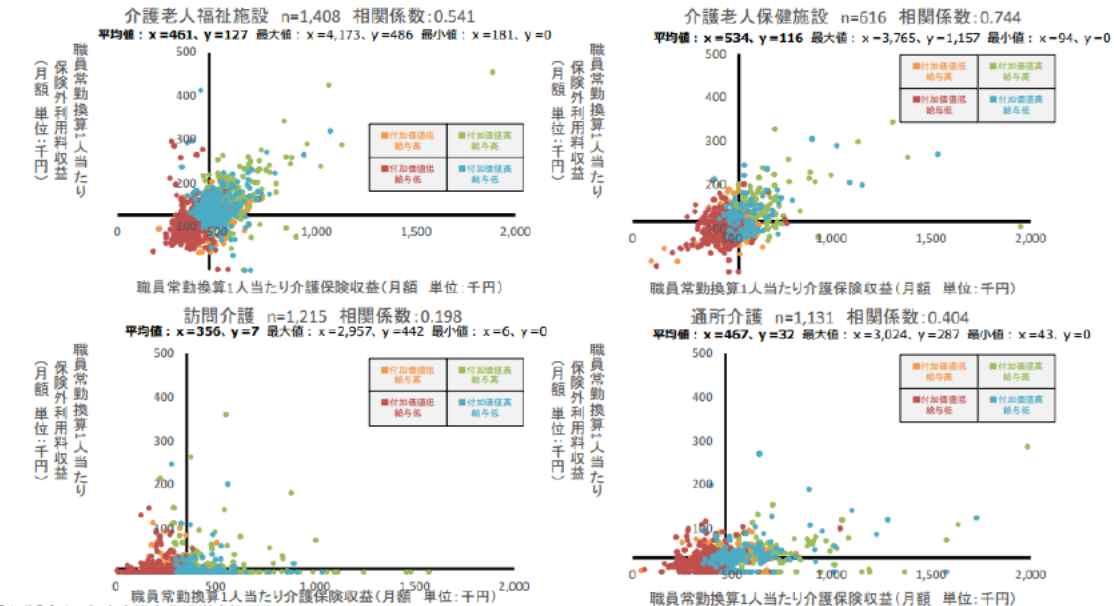
【職員 1 人当たり付加価値と平均給与費の散布図 (通所介護・規模別)】



■ 図表 94 職員 1 人当たり介護保険収益と保険外収益の関係(サービス類型別)

職員 1 人当たり介護保険収益と保険外収益の関係 (サービス類型別)

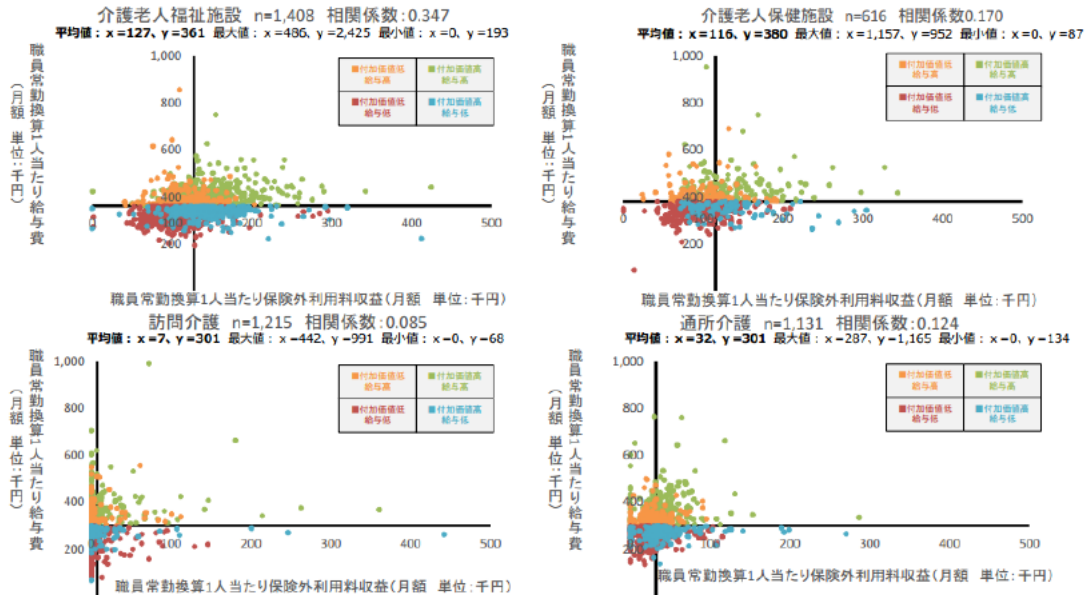
○ 23頁における4領域(付加価値:高/低×平均給与:高/低)について、それぞれ介護保険収益と保険外利用料収益の散布図を作成すると以下のとおりである。職員 1 人当たり介護保険収益と職員 1 人当たり保険外利用料収益の間には、訪問介護を除いて正の関連が見られ、介護保険収益と保険外利用料収益が大きい施設・事業所では、職員 1 人当たり付加価値及び平均給与が高い傾向にある。



■ 図表 95 職員1人当たり保険外収益と平均給与の関係(サービス類型別)

職員1人当たり保険外収益と平均給与の関係(サービス類型別)

○ 23頁における4領域(付加価値:高/低×平均給与:高/低)について、それぞれ職員1人当たり保険外利用料収益と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。職員1人当たり保険外利用料収益と平均給与の間には、いずれのサービスにおいても相関関係は見られなかった。また、職員1人当たり保険外利用料収益と平均給与が高い施設・事業所では、職員1人当たり付加価値も高い傾向にある。



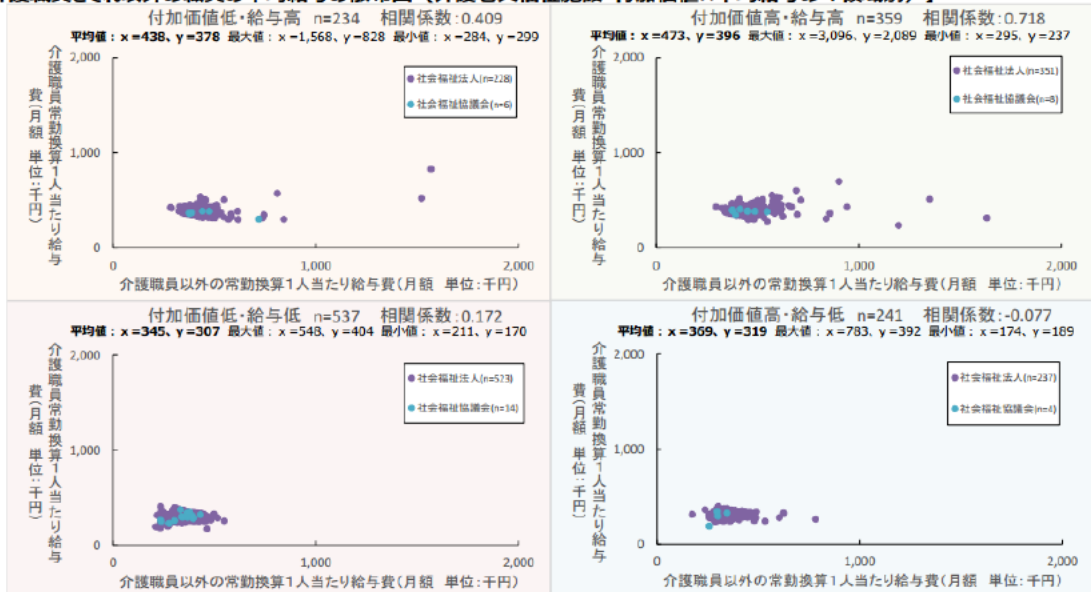
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注: 職員常勤換算1人当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり保険外利用料収益については、(令和元年度決算の保険外利用料収益/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 96 領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係(介護老人福祉施設)

領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係(介護老人福祉施設)

○ 23頁の介護老人福祉施設における4領域(付加価値:高/低×平均給与:高/低)それぞれについて、介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図(介護老人福祉施設・付加価値×平均給与の4領域別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注: 介護職員常勤換算1人当たり給与及び介護職員以外の常勤換算1人当たり給与については、それぞれ(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 介護職員の常勤換算数または介護職員以外の常勤換算数がゼロまたは不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

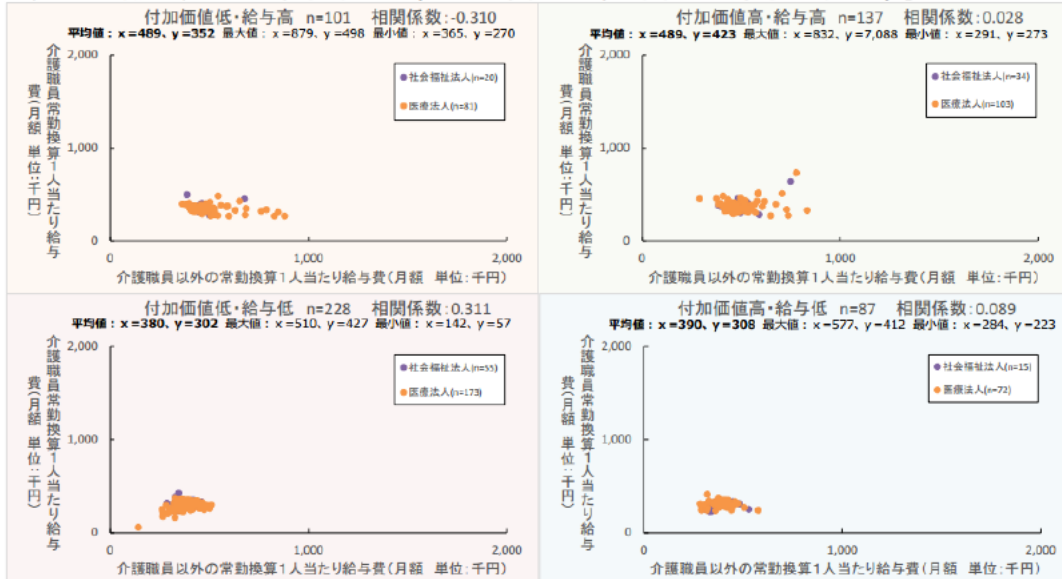
■ 図表 97 介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図

(介護老人保健施設・付加価値 × 平均給与の4領域別)

領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係 (介護老人保健施設)

○ 23頁の介護老人保健施設における4領域(付加価値:高/低×平均給与:高/低)それぞれについて、介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図 (介護老人保健施設・付加価値×平均給与の4領域別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

注: 介護職員常勤換算1人当たり給与及び介護職員以外の常勤換算1人当たり給与については、それぞれ(令和2年4月の給与+令和元年度の給与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。介護職員の常勤換算数または介護職員以外の常勤換算数が0または不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

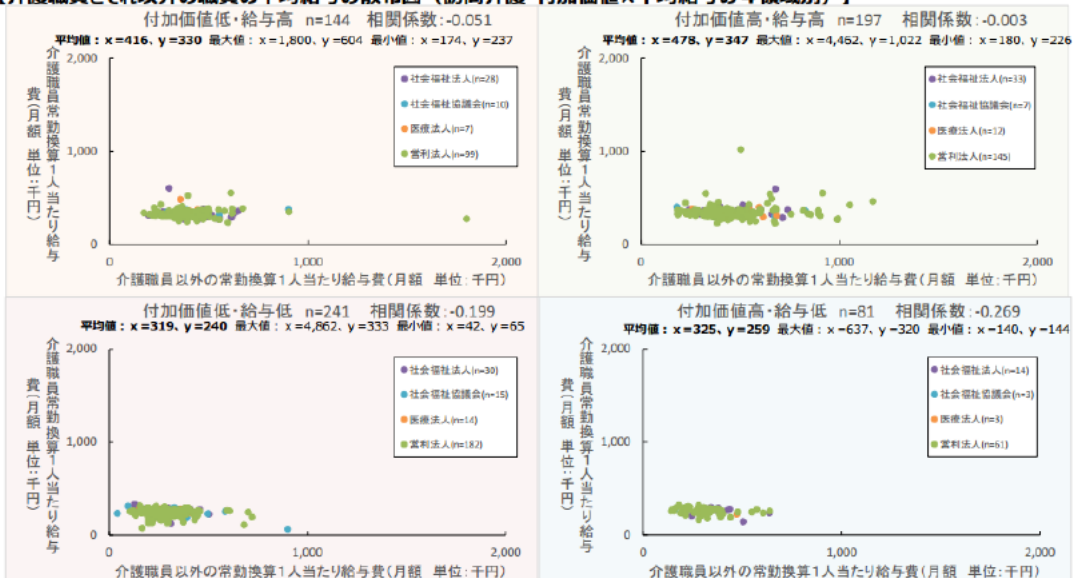
■ 図表 98 介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図

(訪問介護・付加価値 × 平均給与の4領域別)

領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係 (訪問介護)

○ 23頁の訪問介護における4領域(付加価値:高/低×平均給与:高/低)それぞれについて、介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図 (訪問介護・付加価値×平均給与の4領域別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

注: 介護職員常勤換算1人当たり給与及び介護職員以外の常勤換算1人当たり給与については、それぞれ(令和2年4月の給与+令和元年度の給与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。介護職員の常勤換算数または介護職員以外の常勤換算数が0または不詳の施設・事業所を集計対象から除く。



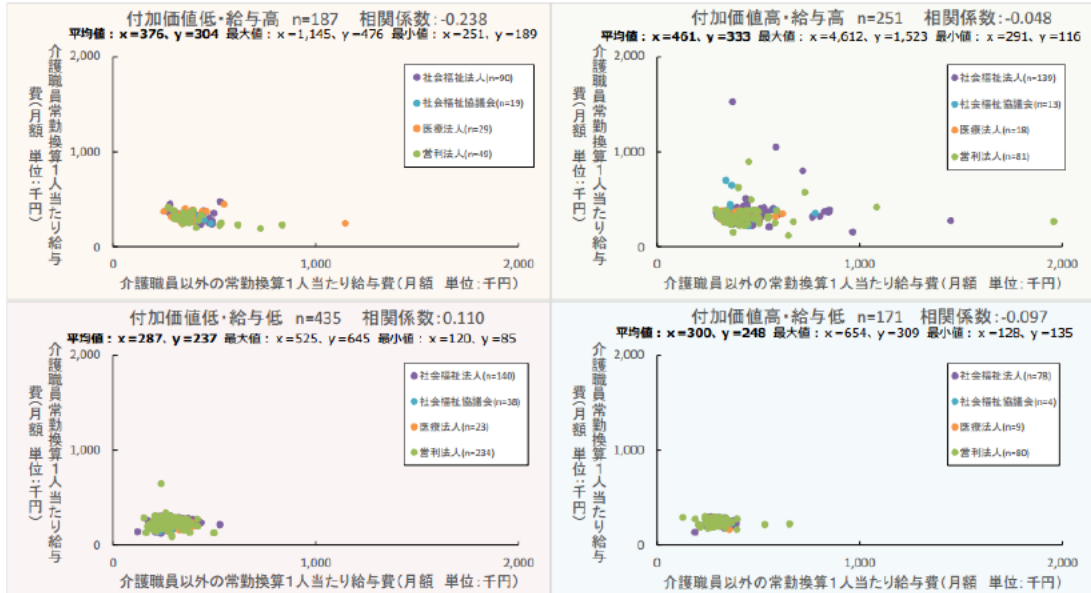
■ 図表 99 介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図

(通所介護・付加価値×平均給与の4領域別)

領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係 (通所介護)

○ 23頁の通所介護における4領域(付加価値:高/低×平均給与:高/低)それぞれについて、介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図 (通所介護・付加価値×平均給与の4領域別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

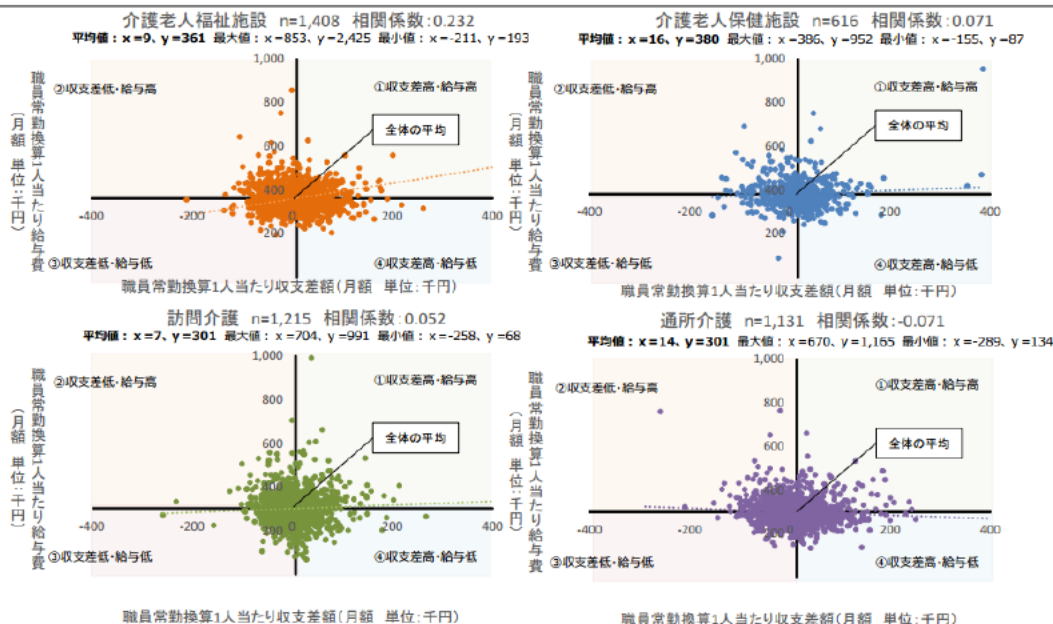
注: 介護職員常勤換算1人当たり給与及び介護職員以外の常勤換算1人当たり給与については、それぞれ(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。介護職員の常勤換算数または介護職員以外の常勤換算数がゼロまたは不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

e.職員 1 人当たり収支差額と平均給与の関係

■ 図表 100 職員 1 人当たり収支差額と平均給与の関係（サービス類型別）

職員1人当たり収支差額と平均給与の関係（サービス類型別）

○ サービス類型別の職員 1 人当たり収支差額と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれのサービスにおいても明確な相関関係は見られなかった。



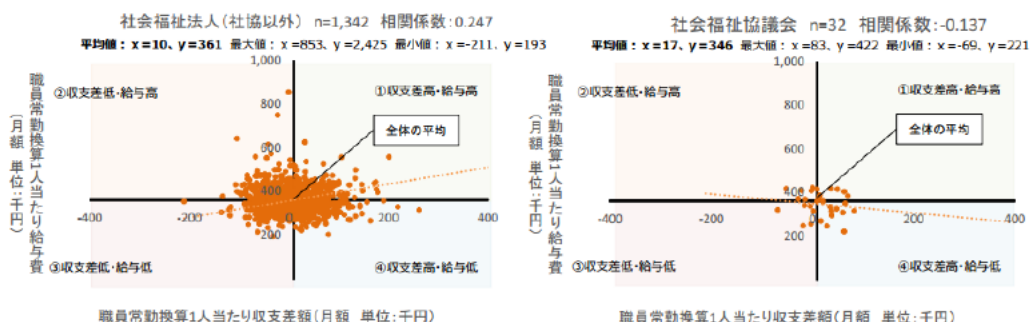
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：職員常勤換算1人当たり給与については、（令和2年4月の給与÷令和元年度の給与等/12）÷令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
職員常勤換算1人当たり収支差額については、（令和元年度決算の収支差/12）÷令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 101 職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図（介護老人福祉施設・経営主体別）

職員1人当たり収支差額と平均給与費の関係（介護老人福祉施設・経営主体別）

○ 介護老人福祉施設における経営主体別の職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれの経営主体においても明確な相関関係は見られなかった。

【職員1人当たり収支差額と平均給与費の散布図（介護老人福祉施設・経営主体別）】



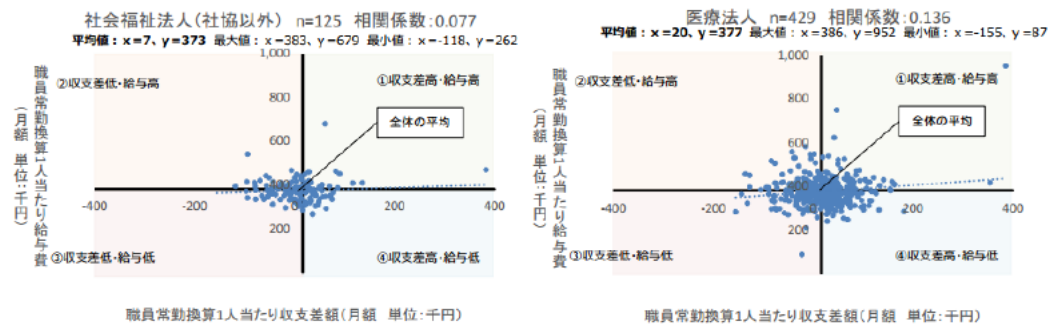
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
注：職員常勤換算1人当たり給与については、（令和2年4月の給与÷令和元年度の給与等/12）÷令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
職員常勤換算1人当たり収支差額については、（令和元年度決算の収支差/12）÷令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 102 職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図(介護老人保健施設・経営主体別)

職員 1 人当たり収支差額と平均給与の関係 (介護老人保健施設・経営主体別)

○ 介護老人保健施設における経営主体別の職員 1 人当たり収支差額と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれの経営主体においても明確な相関関係は見られなかった。

【職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図 (介護老人保健施設・経営主体別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

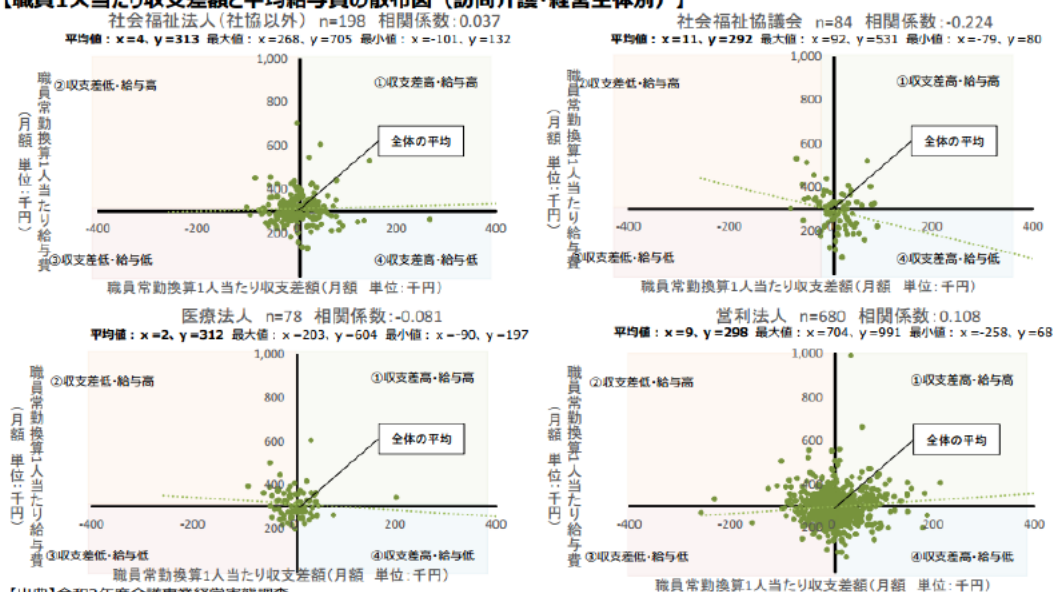
注: 職員常勤換算1人当たりの給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の給与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり収支差額については、(令和元年度決算の収支差/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 103 職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図(訪問介護・経営主体別)

職員 1 人当たり収支差額と平均給与の関係 (訪問介護・経営主体別)

○ 訪問介護における経営主体別の職員 1 人当たり収支差額と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれの経営主体においても明確な相関関係は見られなかった。

【職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図 (訪問介護・経営主体別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

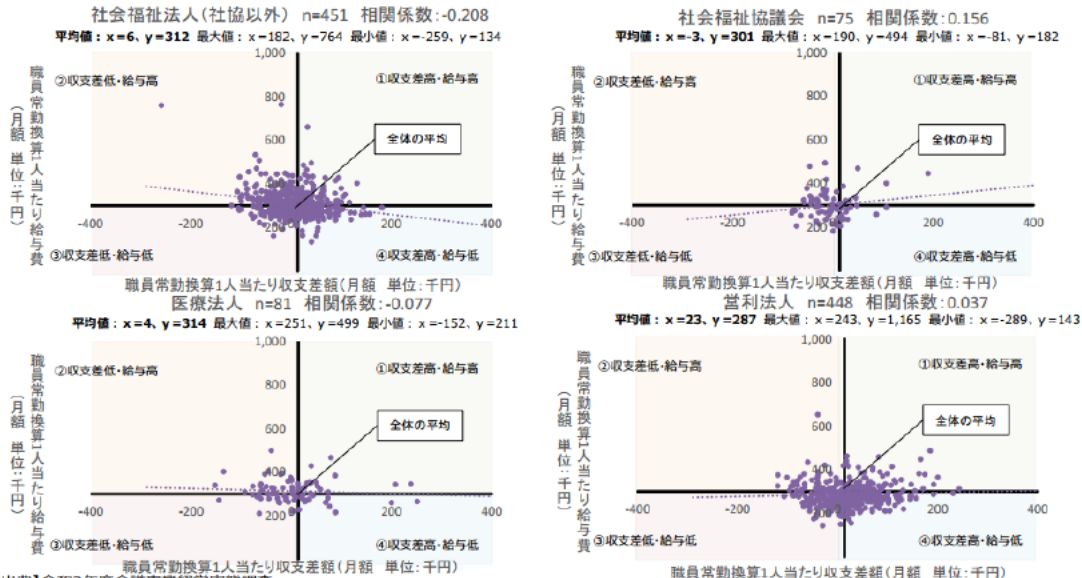
注: 職員常勤換算1人当たりの給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の給与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり収支差額については、(令和元年度決算の収支差/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 104 職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図(通所介護・経営主体別)

職員 1 人当たり収支差額と平均給与の関係 (通所介護・経営主体別)

○ 通所介護における経営主体別の職員 1 人当たり収支差額と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれの経営主体においても明確な相関関係は見られなかった。

【職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図 (通所介護・経営主体別)】



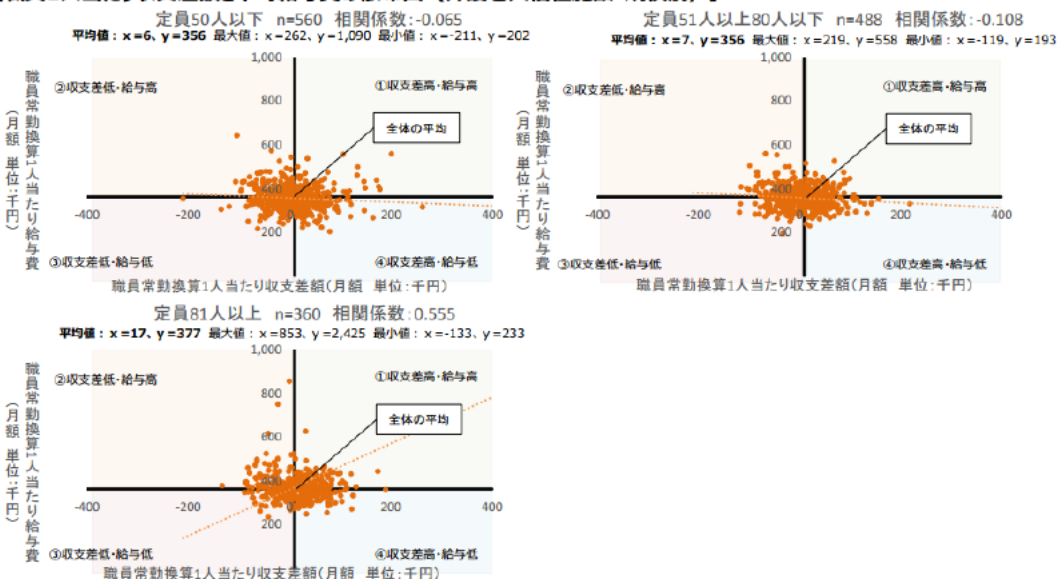
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注: 職員常勤換算1人当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり収支差額については、(令和元年度決算の収支差/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 105 職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図(介護老人福祉施設・規模別)

職員 1 人当たり収支差額と平均給与の関係 (介護老人福祉施設・規模別)

○ 介護老人福祉施設における規模別の職員 1 人当たり収支差額と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図 (介護老人福祉施設・規模別)】



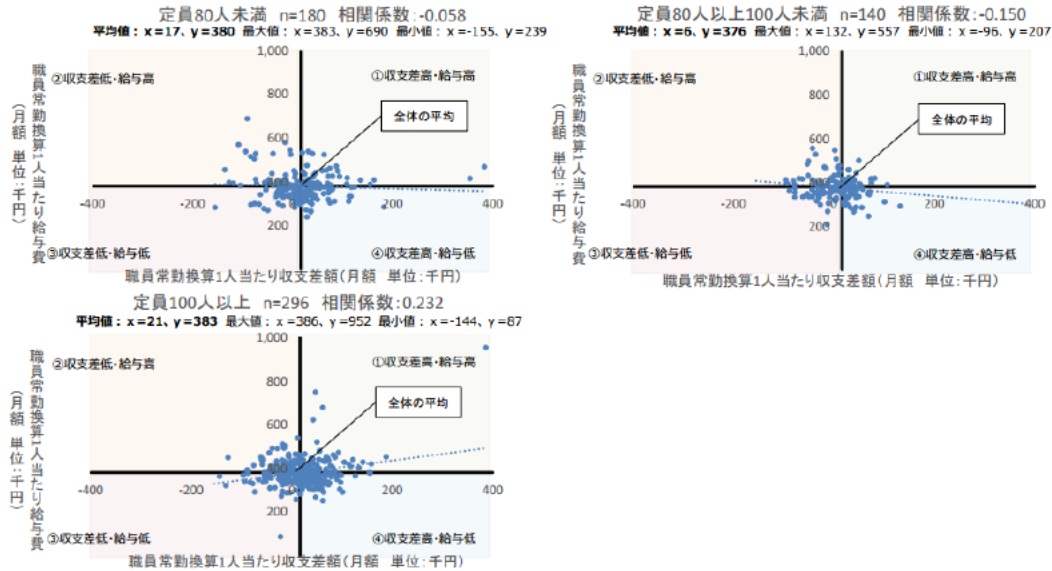
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注: 職員常勤換算1人当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり収支差額については、(令和元年度決算の収支差/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 106 職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図(介護老人保健施設・規模別)

職員1人当たり収支差額と平均給与の関係(介護老人保健施設・規模別)

○ 介護老人保健施設における規模別の職員 1 人当たり収支差額と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれの定員規模においても明確な相関関係は見られなかった。

【職員1人当たり収支差額と平均給与費の散布図(介護老人保健施設・規模別)】



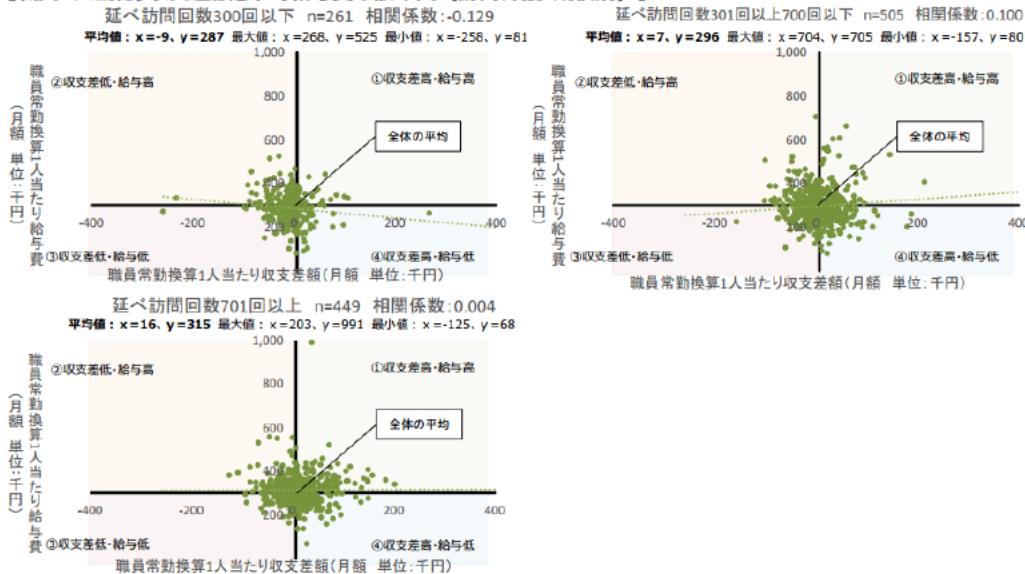
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注: 職員常勤換算1人当たりの給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり収支差額については、(令和元年度決算の収支差/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 107 職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図(訪問介護・規模別)

職員1人当たり収支差額と平均給与の関係(訪問介護・規模別)

○ 訪問介護における規模別の職員 1 人当たり収支差額と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれの延べ訪問回数規模においても明確な相関関係は見られなかった。

【職員1人当たり収支差額と平均給与費の散布図(訪問介護・規模別)】



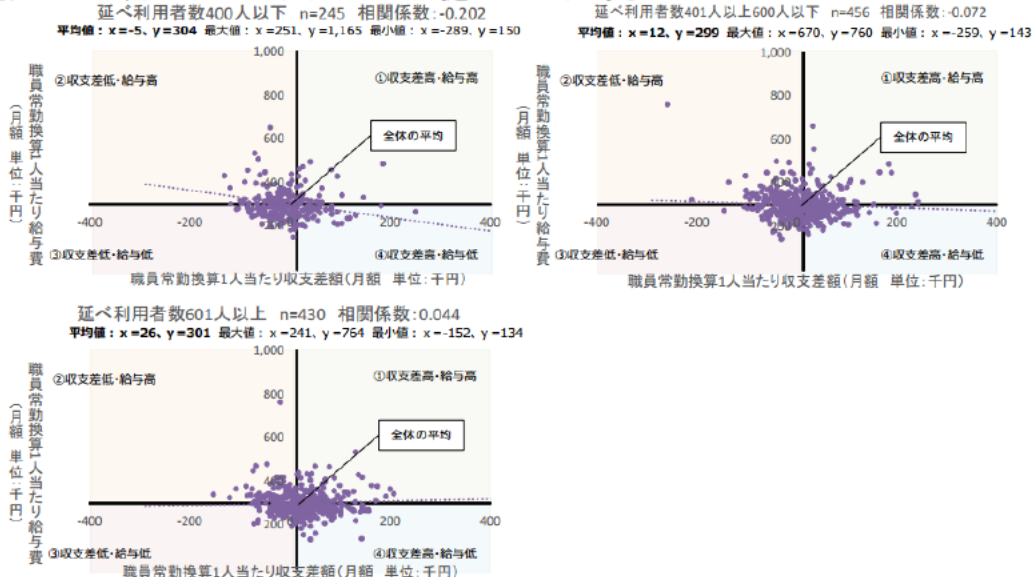
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注: 職員常勤換算1人当たりの給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり収支差額については、(令和元年度決算の収支差/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 108 職員 1 人当たり収支差額と平均給与費の散布図(通所介護・規模別)

職員1人当たり収支差額と平均給与の関係(通所介護・規模別)

○ 通所介護における規模別の職員1人当たり収支差額と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。いずれの延べ利用者数規模においても明確な相関関係は見られなかった。

【職員1人当たり収支差額と平均給与の散布図(通所介護・規模別)】

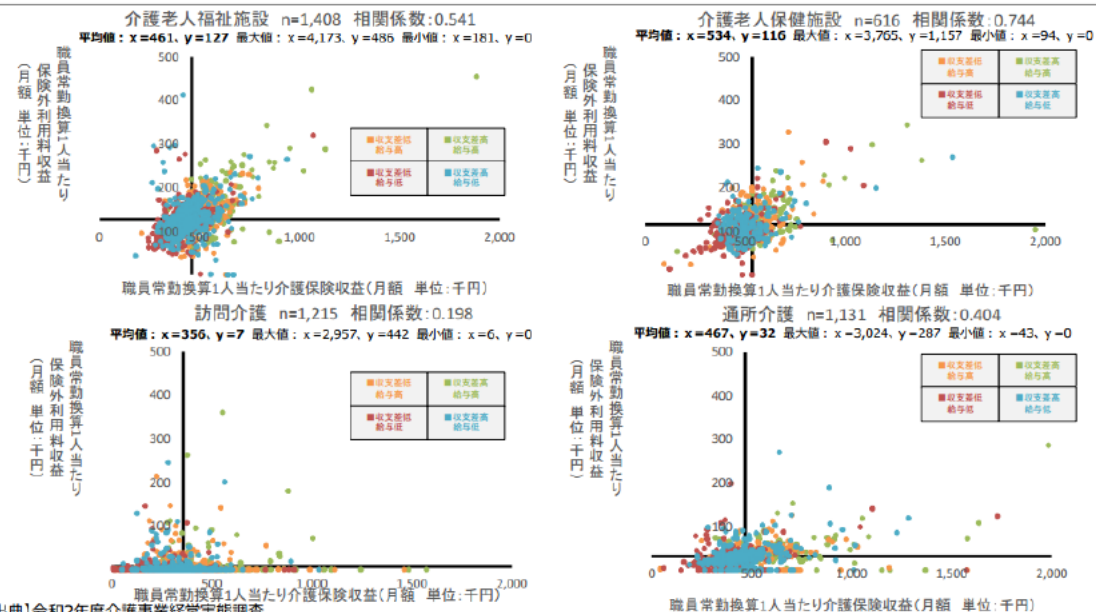


【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注: 職員常勤換算1人当たり給与については、(令和2年4月の給与+令和元年度の賞与等/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり収支差額については、(令和元年度決算の収支差/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 109 職員 1 人当たり介護保険収益と保険外収益の関係(サービス類型別)

職員1人当たり介護保険収益と保険外収益の関係(サービス類型別)

○ 38頁における4領域(収支差:高/低×平均給与:高/低)について、それぞれ介護保険収益と保険外収益の散布図を作成すると以下のとおりである。職員1人当たり介護保険収益と職員1人当たり保険外収益の間には訪問介護を除いて正の関連が見られ、介護保険収益と保険外収益が高い施設・事業所では、職員1人当たり収支差及び平均給与も高い傾向にある。

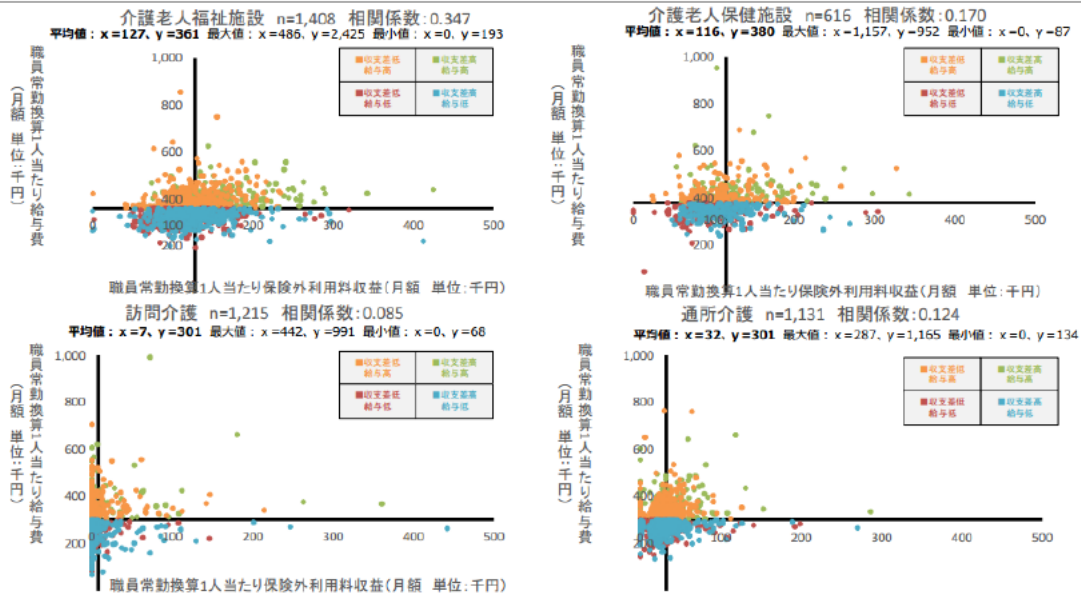


【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注: 職員常勤換算1人当たり保険外利用料収益については、(令和元年度決算の保険外利用料収益/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり介護保険収益については、(令和元年度決算の介護保険収益/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 110 職員 1 人当たり保険外収益と平均給与の関係（サービス類型別）

職員 1 人当たり保険外収益と平均給与の関係（サービス類型別）

○ 38頁における4領域（収支差：高/低×平均給与：高/低）について、それぞれ保険外収益と平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。職員1人当たり保険外収益と平均給与の間には、いずれのサービスにおいても明確な相関関係は見られなかった。また、職員1人当たり保険外収益と平均給与が高い施設・事業所では、職員1人当たり収支差も高い傾向にある。



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：職員常勤換算1人当たり給与については、（令和2年4月の給与÷令和元年度の費与等/12）÷令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 職員常勤換算1人当たり保険外利用料収益については、（令和元年度決算の保険外利用料収益/12）÷令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 常勤換算職員数が不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

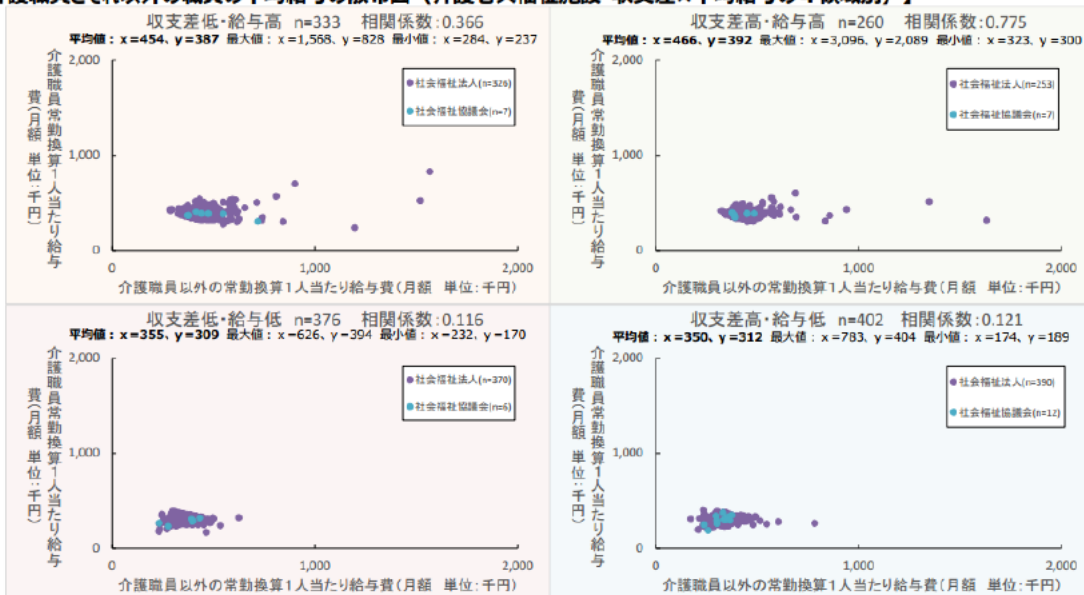
■ 図表 111 介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図

（介護老人福祉施設・収支差×平均給与の4領域別）

領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係（介護老人福祉施設）

○ 38頁の介護老人福祉施設における4領域（収支差：高/低×平均給与：高/低）それぞれについて、介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図（介護老人福祉施設・収支差×平均給与の4領域別）】



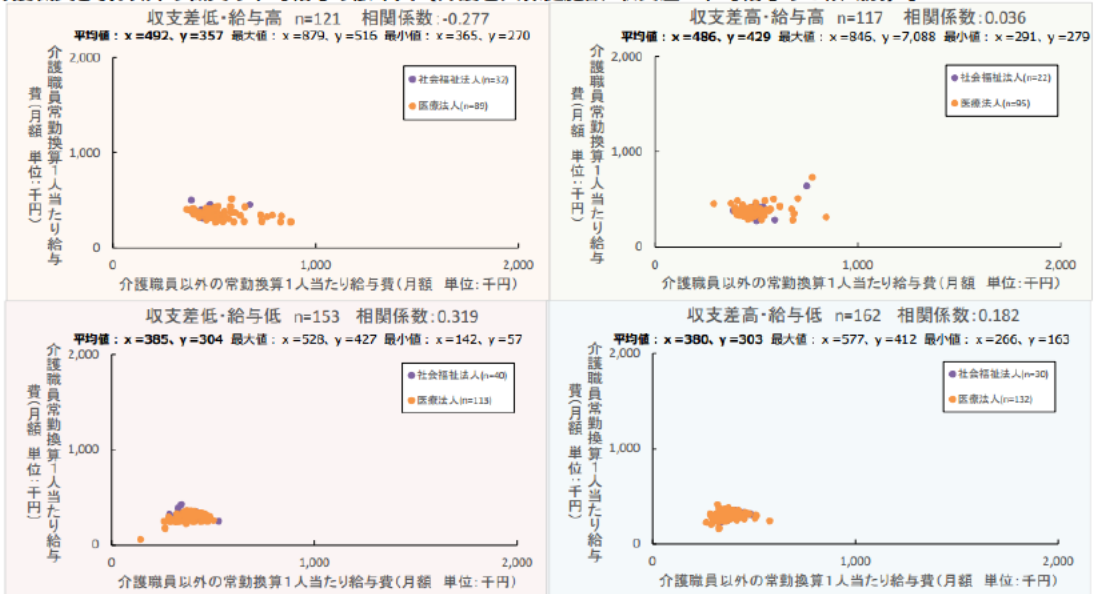
【出典】令和2年度介護事業経営実態調査  
 注：介護職員常勤換算1人当たり給与及び介護職員以外の常勤換算1人当たり給与については、それぞれ（令和2年4月の給与÷令和元年度の費与等/12）÷令和2年4月の常勤換算職員数により算出。  
 介護職員の常勤換算数または介護職員以外の常勤換算数がゼロまたは不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 112 領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係(介護老人保健施設)

領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係(介護老人保健施設)

○ 38員の介護老人保健施設における4領域(収支差:高/低×平均給与:高/低)それぞれについて、介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図(介護老人保健施設・収支差×平均給与の4領域別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

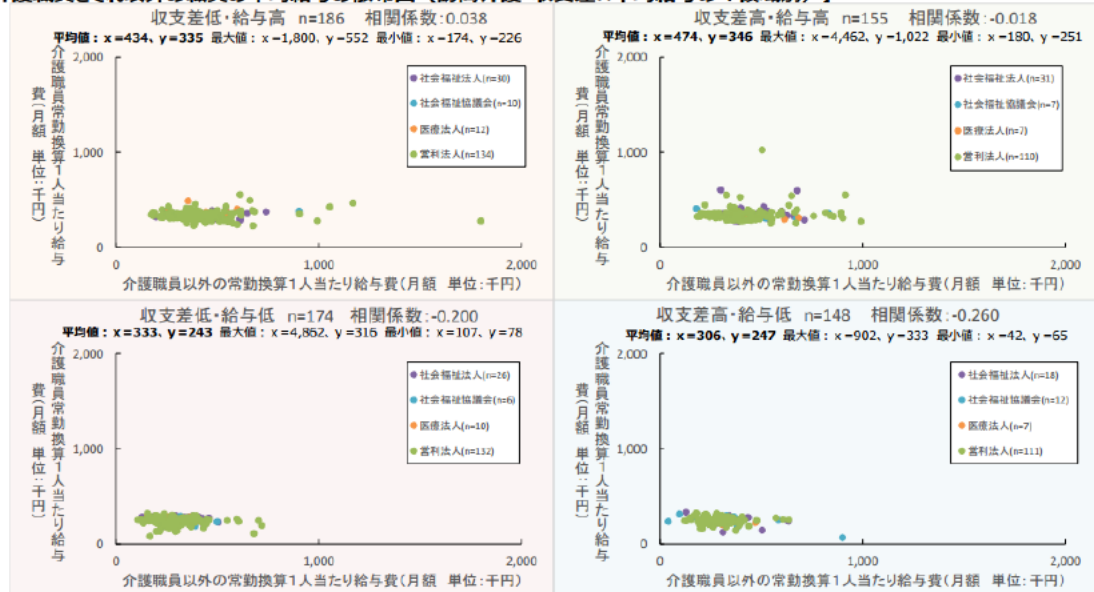
注: 介護職員常勤換算1人当たり給与費及び介護職員以外の常勤換算1人当たり給与費については、それぞれ(令和2年4月の給与+令和元年度の給与/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。介護職員の常勤換算数または介護職員以外の常勤換算数がゼロまたは不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

■ 図表 113 領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係(訪問介護)

領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係(訪問介護)

○ 38員の訪問介護における4領域(収支差:高/低×平均給与:高/低)それぞれについて、介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図(訪問介護・収支差×平均給与の4領域別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

注: 介護職員常勤換算1人当たり給与費及び介護職員以外の常勤換算1人当たり給与費については、それぞれ(令和2年4月の給与+令和元年度の給与/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。介護職員の常勤換算数または介護職員以外の常勤換算数がゼロまたは不詳の施設・事業所を集計対象から除く。

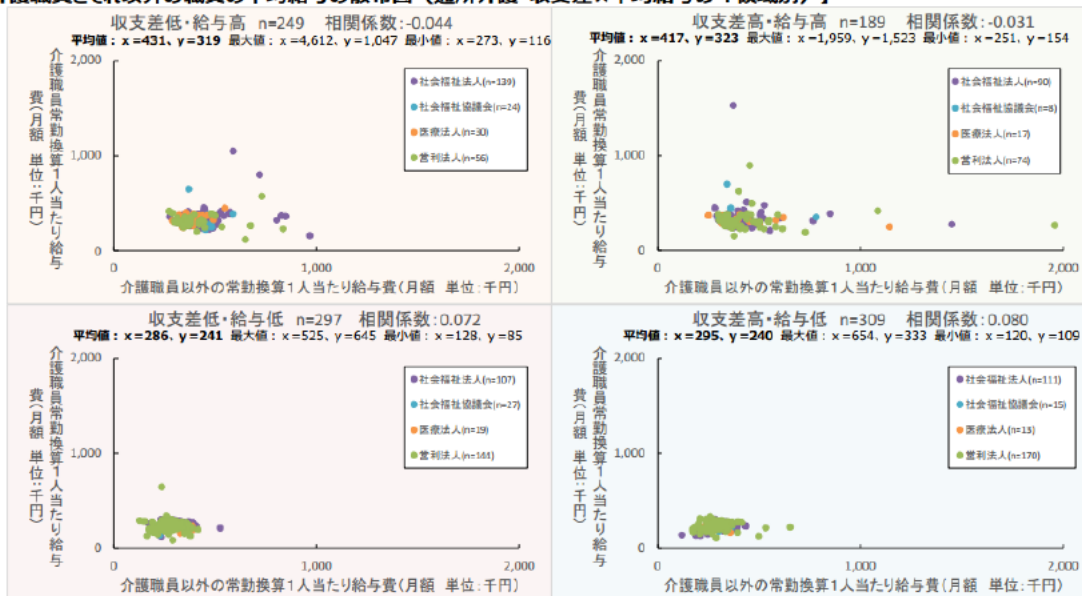


■ 図表 114 領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係(通所介護)

**領域別の介護職員とそれ以外の職員の平均給与との関係(通所介護)**

○ 38員の通所介護における4領域(収支差:高/低×平均給与:高/低)それぞれについて、介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図を作成すると以下のとおりである。

【介護職員とそれ以外の職員の平均給与の散布図(通所介護・収支差×平均給与の4領域別)】



【出典】令和2年度介護事業経営実態調査

注：介護職員常勤換算1人当たり給与及び介護職員以外の常勤換算1人当たり給与については、それぞれ(令和2年4月の給与+令和元年度の賃与/12) / 令和2年4月の常勤換算職員数により算出。介護職員の常勤換算数または介護職員以外の常勤換算数がゼロまたは不詳の施設・事業所を編計対象から除く。

### 3-2-3. 障害福祉サービス等経営実態調査(障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査)

#### a. 人件費以外の費用

■ 図表 115 障害福祉サービス等経営実態調査における各費用区分の項目の定義

#### 障害福祉サービス等経営実態調査における各費用区分の項目の定義

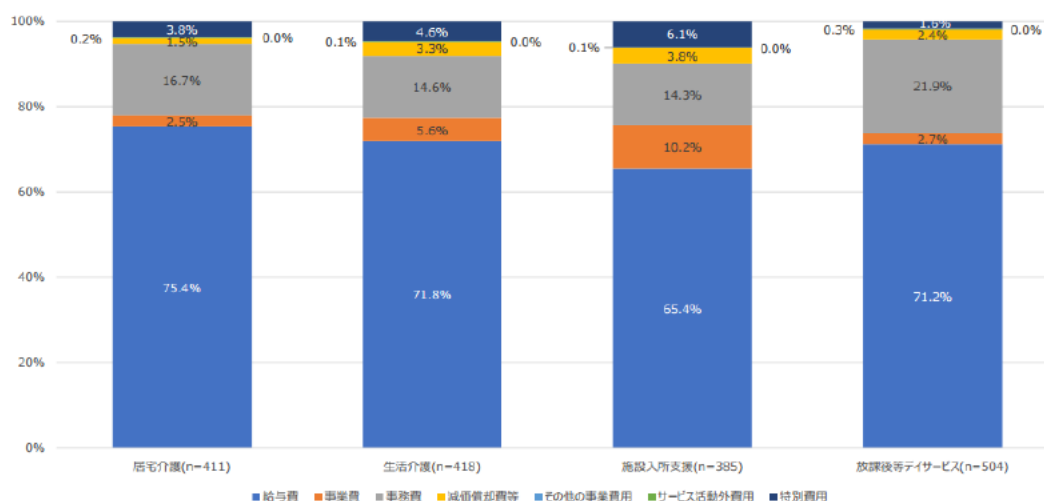
	居宅介護	生活介護	施設入所支援	放課後等デイサービス	留意事項
給与費	役員報酬、職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費				—
事業費	給食費、介護用品費、保健衛生費、水道光熱費、燃料費、消耗器具備品費、保険料、賃借料、車輛費、雑費、その他経費				—
事務費	福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、広報費、業務委託費、保険料、賃借料、土地・建物賃借料、租税公課、保守料、雑費、その他経費				—
減価償却費等	減価償却費、国庫補助金等特別積立金取崩額				—
その他の事業費用	利用者負担軽減額、徴収不能額、徴収不能引当金繰入、その他費用				—
サービス活動外費用	借入金利息				—
特別費用	本部繰入金				—

■ 図表 116 費用の割合(サービス別)

#### 費用の割合(サービス別)

- サービス別の費用の割合は下図のとおり。  
・ いずれのサービスにおいても給与費が費用全体の過半を占める。

【費用の割合(サービス別)】



【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
・令和元年度の決算データから算出

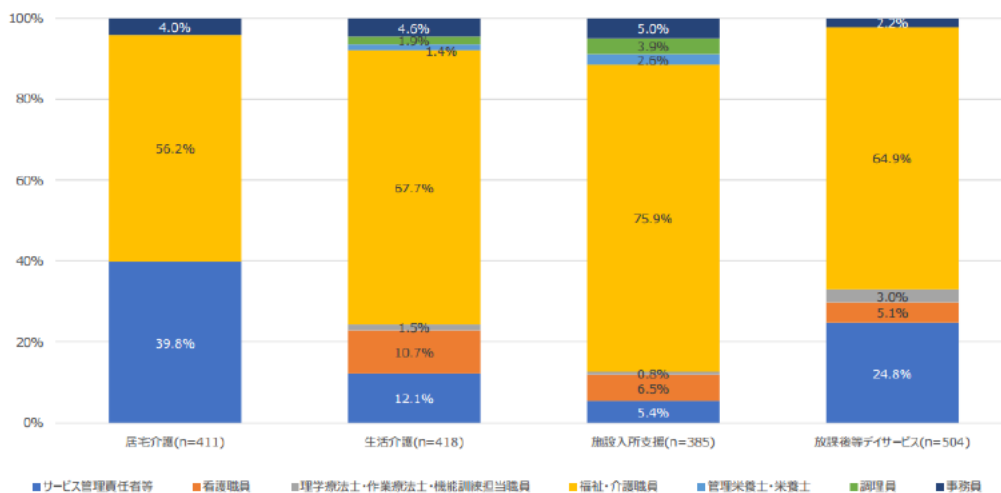
b.人件費の職種間の配分状況

■ 図表 117 人件費の職種間の配分状況・サービス別

人件費の職種間の配分状況（サービス別）

○ サービス別の人件費（給与費）の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況・サービス別】



【出典】障害福祉サービス等経営実態調査（令和2年）、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（令和2年）  
 ・障害福祉サービス等経営実態調査から得られた1事業所当たりの職種別従事者数に、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査から得られた職種別の平均給与額を掛け、1事業所当たりの職種別給与を算出したうえで、その比率を再計算したものである。  
 ・障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の調査対象である、主たる職種を全数とした上での配分状況を示している。

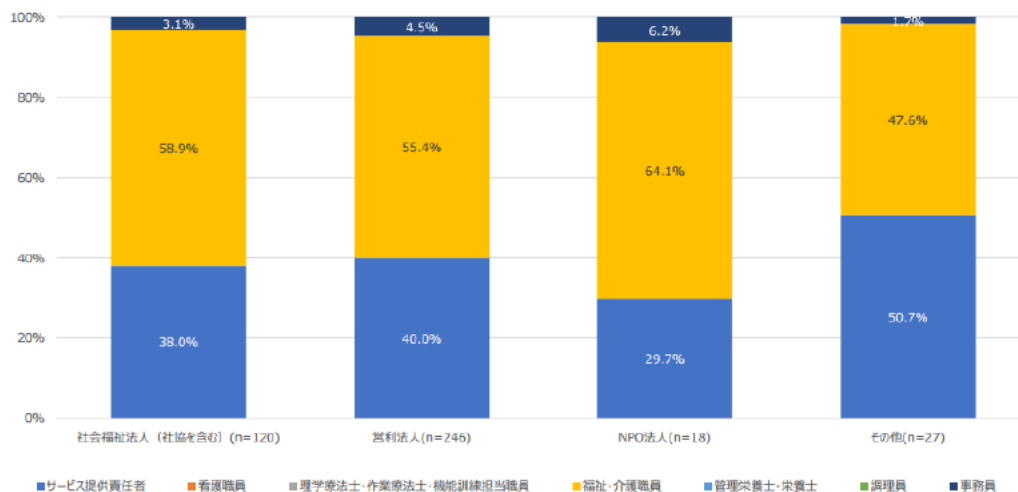
※サービス管理責任者等：居宅介護はサービス提供責任者、生活介護・施設入所支援はサービス管理責任者、放課後等デイサービスは児童発達支援管理責任者

■ 図表 118 人件費の職種間の配分状況（居宅介護・経営主体別）

人件費の職種間の配分状況（居宅介護・経営主体別）

○ 居宅介護における経営主体別の人件費（給与費）の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況（居宅介護・経営主体別）】



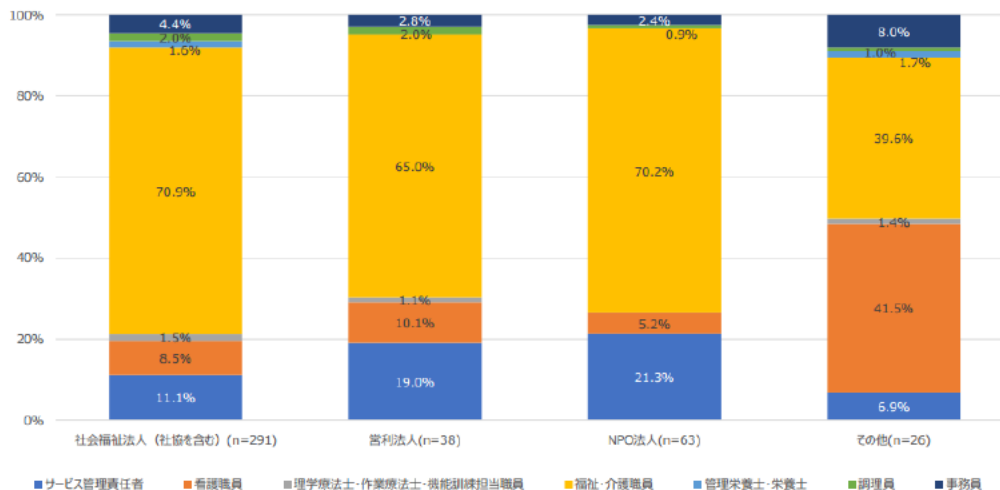
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査（令和2年）、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（令和2年）  
 ・障害福祉サービス等経営実態調査から得られた1事業所当たりの職種別従事者数に、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査から得られた職種別の平均給与額を掛け、1事業所当たりの職種別給与を算出したうえで、その比率を再計算したものである。  
 ・その他には医療法人、その他の法人（社団・財団、農協、生協、学校等）等が含まれる。

■ 図表 119 人件費の職種間の配分状況(生活介護・経営主体別)

人件費の職種間の配分状況 (生活介護・経営主体別)

○ 生活介護における経営主体別の人件費(給与費)の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況(生活介護・経営主体別)】



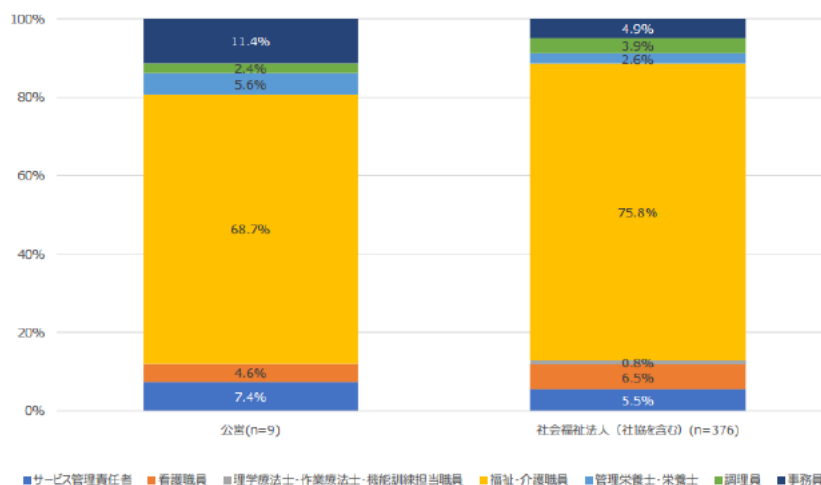
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・障害福祉サービス等経営実態調査から得られた1事業所当たりの職種別従事者数に、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査から得られた職種別の平均給与額を掛け、1事業所当たりの職種別給与費を算出したうえで、その比率を再計算したもの。  
 ・その他には公営、その他の法人(社団・財団、農協、生協、学校等)等が含まれる。

■ 図表 120 人件費の職種間の配分状況(施設入所支援・経営主体別)

人件費の職種間の配分状況 (施設入所支援・経営主体別)

○ 施設入所支援における経営主体別の人件費(給与費)の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況(施設入所支援・経営主体別)】



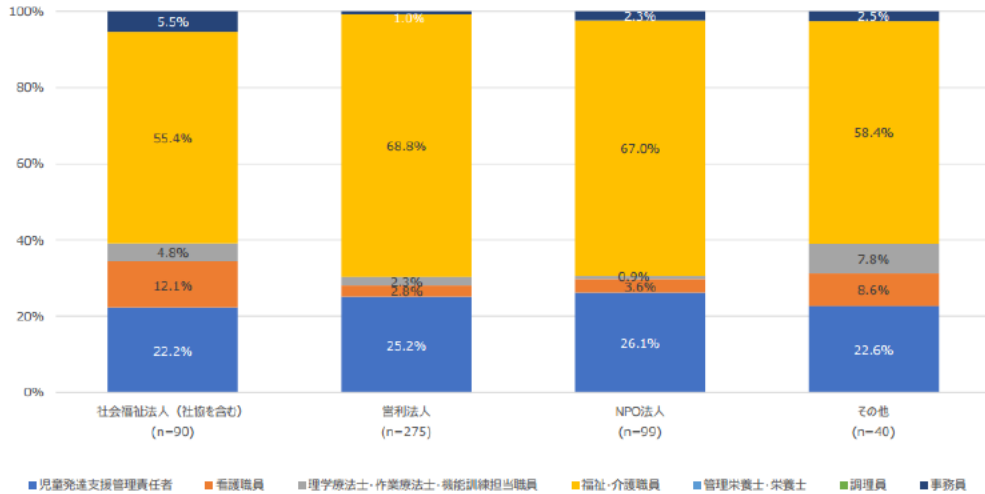
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・障害福祉サービス等経営実態調査から得られた1事業所当たりの職種別従事者数に、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査から得られた職種別の平均給与額を掛け、1事業所当たりの職種別給与費を算出したうえで、その比率を再計算したもの。

■ 図表 121 人件費の職種間の配分状況(放課後等デイサービス・経営主体別)

人件費の職種間の配分状況 (放課後等デイサービス・経営主体別)

○ 放課後等デイサービスにおける経営主体別の人件費(給与費)の職種間の配分状況は下図のとおり。

【人件費の職種間の配分状況(放課後等デイサービス・経営主体別)】



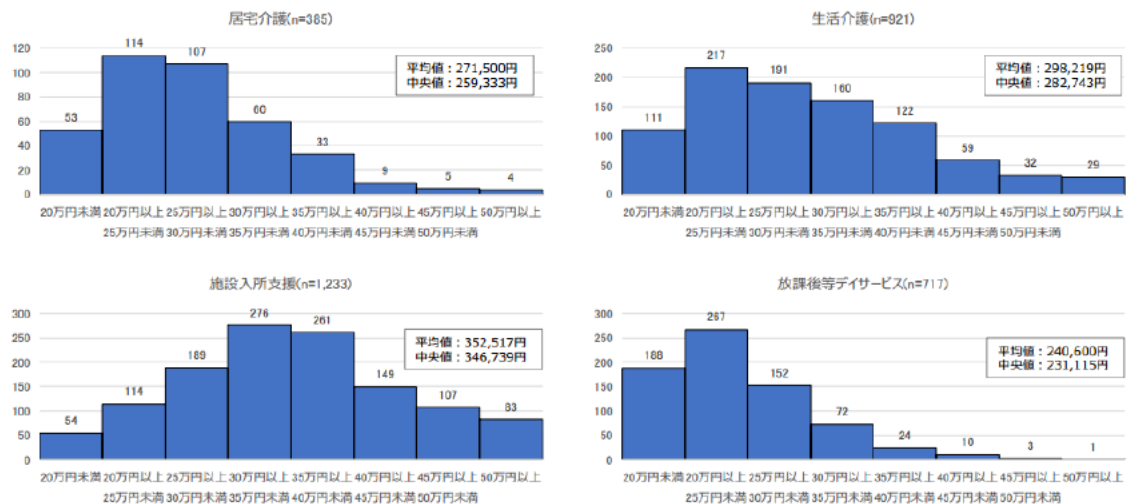
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・障害福祉サービス等経営実態調査から得られた1事業所当たりの職種別従事者数に、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査から得られた職種別の平均給与を掛け、1事業所当たりの職種別給与を算出したうえで、その比率を再計算したものである。  
 ・その他には他の法人(社団・財団、農協、生協、学校等)、公営等が含まれる。

■ 図表 122 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(サービス別)

福祉・介護職員の給与(サービス別)

○ サービス別の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。  
 ・施設入所支援において、平均値、中央値が大きくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(サービス別)】



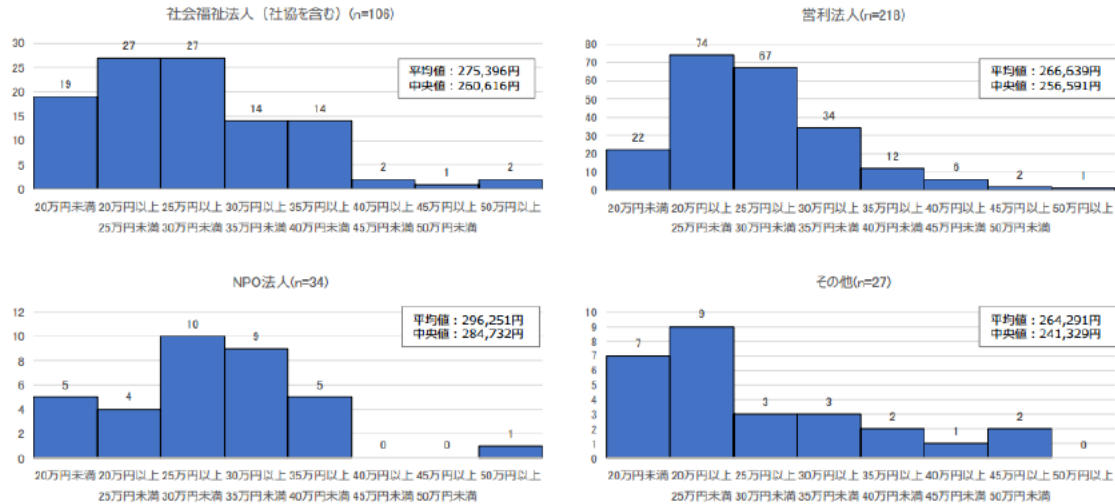
【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

■ 図表 123 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(居宅介護・経営主体別)

福祉・介護職員の給与(居宅介護・経営主体別)

- 居宅介護における経営主体別の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ NPO法人において、平均値、中央値が大きくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(居宅介護・経営主体別)】



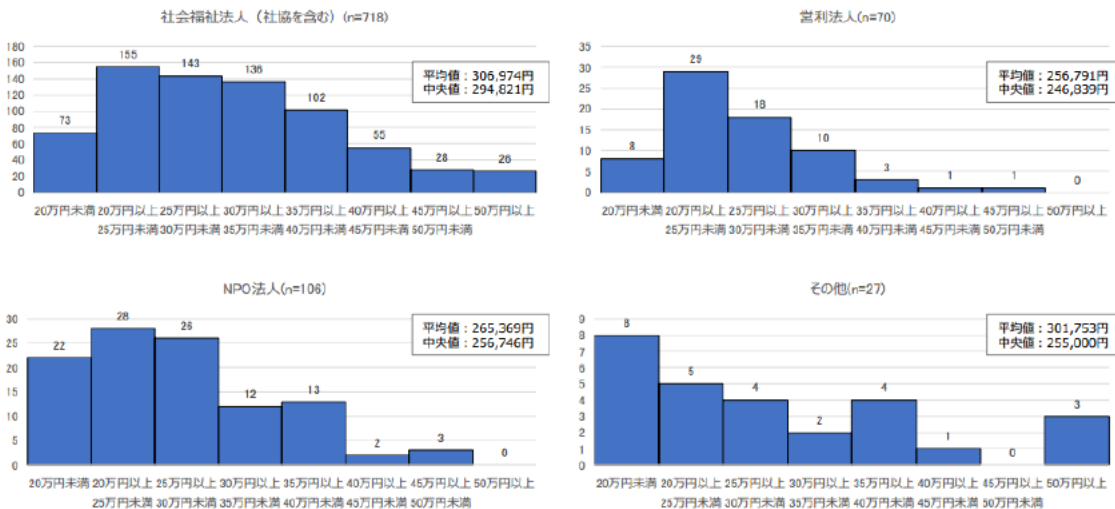
【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

■ 図表 124 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(生活介護・経営主体別)

福祉・介護職員の給与(生活介護・経営主体別)

- 生活介護における経営主体別の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 社会福祉法人において、平均値、中央値が大きくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(生活介護・経営主体別)】



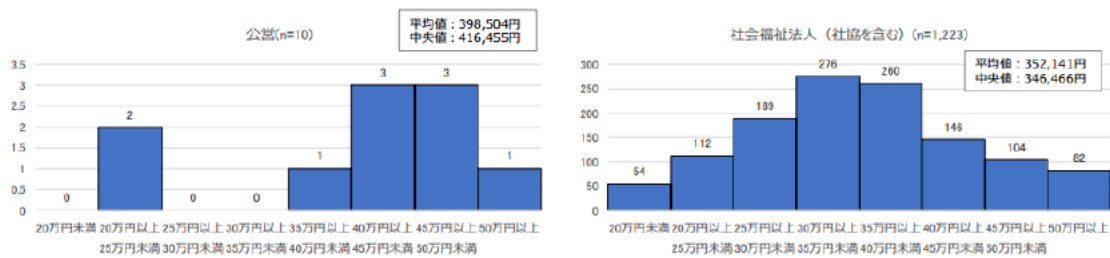
【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

■ 図表 125 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(施設入所支援・経営主体別)

福祉・介護職員の給与(施設入所支援・経営主体別)

- 施設入所支援における経営主体別の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 公営施設において、平均値、中央値が大きくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(施設入所支援・経営主体別)】



【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

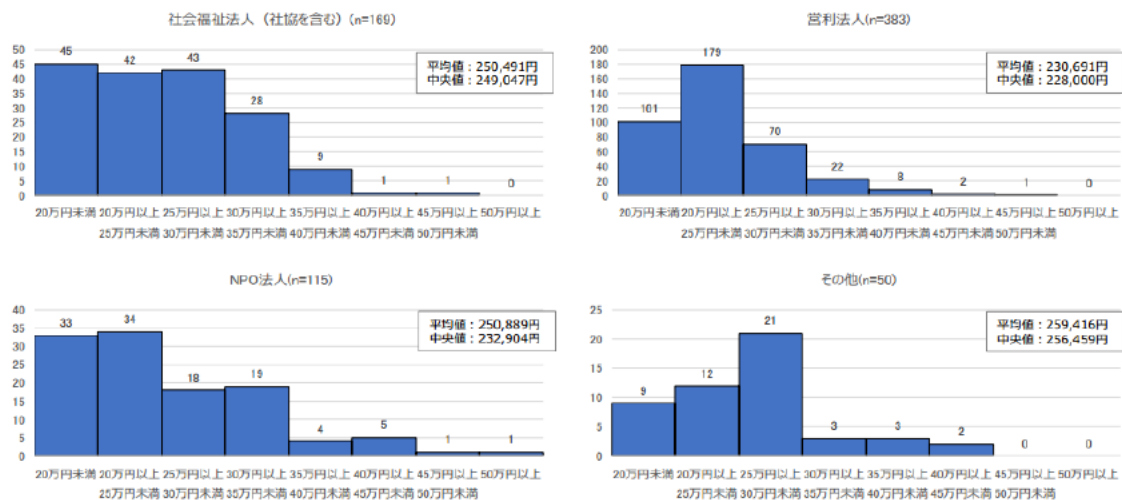
■ 図表 126 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布

(放課後等デイサービス・経営主体別)

福祉・介護職員の給与(放課後等デイサービス・経営主体別)

- 放課後等デイサービスにおける経営主体別の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 営利法人において、平均値、中央値が小さくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(放課後等デイサービス・経営主体別)】



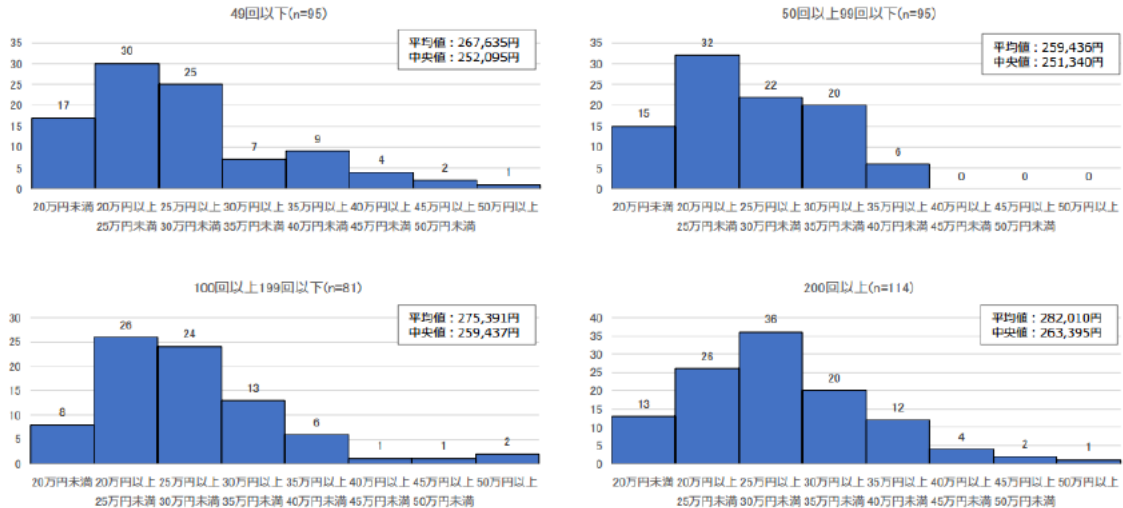
【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

■ 図表 127 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(居宅介護・規模別)

**福祉・介護職員の給与(居宅介護・規模別)**

- 居宅介護における規模別(延べ訪問回数)の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 延べ訪問回数の多い事業所において、平均値、中央値が大きくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(居宅介護・規模別)】



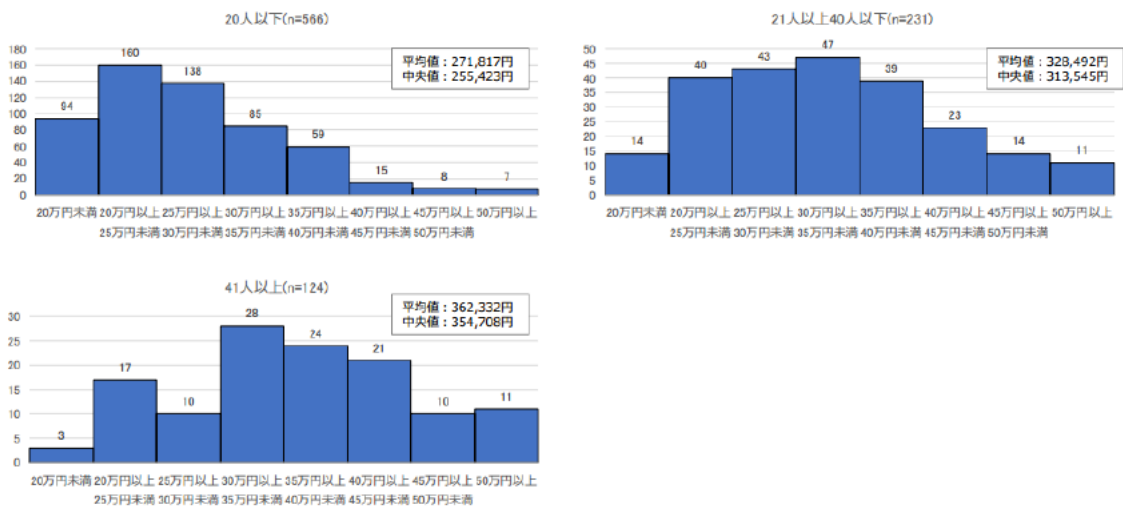
【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

■ 図表 128 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(生活介護・規模別)

**福祉・介護職員の給与(生活介護・規模別)**

- 生活介護における規模別(定員数)の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 定員規模が大きくなるほど、平均値、中央値が大きくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(生活介護・規模別)】



【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

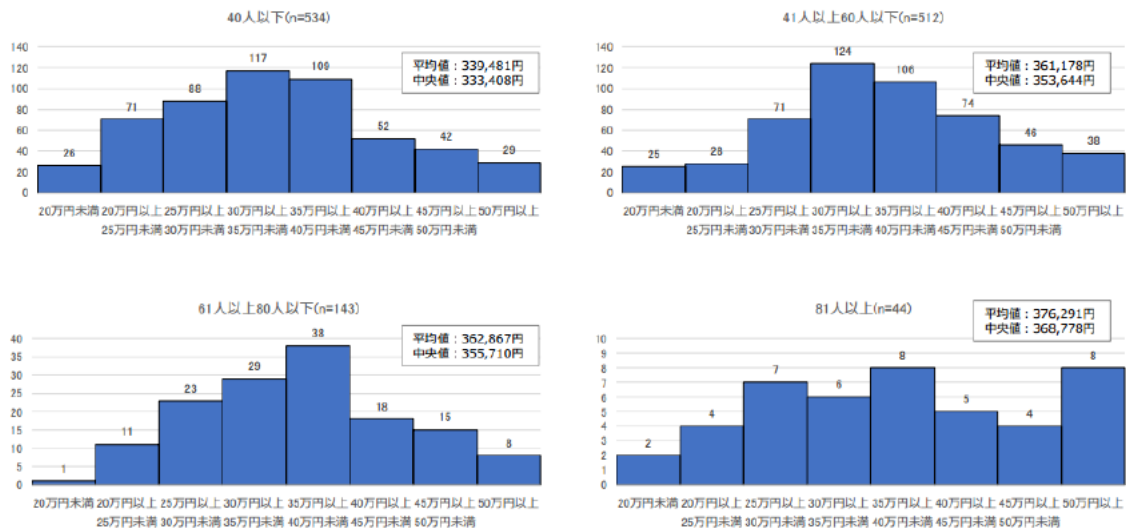


■ 図表 129 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(施設入所支援・規模別)

福祉・介護職員の給与(施設入所支援・規模別)

- 施設入所支援における規模別(定員数)の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 定員規模が大きくなるほど、平均値、中央値が大きくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(施設入所支援・規模別)】



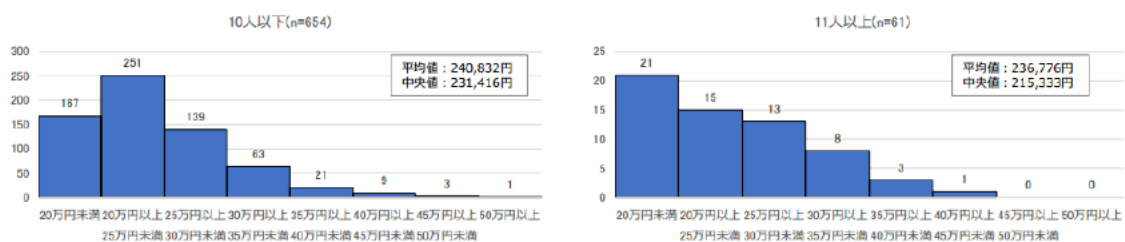
【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

■ 図表 130 常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(放課後等デイサービス・規模別)

福祉・介護職員の給与(放課後等デイサービス・規模別)

- 放課後等デイサービスにおける規模別(定員数)の福祉・介護職員の1月当たり給与の分布は下図のとおり。
- ・ 定員規模の小さい施設において、平均値、中央値が大きくなっている。

【常勤福祉・介護職員の1月当たり給与の平均と分布(放課後等デイサービス・規模別)】



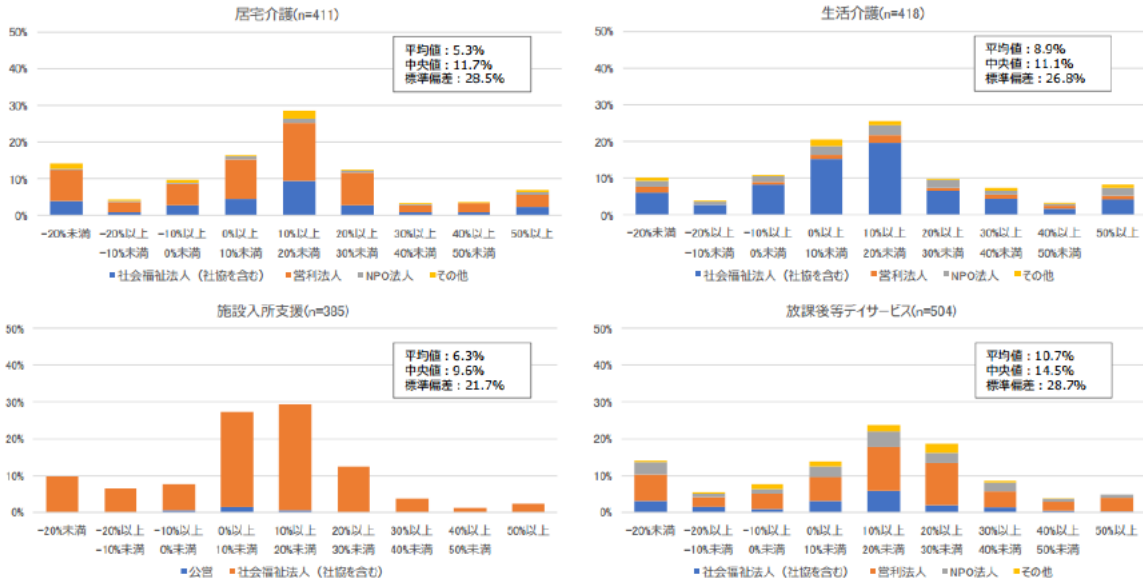
【出典】障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(令和2年)  
 ・1月当たり給与額は、令和2年2月の基本給・手当+令和元年10月~令和2年3月支給一時金の1/6により算出

c.収入・支出及び資産の関係

■ 図表 131 収支差率の分布(サービス別)

収支差率の分布(サービス別)

○ サービス別の収支差率の分布は下図のとおり。  
 ・ 放課後等デイサービスで、平均値、中央値が大きくなっている。



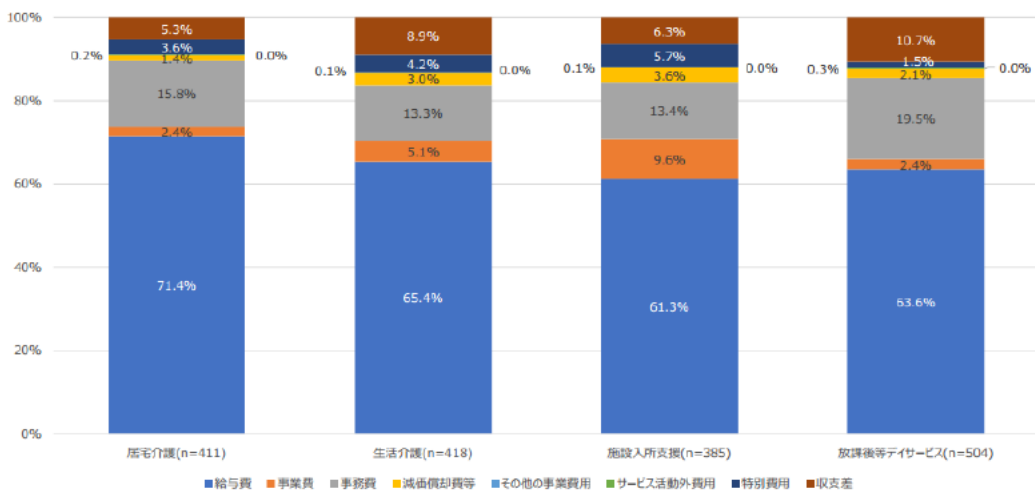
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・収支差率については、(収益額-費用額)÷収益額より算出

■ 図表 132 収益に占める各費用の割合(サービス別)

収益に占める各費用の割合(サービス別)

○ サービス別の費用の割合は下図のとおり。  
 ・ いずれのサービスにおいても収益の50%以上が給与費に配分されている。

【収益に占める各費用の割合(サービス別)】



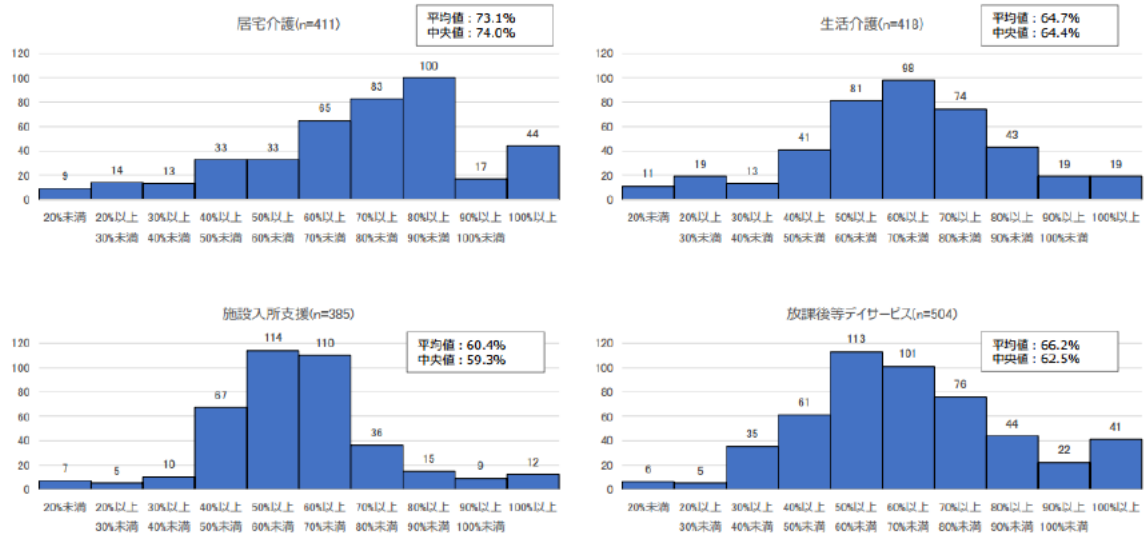
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・収益に占める各費用の割合については、サービス類型毎の全事業所の各費用の合計が全体の収益に占める割合

■ 図表 133 収益に占める人件費の割合の分布(サービス別)

### 収益に占める人件費の割合 (サービス別)

- サービス別の人件費（給与費）の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 居宅介護において、人件費の割合の平均値、中央値が大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の分布 (サービス別)】



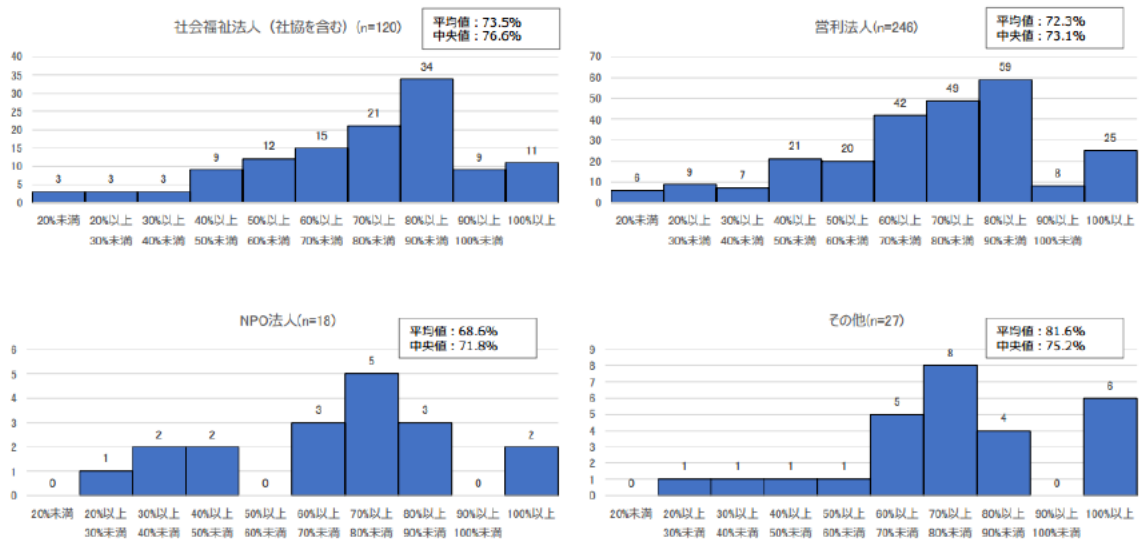
【出典】 障害福祉サービス等経営実態調査（令和2年）  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」より算出

■ 図表 134 収益に占める人件費の割合の平均と分布(居宅介護・経営主体別)

### 収益に占める人件費の割合 (居宅介護・経営主体別)

- 居宅介護における経営主体別の人件費（給与費）の割合の分布は下図のとおり。
- ・ NPO法人において、人件費の割合の平均値、中央値が小さくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布 (居宅介護・経営主体別)】



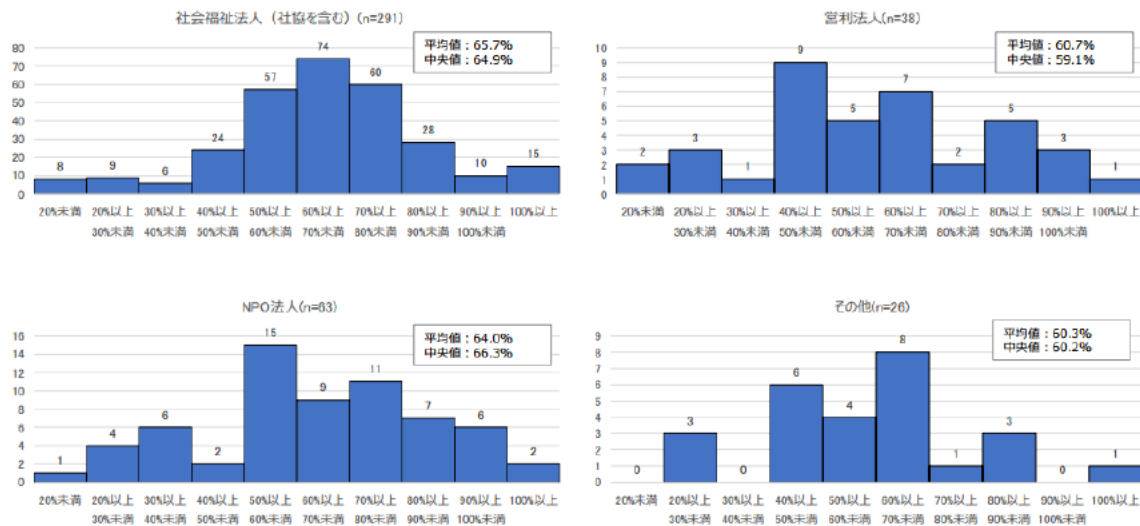
【出典】 障害福祉サービス等経営実態調査（令和2年）  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」より算出

■ 図表 135 収益に占める人件費の割合の平均と分布(生活介護・経営主体別)

**収益に占める人件費の割合 (生活介護・経営主体別)**

○ 生活介護における経営主体別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。  
 ・ 人件費の割合の平均値は社会福祉法人、中央値はNPO法人で大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布 (生活介護・経営主体別)】



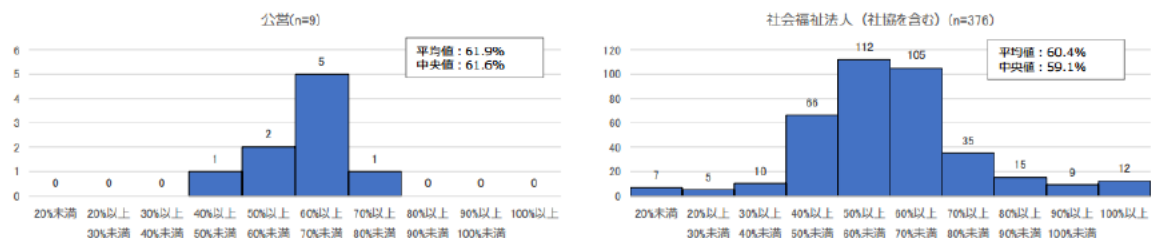
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出

■ 図表 136 収益に占める人件費の割合の平均と分布(施設入所支援・経営主体別)

**収益に占める人件費の割合 (施設入所支援・経営主体別)**

○ 施設入所支援における経営主体別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。  
 ・ 公営施設において、人件費の割合の平均値、中央値が大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布 (施設入所支援・経営主体別)】



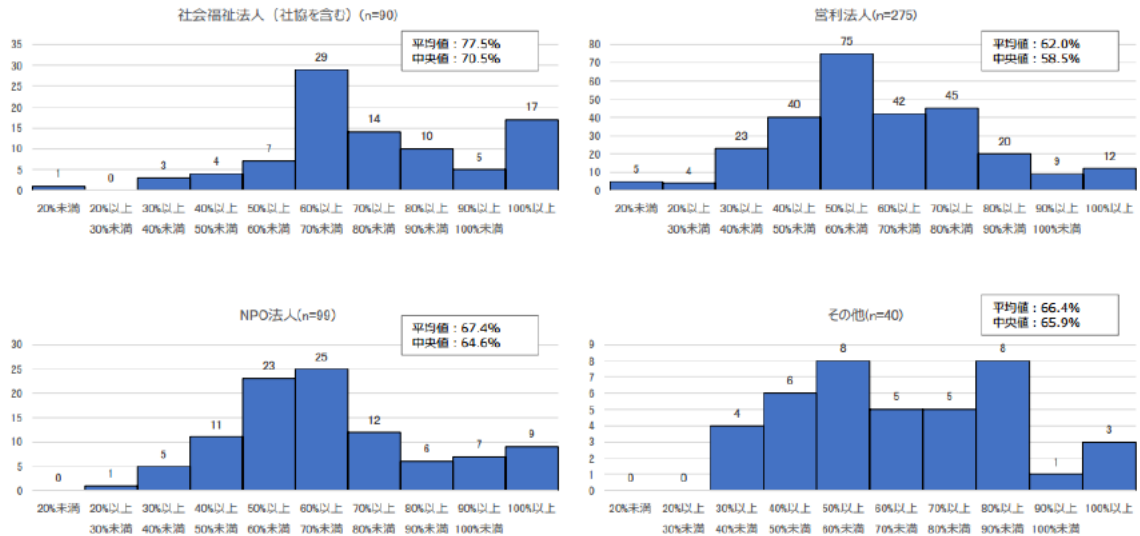
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出

■ 図表 137 収益に占める人件費の割合の平均と分布(放課後等デイサービス・経営主体別)

収益に占める人件費の割合(放課後等デイサービス・経営主体別)

- 放課後等デイサービスにおける経営主体別の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 社会福祉法人において、人件費の割合の平均値、中央値が大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(放課後等デイサービス・経営主体別)】



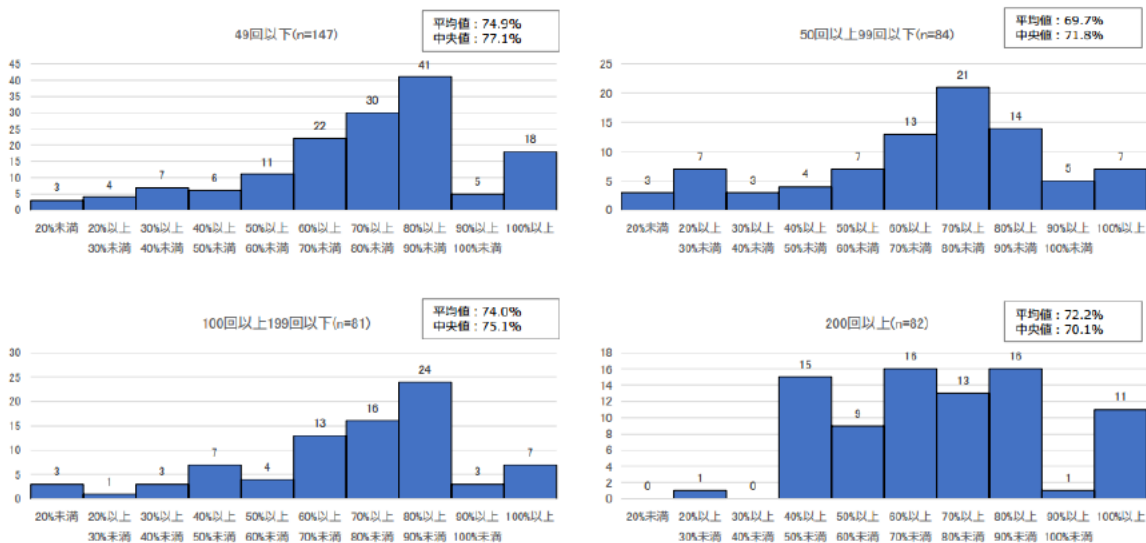
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」より算出

■ 図表 138 収益に占める人件費の割合の平均と分布(居宅介護・規模別)

収益に占める人件費の割合(居宅介護・規模別)

- 居宅介護における規模別(延べ訪問回数)の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 延べ訪問回数49回以下で人件費の割合の平均値、中央値が大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(居宅介護・規模別)】



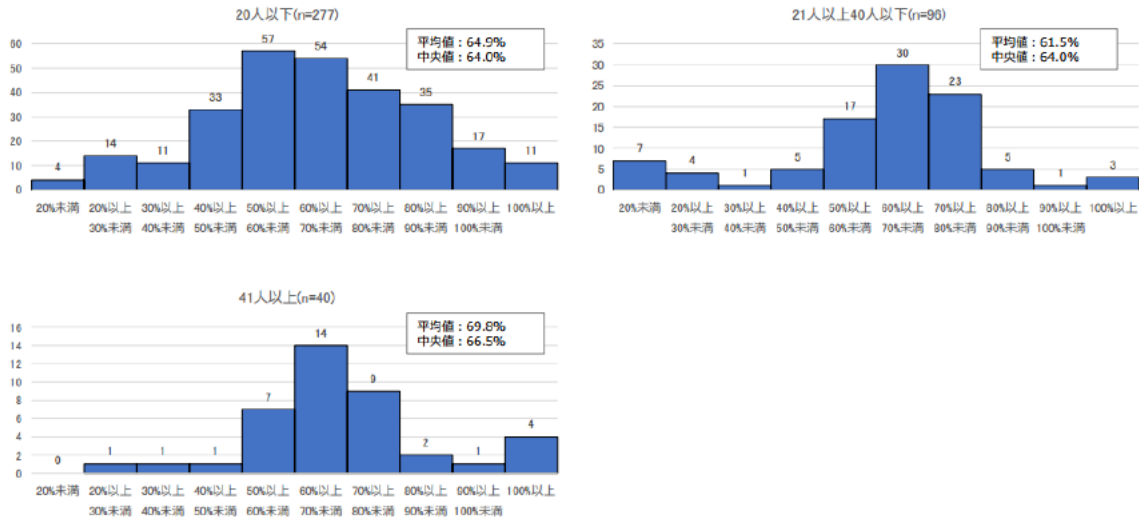
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」より算出

■ 図表 139 収益に占める人件費の割合の平均と分布(生活介護・規模別)

収益に占める人件費の割合 (生活介護・規模別)

- 生活介護における規模別(定員数)の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 定員規模41人以上で、人件費の割合の平均値、中央値が大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(生活介護・規模別)】



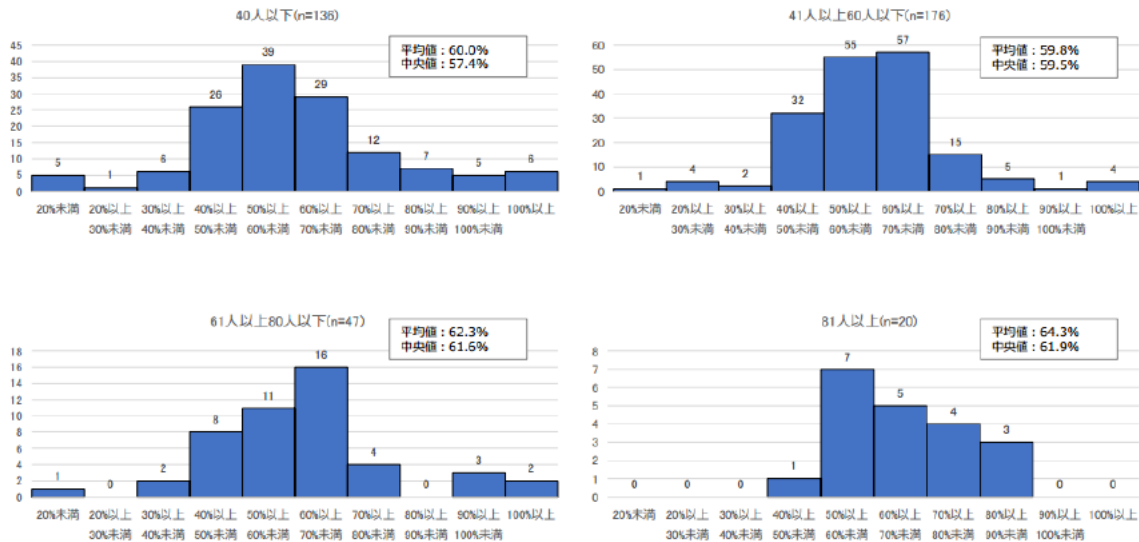
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出

■ 図表 140 収益に占める人件費の割合の平均と分布(施設入所支援・規模別)

収益に占める人件費の割合 (施設入所支援・規模別)

- 施設入所支援における規模別(定員数)の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 定員規模の大きな施設で、人件費の割合の平均値、中央値が大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(施設入所支援・規模別)】



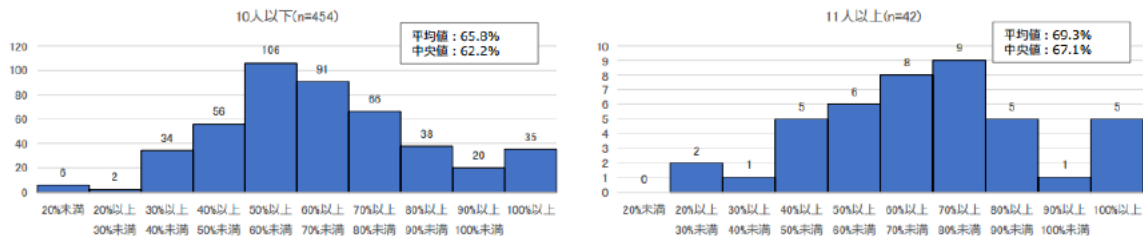
【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」により算出

■ 図表 141 収益に占める人件費の割合の平均と分布(放課後等デイサービス・規模別)

収益に占める人件費の割合(放課後等デイサービス・規模別)

- 放課後等デイサービスにおける規模別(定員数)の人件費(給与費)の割合の分布は下図のとおり。
- ・ 定員11人以上の事業所で、人件費の割合の平均値、中央値が大きくなっている。

【収益に占める人件費の割合の平均と分布(放課後等デイサービス・規模別)】



【出典】障害福祉サービス等経営実態調査(令和2年)  
 ・令和元年度の決算データから算出  
 ・人件費の割合については、事業所毎の「給与費/収益」より算出

### 3-2-4. 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査

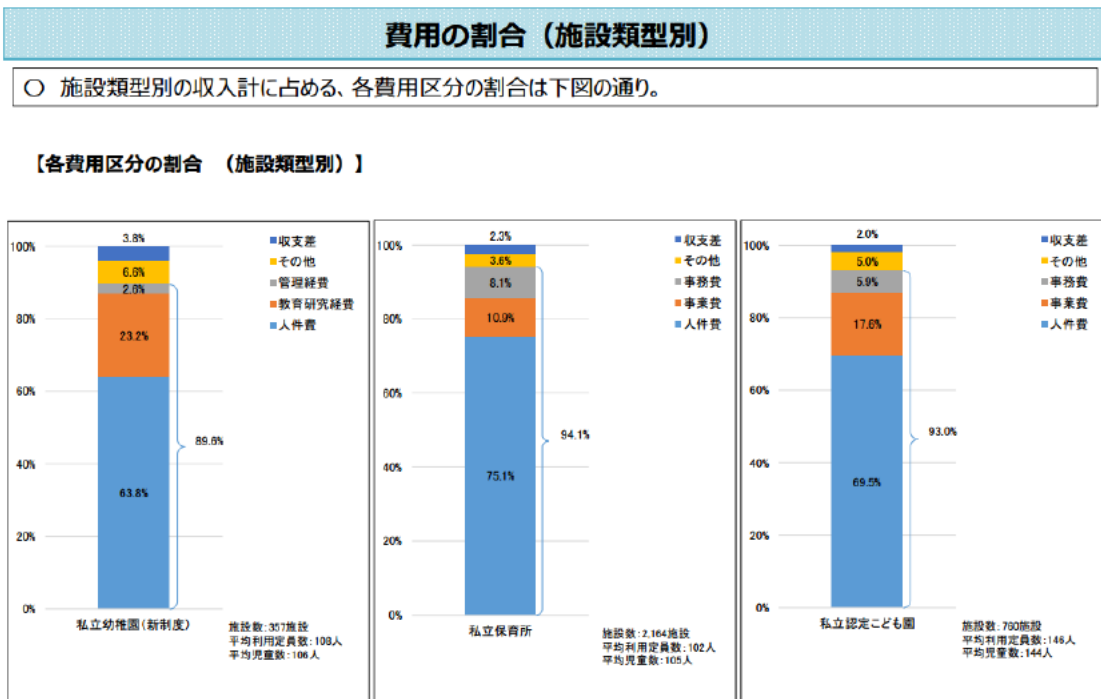
#### a. 人件費以外の費用

■ 図表 142 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査における各費用区分の項目の定義

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査における各費用区分の項目の定義						
私立幼稚園		私立保育所		私立認定こども園		
費用区分	含まれる経費 (学校法人の場合)	費用区分	含まれる経費 (社会福祉法人の場合)	費用区分	含まれる経費 (学校法人の場合)	含まれる経費 (社会福祉法人の場合)
人件費	【人件費】 教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職給与引当金繰入額、退職金、その他の人件費  【教育研究経費】 報酬・委託・手数料（うち派遣委託費）	人件費	【人件費】	人件費	私立幼稚園に準拠	私立保育所に準拠
教育研究経費	【教育研究経費】 消耗品費、光熱水費、旅費交通費、賃借料、報酬・委託・手数料、公租公課、減価償却額、その他	事業費	【事業費】 給食費、保健衛生費、保育材料費、水道光熱費、燃料費、消耗器具備品費、賃借料、その他の経費	教育研究経費 / 事業費		
管理経費	【管理経費】 消耗品費、光熱水費、旅費交通費、賃借料、報酬・委託・手数料、公租公課、補助活動支出、その他	事務費	【事務費】 福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、業務委託費、保険料、賃借料、土地・建物賃借料、租税公課、その他の経費	管理経費 / 事務費		
その他	【管理費】 減価償却費 【徴収不能額等】 【教育活動外支出】 【特別支出】 【基本金組入額】	その他	【減価償却費】 【国庫補助金等特別積立金取崩額】 【徴収不能額】 【徴収不能引当金繰入】 【その他の費用】 【サービス活動外増減による費用】 【特別増減による費用】	その他		

令和元年度実施の調査では、経営主体の法人類型毎の会計準則で作成を求められる計算書類に基づき、回答させている。  
 そのため、経営主体が同じもの同士の比較・分析は可能だが、経営主体が異なるもの間での比較・分析には注意を要する。

■ 図表 143 各費用区分の割合(施設類型別)



【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (令和元年度実施)



b.人件費の職種間の配分状況

■ 図表 144 各職種区分に含まれる職員の種別

各職種区分に含まれる職員の種別

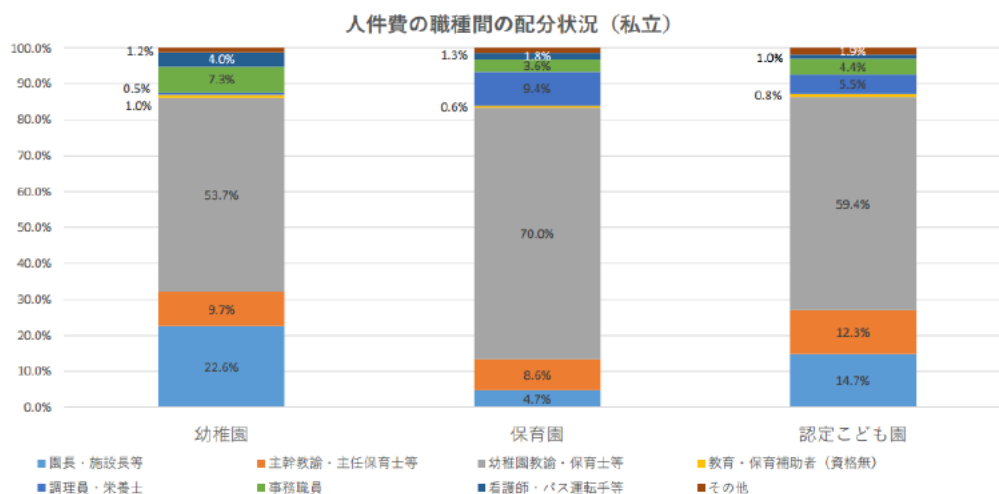
職種区分	私立幼稚園（新制度）	私立保育所	私立認定こども園
園長・施設長等	園長	施設長	園長
	副園長	—	副園長
	教頭	—	教頭
主幹教諭・主任保育士等	主幹教諭	主任保育士	主幹保育教諭
	指導教諭	—	指導保育教諭
教諭・保育士等	教諭	保育士	保育教諭
	助教諭	—	助保育教諭
	講師	—	講師
	教育補助者	—	教育・保育補助者
教育・保育補助者（資格無）	教育補助者（資格無）	保育補助者（資格を有していない者）	教育・保育補助者（資格無）
調理員・栄養士	調理員	調理員	調理員
	—	栄養士（調理員に含まれる者を除く）	栄養教諭・栄養士
事務職員	事務職員	事務職員	事務職員
看護師・バス運転手等	バス運転手	看護師（保健師・助産師）、 准看護師	看護職員

■ 図表 145 人件費の職種間の配分状況・施設類型別

人件費の職種間の配分状況（施設類型別）

○ 施設類型別の人件費の職種間の配分状況は下図の通り。  
 ・各施設類型を比較すると、幼稚園・認定こども園の「園長・施設長等」の割合が高くなっている。その要因としては、幼稚園・認定こども園の場合は、園長の他、副園長・教頭の人件費が含まれていること等が考えられる。

【人件費の職種間の配分状況・施設類型別】



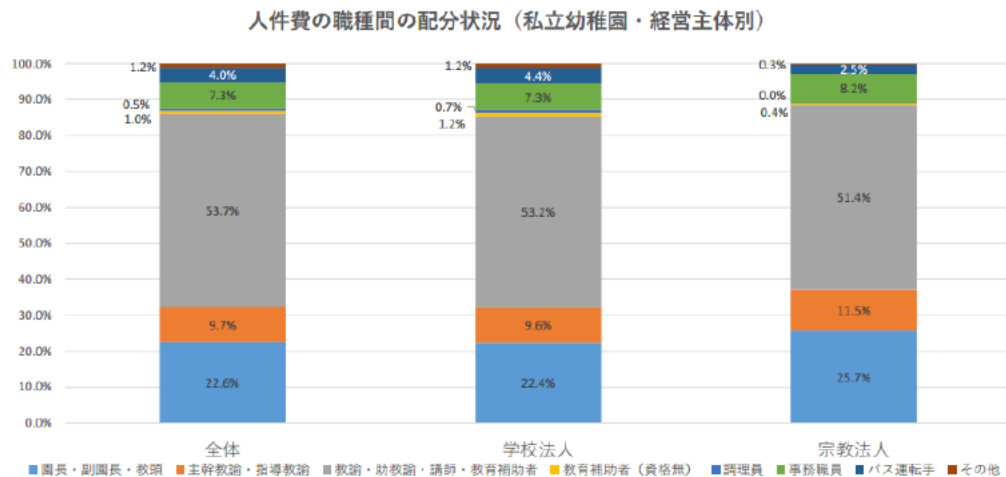
【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査（令和元年度実施）  
 ○平成31年3月分の月額給与（決まって支給する給与＋手当）に、平成30年度分の一時金（賞与、その他の臨時支給分等）の1/12を加えたものを、各職員の給与月額として算出。  
 ○各職員の給与月額を、施設類型別に職種区分ごとに集計し、施設類型別の全体額に占める割合として、人件費の職種間の配分状況を算出。

■ 図表 146 【人件費の職種間の配分状況・施設類型別×経営主体別】私立幼稚園（新制度）

人件費の職種間の配分状況（施設類型別×経営主体別）

○ 施設類型別×経営主体別の人件費の職種間の配分状況は下図の通り。

【人件費の職種間の配分状況・施設類型別×経営主体別】私立幼稚園（新制度）



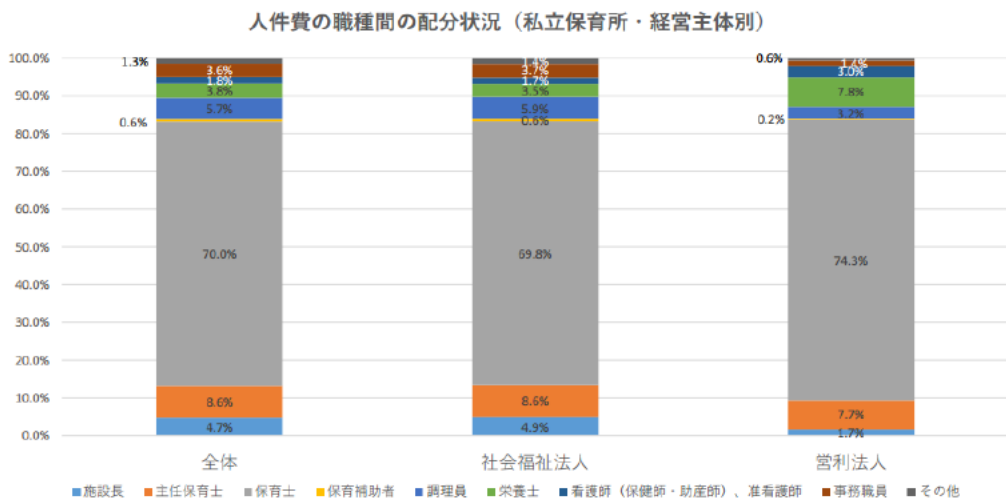
【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査（令和元年度実施）  
 ○平成31年3月分の月額給与（決まって支給する給与＋手当）に、平成30年度分の一時金（賞与、その他の臨時支給分等）の1/12を加えたものを、各職員の給与月額として算出。  
 ○各職員の給与月額を、施設類型別に職種区分ごとに集計し、施設類型別の全体額に占める割合として、人件費の職種間の配分状況を算出。

■ 図表 147 【人件費の職種間の配分状況・施設類型別×経営主体別】私立保育所

人件費の職種間の配分状況（施設類型別×経営主体別）

○ 施設類型別×経営主体別の人件費の職種間の配分状況は下図の通り。

【人件費の職種間の配分状況・施設類型別×経営主体別】私立保育所



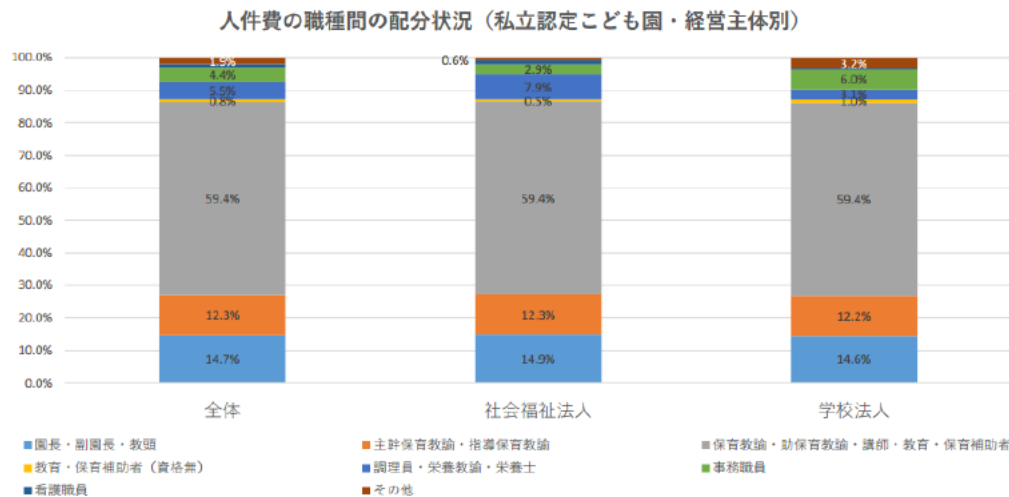
【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査（令和元年度実施）  
 ○平成31年3月分の月額給与（決まって支給する給与＋手当）に、平成30年度分の一時金（賞与、その他の臨時支給分等）の1/12を加えたものを、各職員の給与月額として算出。  
 ○各職員の給与月額を、施設類型別に職種区分ごとに集計し、施設類型別の全体額に占める割合として、人件費の職種間の配分状況を算出。

■ 図表 148 【人件費の職種間の配分状況・施設類型別×経営主体別】私立認定こども園

**人件費の職種間の配分状況（施設類型別×経営主体別）**

○ 施設類型別×経営主体別の人件費の職種間の配分状況は下図の通り。

【人件費の職種間の配分状況・施設類型別×経営主体別】私立認定こども園



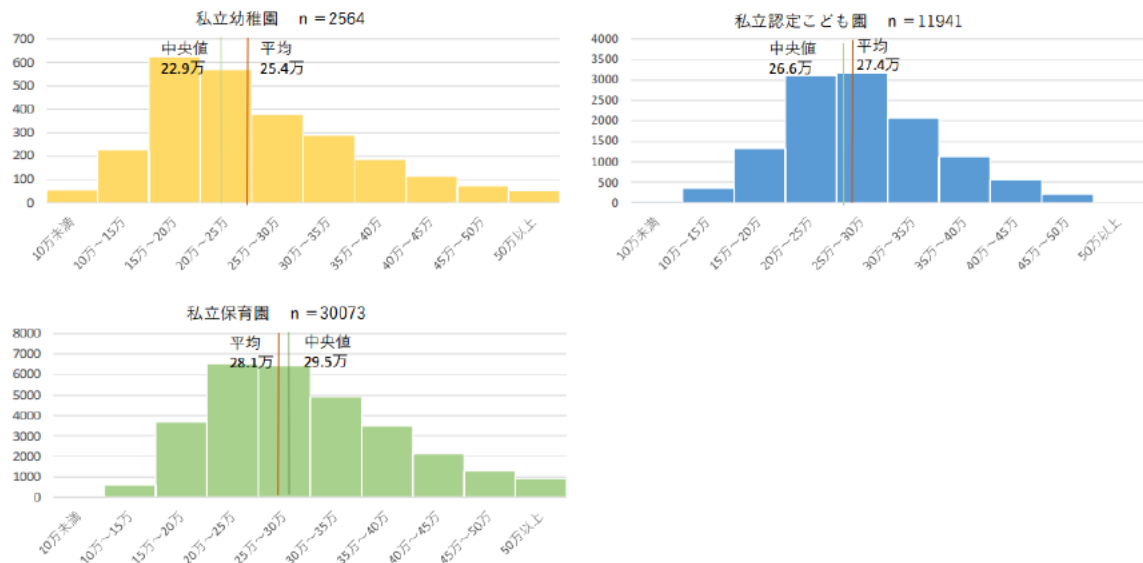
【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査（令和元年度実施）  
 ○平成31年3月分の月額給与（決まって支給する給与＋手当）に、平成30年度分の一時金（賞与、その他の臨時支給分等）の1/12を加えたものを、各職員の給与月額として算出。  
 ○各職員の給与月額を、施設類型別に職種区分ごとに集計し、施設類型別の全体額に占める割合として、人件費の職種間の配分状況を算出。

■ 図表 149 【職員の1月当たり給与の平均と分布（施設類型別）】教諭・保育士等

**幼稚園・保育所・認定こども園の職員の給与（施設類型別）**

○ 施設類型別の教諭・保育士等（非常勤を含む。）の1月当たり給与の分布は下図の通り。  
 ・幼稚園・認定こども園については（保育）教諭、助（保育）教諭、講師、教育（・保育）補助者を含み、保育所については保育士、保育補助者の分布。

【職員の1月当たり給与の平均と分布（施設類型別）】教諭・保育士等



【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査（令和元年度実施）

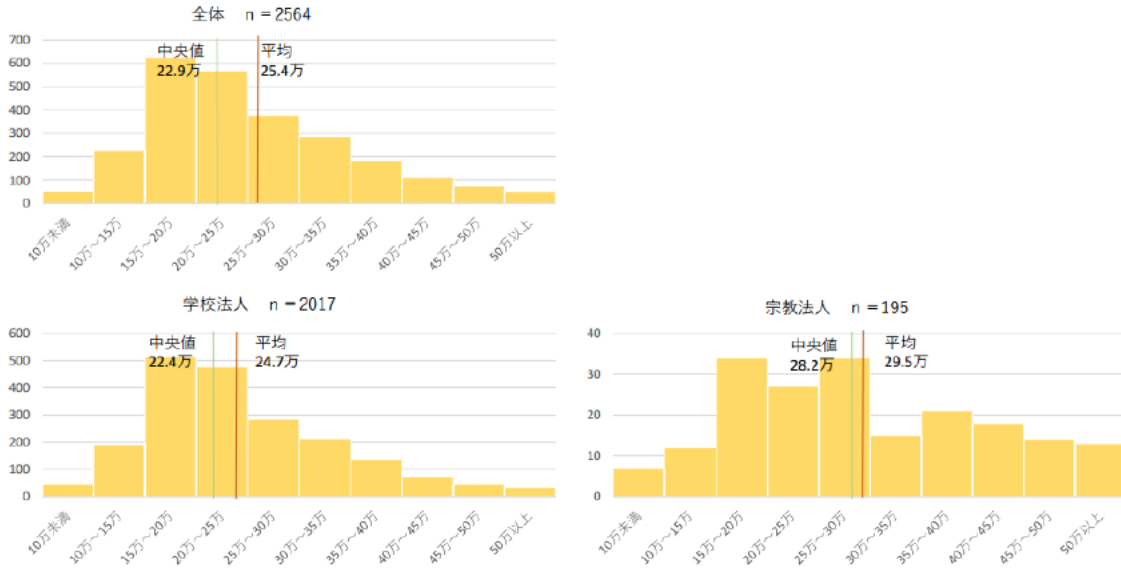
■ 図表 150 【職員の1月当たり給与の平均と分布(施設類型別×経営主体別)】

私立幼稚園×教諭等

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の給与(施設類型別×経営主体別)

○ 施設類型別×経営主体別の1月当たり給与の分布は下図の通り。  
 ・私立幼稚園については、教諭、助教諭、講師、教育補助者を含み、非常勤である場合を含む。

【職員の1月当たり給与の平均と分布(施設類型別×経営主体別)】 私立幼稚園×教諭等



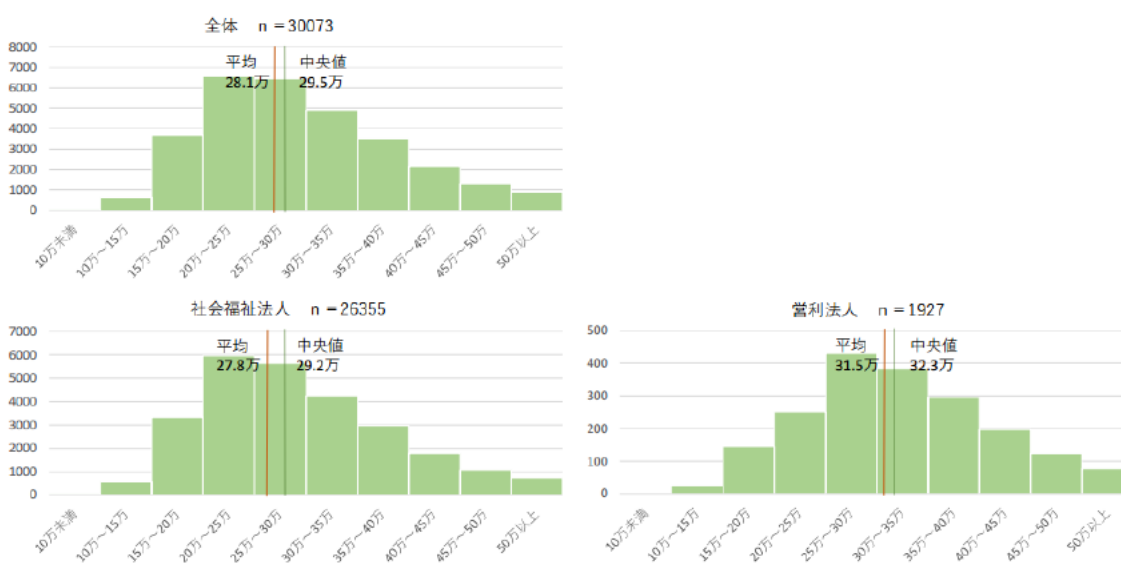
【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査(令和元年度実施)

■ 図表 151 【職員の1月当たり給与の平均と分布(施設類型別×経営主体別)】私立保育所×保育士

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の給与(施設類型別×経営主体別)

○ 施設類型別×経営主体別の1月当たり給与の分布は下図の通り。  
 ・私立保育所については、保育士のみであり、非常勤である場合を含む。

【職員の1月当たり給与の平均と分布(施設類型別×経営主体別)】 私立保育所×保育士



【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査(令和元年度実施)

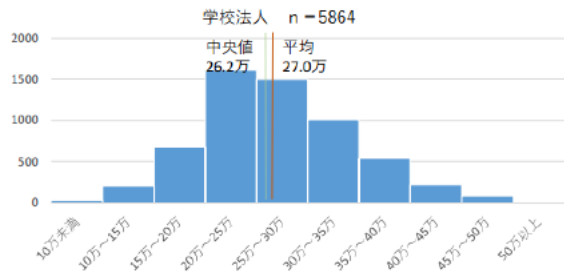
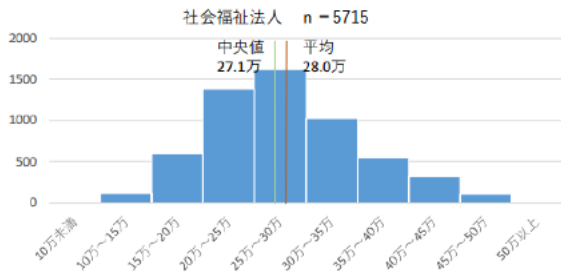
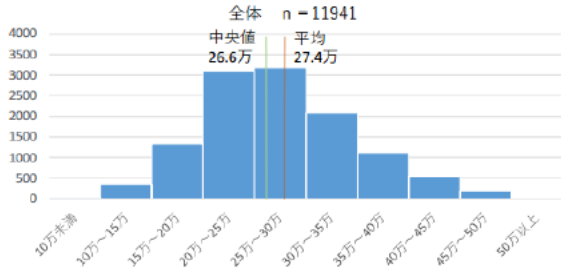
■ 図表 152 【職員の1月当たり給与の平均と分布(施設類型別×経営主体別)】

私立認定こども園×保育教諭等

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の給与(施設類型別×経営主体別)

○ 施設類型別×経営主体別の1月当たり給与の分布は下図の通り。  
 ・私立認定こども園については、保育教諭、助保育教諭、講師、教育・保育補助者を含み、非常勤である場合を含む。

【職員の1月当たり給与の平均と分布(施設類型別×経営主体別)】 私立認定こども園×保育教諭等



【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査(令和元年度実施)

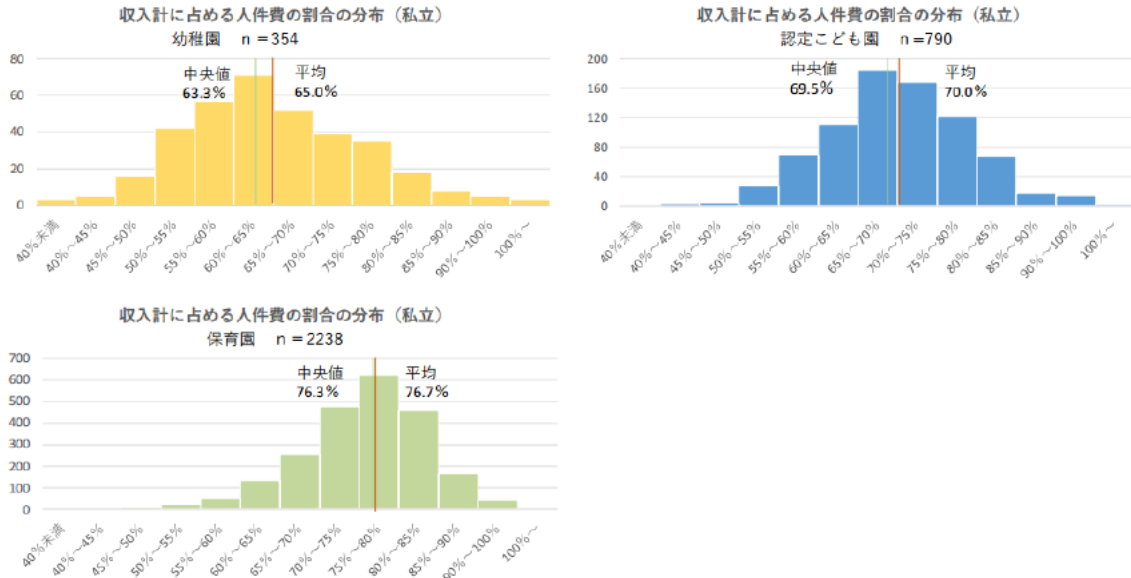
c.収入・支出及び資産の関係

■ 図表 153 収入計に占める人件費の割合の分布(施設類型別)

**収入計に占める人件費の割合(施設類型別)**

○ 施設類型別の収入計に占める人件費の割合の分布は下図の通り。

【収入計に占める人件費の割合の分布(施設類型別)】



【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査(令和元年度実施)

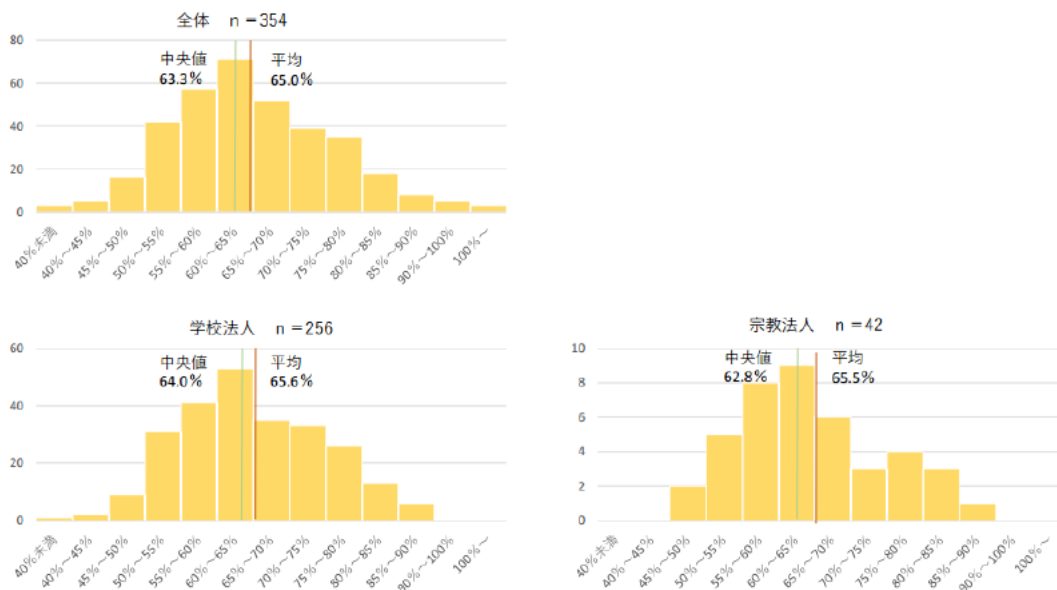
■ 図表 154 【収入計に占める人件費の割合の分布(施設類型別×経営主体別)】

私立幼稚園(新制度)

**収入計に占める人件費の割合(施設類型別×経営主体別)**

○ 施設類型別×経営主体別の収入計に占める人件費の割合の分布は下図の通り。  
・学校法人立と宗教法人立とを比較すると、ほぼ同様の分布となっている。

【収入計に占める人件費の割合の分布(施設類型別×経営主体別)】私立幼稚園(新制度)



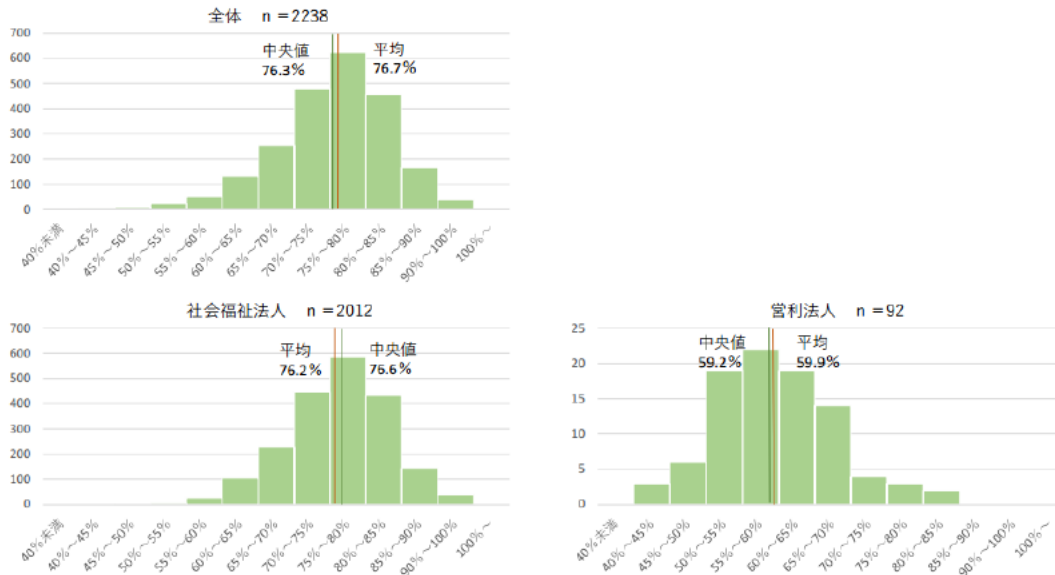
【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査(令和元年度実施)

■ 図表 155 【収入計に占める人件費の割合の分布(施設類型別×経営主体別)】私立保育所

収入計に占める人件費の割合 (施設類型別×経営主体別)

○ 施設類型別×経営主体別の収入計に占める人件費の割合の分布は下図の通り。  
 ・社会福祉法人立と営利法人立とを比較すると、営利法人立の「人件費」の割合が低く分布しているが、これは、営利法人における「事務費」には、派遣職員に係る「派遣委託費」が含まれており、「人件費」の割合が低くなっていることによるものと考えられる。

【収入計に占める人件費の割合の分布(施設類型別×経営主体別)】私立保育所



【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (令和元年度実施)

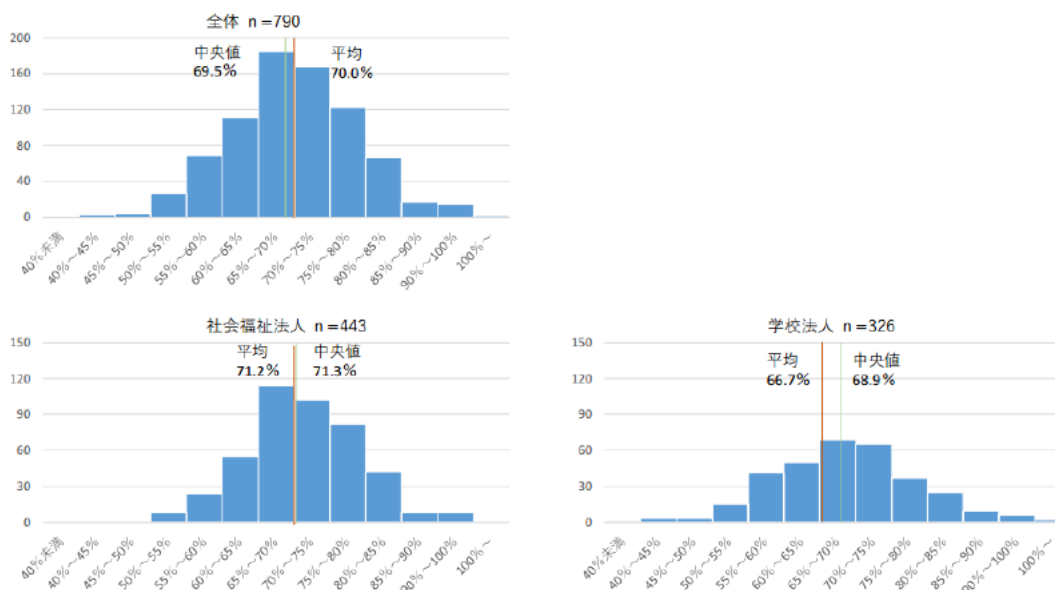
■ 図表 156 【収入計に占める人件費の割合の分布(施設類型別×経営主体別)

私立認定こども園

収入計に占める人件費の割合 (施設類型別×経営主体別)

○ 施設類型別×経営主体別の収入計に占める人件費の割合の分布は下図の通り。  
 ・社会福祉法人立と学校法人立とを比較すると、社会福祉法人立の「人件費」の割合がやや高く分布している。

【収入計に占める人件費の割合の分布(施設類型別×経営主体別)】私立認定こども園



【出典】幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (令和元年度実施)

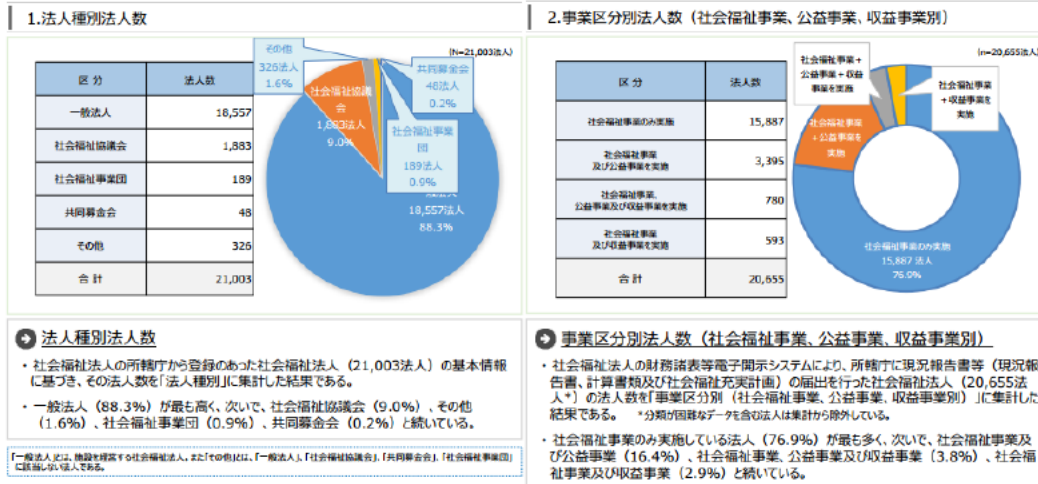
### 3-2-5. 社会福祉法人の計算書類等

■ 図表 157 社会福祉法人の財務諸表等情報開示システムについて

**社会福祉法人の財務諸表等情報開示システムについて**

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第5項に基づき、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースとして整備。
- 各社会福祉法人が所轄庁に届け出た計算書類等について、都道府県を通じて集約し公表。

【参考】集約結果（令和2年度版）



■ 図表 158 定義・留意事項

### 定義・留意事項

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化し、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みが存在。
- 社会福祉充実計画を策定している法人は全体の1割に満たないこと、また、その用途も定まっていることから、今回の分析においては考慮せず、一般的に流動性が高いと考えられる資産（現金預金・積立金）を用いた分析を実施。なお、これらの資産についても、実際は社会福祉充実財産の算定過程において、算定の基礎となる資産や控除する将来必要となる費用に含まれていることに留意。
- なお、実際の分析作業については、分析の方向性を指示したうえで、財務諸表等情報開示システムの運営を委託している福祉医療機構に依頼したもの。
- 2020年度決算の法人単位事業活動計算書（≒損益計算書）の各サービス別収益（介護保険事業収益・障害福祉サービス等事業収益・保育事業収益）がサービス活動収益全体の90%超の法人を、それぞれ「介護」「障害」「保育」と表記。
- 現預金・積立金の定義  
法人単位貸借対照表の流動資産の「現金預金」を現預金、同様に純資産の「その他の積立金」を積立金という。
- 社会福祉法人の資産の管理運用は、安全、確実な方法において行うとされていることから、有価証券を有する法人は少数であり、かつ、少額であることから対象から除外。

#### 分析対象法人の経営指標（事業活動計算書ベース）

	単位	介護	障害	保育	(参考)社会福祉法人全体
法人数	-	3,684	1,831	7,647	20,655
1法人当たり職員数	人	114.3	62.9	40.4	86.7
サービス活動収益対人件費率	%	66.7	67.5	73.5	66.5
サービス活動収益対事業費率	%	14.9	11.2	10.3	14.6
サービス活動収益対事務費率	%	10.9	10.7	8.4	10.2
サービス活動収益対減価償却費率	%	5.6	3.8	3.1	4.3
サービス活動増減差額比率	%	1.7	3.8	4.6	2.7
経常増減差額比率	%	1.8	4.5	5.1	3.2
職員1人当たりサービス活動収益	千円	6,203	6,437	5,682	6,591
赤字法人割合	%	41.2	25.7	26.3	31.4



■ 図表 159 収益規模別の現預金・積立金

## 収益規模別の現預金・積立金

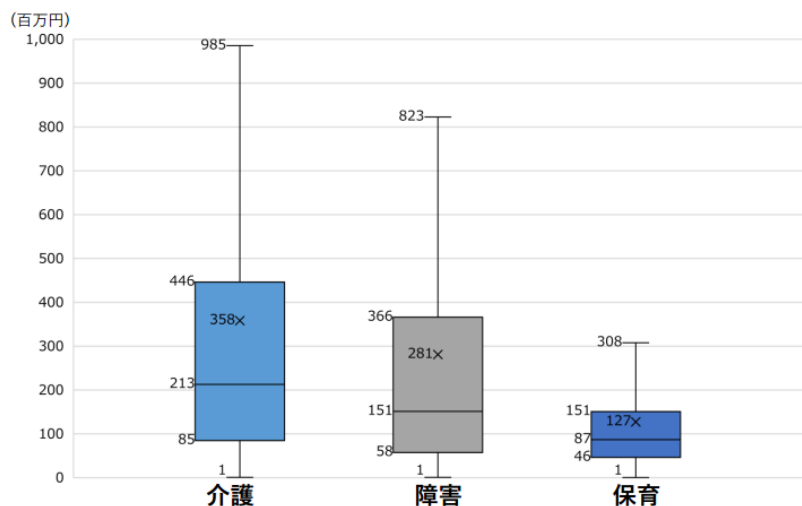
収益規模	法人数	平均 現預金+積立金 (百万円)	(現預金+積立金) 規模							平均従事者数 (人)	職員1人当 たり現預 金・積立金 (百万円)
			1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
1億円未満	1,774	52.7	11.9%	48.4%	28.1%	11.2%	0.2%	0.1%	0.1%	15.0	3.53
1億円以上 5億円未満	8,461	144.7	2.3%	19.4%	27.8%	39.8%	7.6%	2.8%	0.4%	41.0	3.53
5億円以上 10億円未満	2,015	383.6	0.6%	3.8%	10.2%	37.0%	22.7%	20.9%	4.9%	111.9	3.43
10億円以上 20億円未満	689	649.6	0.6%	1.2%	3.5%	22.5%	21.9%	30.2%	20.2%	216.0	3.01
20億円以上 30億円未満	115	1,005.3	0.0%	0.0%	0.9%	7.8%	15.7%	40.0%	35.7%	366.2	2.75
30億円以上 40億円未満	27	1,630.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	37.0%	51.9%	520.2	3.13
40億円以上 50億円未満	17	2,100.4	0.0%	0.0%	5.9%	5.9%	0.0%	11.8%	76.5%	637.0	3.30
50億円以上	28	2,366.6	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	3.6%	7.1%	85.7%	1,084.9	2.18

収益規模が大きいほど、現預金・積立金の規模は大きくなる。ただし、職員1人当たり現預金・積立金はどの収益規模であっても大きな差はないことから、大きな法人でも過大な現預金・積立金を保有しているとは言えない。

※ 社会福祉施設のほとんどは厳格な職員配置基準が設けられていることから、法人の職員数が多いということは、有している施設の定員の総合計が多いということとほぼ同義である。つまり、入所者・利用者数当たりの現預金・積立金もほぼ一定であると推察される。

■ 図表 160 現預金・積立金のばらつき(事業別)

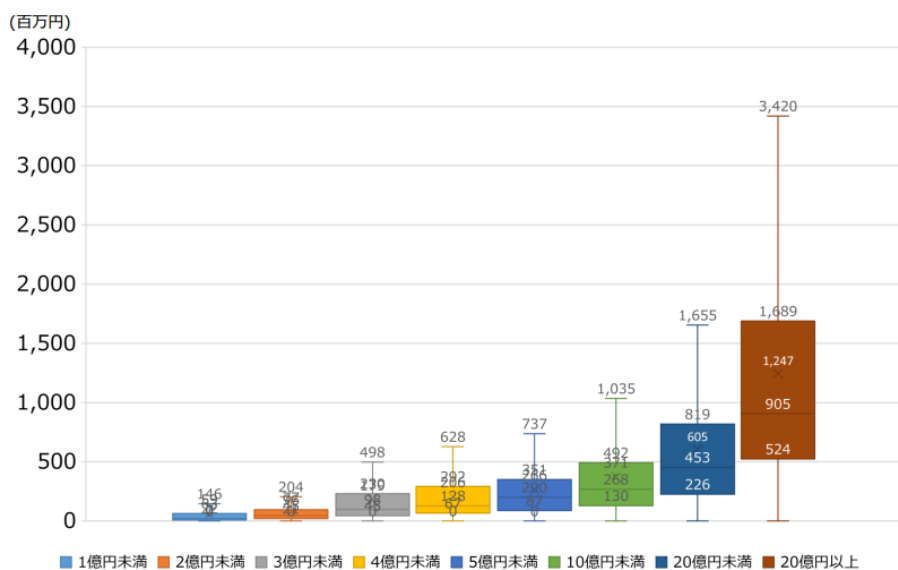
## 現預金・積立金のばらつき(事業別)



介護は最もばらつきがある。障害も介護と同様の傾向であるが、保育は金額も少ないうえにばらつきも少ない。

■ 図表 161 (参考)現預金・積立金のばらつき(収益規模別・介護)

(参考) 現預金・積立金のばらつき (収益規模別・介護)

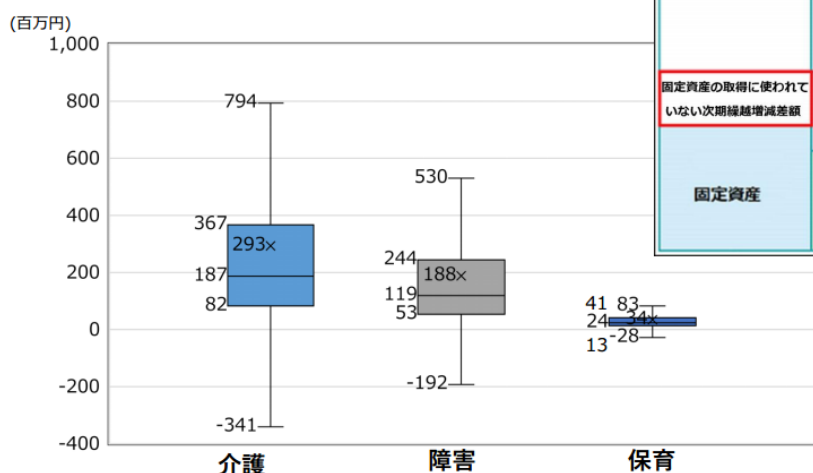


収益規模が大きくなるほどばらつきがみられる。障害と保育も同様の傾向となっている。

■ 図表 162 固定資産の取得に使われていない次期繰越活動増減差額

固定資産の取得に使われていない次期繰越活動増減差額

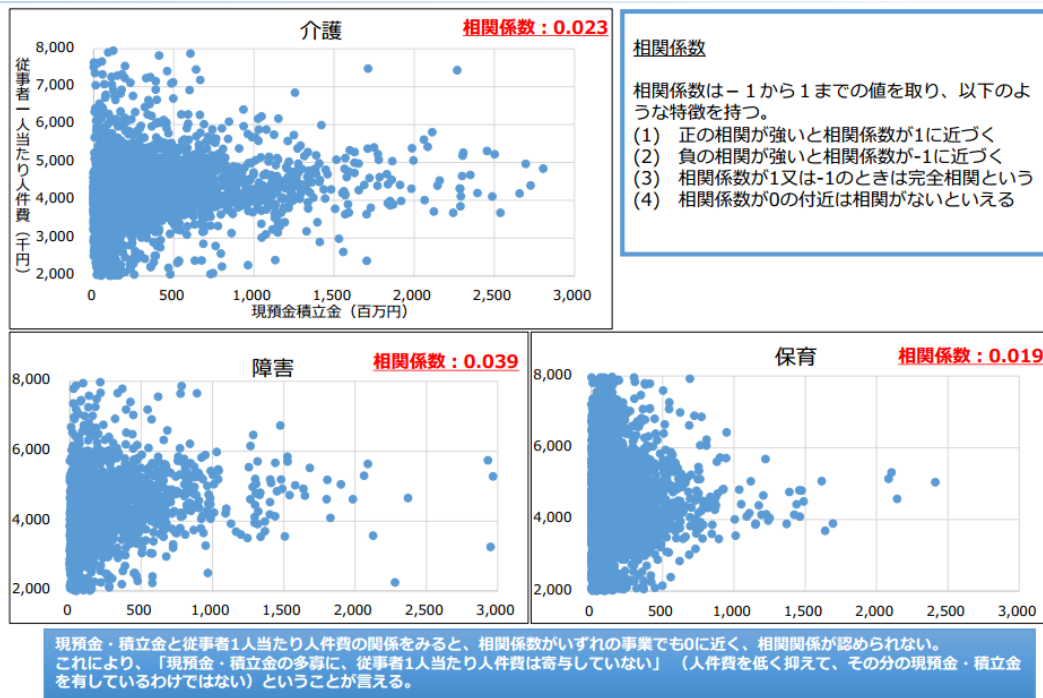
固定資産の取得に使われていない次期繰越活動増減差額  
 = (固定負債 + 純資産) - 固定資産



固定資産は自己資金・補助金(純資産に計上)や借入金(固定負債に計上)で取得する。流動資産と流動負債を相殺し、「(固定負債+純資産)-固定資産」を算出すると、固定資産の取得に使われていない次期繰越活動増減差額(≒毎年の利益の積み上げ)がどれくらいあるのかわかる。保育は、ほかの事業と比べるとばらつきが少ない上、固定資産の取得に使われていない次期繰越活動増減差額も少ない。

■ 図表 163 現預金・積立金と職員 1 人当たり人件費の関係

### 現預金・積立金と職員1人当たり人件費の関係



■ 図表 164 現預金回転月数(事業別・収益規模別)

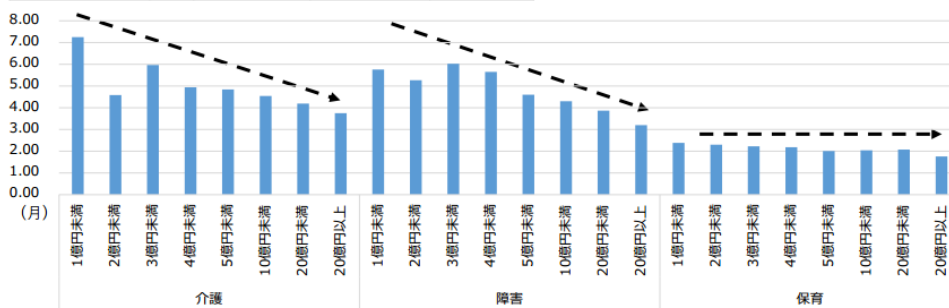
### 現預金回転月数 (事業別・収益規模別)

収益規模		介護	障害	保育
全体	月	4.43	4.57	2.18
1億円未満	月	7.26	5.76	2.38
2億円未満	月	4.59	5.27	2.30
3億円未満	月	5.97	6.02	2.22
4億円未満	月	4.95	5.65	2.18
5億円未満	月	4.85	4.60	2.01
10億円未満	月	4.54	4.31	2.05
20億円未満	月	4.19	3.87	2.07
20億円以上	月	3.75	3.20	1.76

※現預金回転月数は、1か月当たりの収益を算出し、法人が手元資金として何か月分の収益にあたる現預金を保有しているかを表す数値。

(算定式)  

$$\text{現預金} \div (\text{サービス活動収益計} \div 12)$$
 1か月当たりの収益

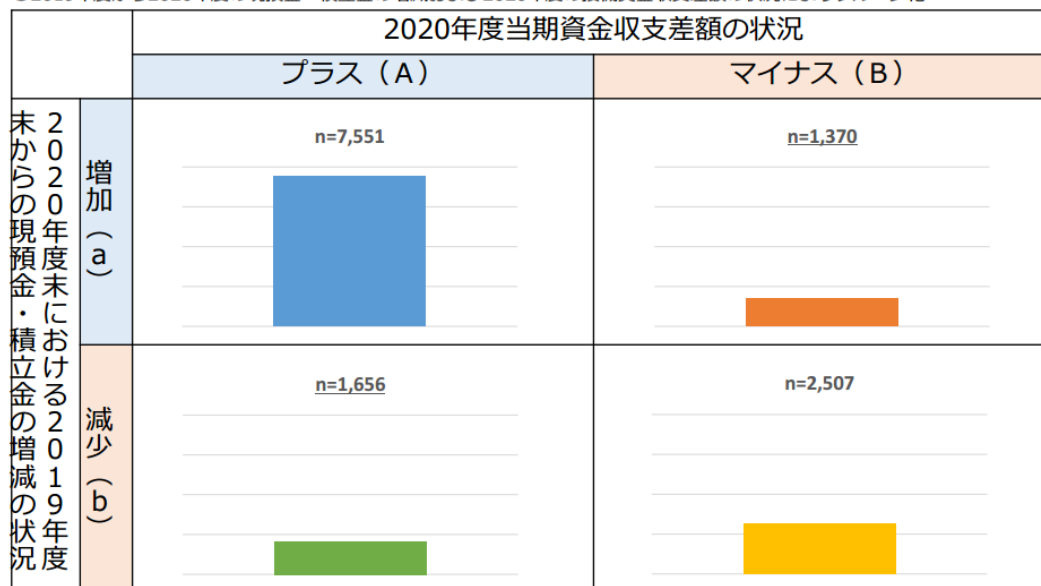


介護・障害は、収益規模が小さい場合、多くの月数分の現預金を所有しており、収益規模が大きくなるにつれて現預金が少ない月数分となる傾向がある。一方、保育はいずれの規模においても2か月程度の現預金となっている。

■ 図表 165 資金収支と現預金・積立金との関係①

資金収支と現預金・積立金との関係①

○2019年度から2020年度の現預金・積立金の増減および2020年度の投機資金収支差額の状況によりグループ化



2020年度当期資金収支差額と2019年度からの現預金・積立金増減の状況に応じてグループ化したところ、当期資金収支差額がプラスかつ現預金・積立金が前年度から増加した法人 (A a欄) や、当期資金収支差額がマイナスかつ前年度から現預金・積立金が減少した法人 (B b欄) が大半である。一方、この傾向とは異なる動きをしているグループも少なからずあり、それらのグループに収益規模や実施事業などの共通点が見られないことから、一律に収支だけで現預金・積立金の増減を測ることが適当ではないことがわかる。

■ 図表 166 資金収支と現預金・積立金との関係②

資金収支と現預金・積立金との関係②

○2か年度同一法人の貸借対照表における1法人当たり増減額(2020-2019)

単位：千円

値	全体 (n=13,084)	当期資金収支差額プラス (n=9,207)		当期資金収支差額マイナス (n=3,877)			
		現預金・積立金 増加 (n=7,551)	現預金・積立金 減少 (n=1,656)	現預金・積立金 増加 (n=1,370)	現預金・積立金 減少 (n=2,507)		
					現預金・積立金 増加	現預金・積立金 減少	
資金収支計算書_当期資金収支差額合計	7,208	19,374	20,543	14,041	△ 21,684	△ 16,328	△ 24,611
現金預金+その他の積立金	10,027	19,043	29,022	△ 26,458	△ 11,384	20,637	△ 28,883
流動資産	8,240	17,379	20,848	1,561	△ 13,465	2,665	△ 22,279
うち現金預金	6,980	15,476	20,556	△ 7,690	△ 13,194	3,702	△ 22,426
うち事業未収金	295	600	172	2,550	△ 428	△ 1,501	159
うち未収補助金	850	852	△ 225	5,767	844	1,539	464
固定資産	12,399	6,423	2,938	22,318	26,589	37,656	20,542
うち基本財産	6,719	2,222	△ 3,915	30,205	17,398	10,622	21,101
うち土地	2,631	2,198	1,585	4,990	3,658	1,854	4,644
うち建物	5,108	1,138	△ 4,368	26,242	14,536	10,403	16,795
うちその他の固定資産	5,680	4,201	6,852	△ 7,887	9,191	27,033	△ 559
うち退職給付引当資産	556	569	573	553	524	532	519
資産の部合計	20,638	23,802	23,786	23,879	13,124	40,320	△ 1,738
流動負債	1,380	△ 874	1,047	△ 9,634	6,731	17,720	727
うち短期運営資金借入金	59	△ 790	△ 666	△ 1,352	2,073	4,553	717
うち事業未払金	546	△ 365	415	△ 3,918	2,708	6,377	703
うち1年以内返済予定設備資金借入金	155	703	505	1,608	△ 1,148	△ 1,088	△ 1,180
固定負債	3,968	3,975	2,365	11,319	3,952	8,043	1,716
うち設備資金借入金	103	△ 873	△ 3,156	9,537	2,418	6,000	461
うち長期運営資金借入金	2,764	3,712	4,373	695	513	1,157	161
純資産の部	15,191	20,611	20,262	22,204	2,320	14,493	△ 4,331
うち国庫補助金等特別積立金	1,448	483	△ 2,297	13,161	3,740	3,678	3,775
うちその他の積立金	3,047	3,568	8,466	△ 18,768	1,809	16,935	△ 6,456
うち次期繰越活動増減差額	10,194	15,873	13,503	26,678	△ 3,291	△ 6,106	△ 1,753
負債及び純資産の部合計	20,539	23,713	23,674	23,889	13,003	40,255	△ 1,889

収支が現預金・積立金の増減と一致していない理由としては、短期借入金の増減や未収金・未払金の増減などが挙げられる。当期資金収支差額がマイナスで前年度から現預金・積立金が増加している法人は、短期借入金や事業未払金が多く増加している。

### 3-3. 今後の費用の継続的な見える化について

#### 3-3-1. 公的価格評価検討委員会での議論

今後の費用の継続的な見える化については、公的価格評価検討委員会において、令和4年12月2日に、以下のとおり取りまとめられている。

##### 1. 基本的な考え方

本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。

しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

##### 2. 今後の取組

###### (1) 共通事項

看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきである。

また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

###### (2) 個別の分野ごとの取組

###### ① 医療分野

医療法人については、厚生労働省において、施設別の詳細な経営情報の提出を求め、医療法人の経営情報のデータベースを構築する新たな制度を検討している。継続的な費用の見える化を進める観点から、新たな制度について、令和5年度の可能な限り早期に開始することを目指し、必要な法案提出等の作業を進めるべきである。

また、職種ごとの給与費の合計額等については、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上を図る観点からは、本来、新しい制度の中で提出を義務とすることが極めて重要である。

このため、仮に職種ごとの給与費の合計額等の提出を直ちに義務とすることが難しいとしても、新しい制度の発足後、提出を強力かつ継続的に求めるとともに、その施行状況を踏まえ、義務化も含めて不断の改善を図るべきである。

## ②介護分野

介護サービス事業者については、厚生労働省において、経営状況を詳細に把握・分析し、介護保険制度に係る施策の検討等に活用できるよう、介護サービス事業者が財務情報等の経営に係る詳細な情報を定期的に都道府県知事に届け出ることとし、厚生労働大臣が当該情報に係るデータベースを整備することを検討している。

また、介護サービス情報公表制度についても、介護サービス事業者の財務状況を公表することを検討している。

こうした取組は、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上に資するものであり、必要な法案提出を含め、次期介護保険制度改正において着実に実施すべきである。その上で、データベースの整備に当たっては、医療分野と同様、職種ごとの給与費の合計額等を継続的に把握できるよう対応すべきである。

## ③障害分野

障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務書類の報告・公表が義務化されているにもかかわらず、「障害福祉サービス等情報検索」での財務状況の公表が低調となっている（全事業所等の4割程度）。このため、障害福祉サービス等事業者については、法令に従って財務状況を公表するよう徹底するべきである。

また、医療分野、介護分野で検討が進められている経営情報のデータベース化の状況を踏まえ、医療分野、介護分野と同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

## ④保育・幼児教育分野

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年度とされている。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきである。

また、他の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえ、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

### 3-3-2. 今後の課題や留意点

医療経済実態調査等について、3-2で既存の調査結果の分析を行ったが、来年度以降も費用の使途の見える化を通じた透明性の向上を図る観点から、今後、継続的に分析を行うに当たっては、以下の点について留意して分析を行うことが適当と考えられる。

- ・ 国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうかを透明化する観点からは、分析の結果等について、国民にも適切にわかる形で示していくことが重要ではないか。
- ・ 看護職員、介護・障害福祉職員、保育士など、医療、介護、障害、保育・幼児教育の分野において、処遇改善の対象とされている特定の職種一人当たりの付加価値とその平均給与との関係も併せて分析してはどうか。
- ・ 一人当たり付加価値が高く、平均給与も高い場合であっても、給与が高い結果、経営状態は悪くなっている可能性もあり、そうした経営状態も併せて分析してはどうか。
- ・ さらに、散布図上で外れ値のような部分については、ヒアリング調査等を実施することで、確認された要因を視点・指標として、さらに分析を深めることが可能ではないか。
- ・ 特に医療の分野について、規模別での分析として、例えば、サンプル数が多い医療法人について、200床未満と200床以上で分けてはどうか。また、医療法人の中で、医療特化型の病院群と医療介護複合体のような介護を幅広に行っている病院群に分けて分析してはどうか。
- ・ 分析結果を示す際には、個人立の施設の場合は人件費に開設者の報酬が含まれないなど、開設主体ごとの会計区分の違いに留意する必要があるのではないか。
- ・ 介護、障害の分野については、報酬における地域区分の影響など、地域差にも留意する必要があるのではないか。
- ・ 保育・幼児教育の分野については、公定価格は積み上げ方式となっていること、保育所・幼稚園等では収益事業により収入を増やすことは困難であること、施設類型や経営主体の種別が多様であることなども踏まえて、他の分野での検討状況を踏まえつつ別途検討を深める必要があるのではないか。また、処遇改善が保育の質の向上にどのようなつながったかといった観点にも留意する必要があるのではないか。
- ・ 介護、障害、保育・幼児教育の分野において、1つの法人が複数の事業所を運営している場合に、規模による効率化を分析するためにも、法人の規模別での分析を行えるようにすることが重要ではないか。また、本部・事業所間又は事業所同士での資金の繰入等について分析を深め、事業所及び法人全体としての経営状況の見える化を図ることが重要ではないか。

さらに、今回の分析で留まらず、今後も、各分野ごとの状況等も勘案しつつ、専門的な知見も踏まえて、継続的な分析の手法の検討を行っていくことが適当と考えられる。

また、医療分野、介護分野においては、経営情報のデータベース化の取組が進められている。今般分析した医療経済実態調査等はサンプル調査であり、経年での比較が困難である等の限界もあったところ、新たなデータベースにおいては、今般の分析手法や、上記の留意点も踏まえ、費用の使途の透明性向上を図る観点から、経年比較も含めた分析を行うことが適当と考えられる。

その際、医療経済実態調査等で得られる情報と異なる情報の活用が可能となる場合には、今般の分

析手法にとどまらず、さらに多様な視点からの分析が進められることを期待したい。

あわせて、新たなデータベースの活用により、医療経済実態調査等と比較して、よりタイムリーにデータを入手し、分析することが可能であると考えられることから、よりきめ細やかな支援や、分析の過程で得られた示唆も含め、分析結果の施設・事業所への還元にも活用されることも期待される。

また、新たなデータベース構築に際しては、事業所 ID 等について共通のものを用い、関連する他の調査に基づく情報と連携することにより、多角的な分析が可能となると考えられる。特に、医療分野においては、病床機能報告等との連携により、提供される医療の機能と経営状況の関係について、より詳細な分析が行われることを期待したい。

なお、広く平等に情報開示をしていくという観点からは、中長期的には医療法人以外の経営主体についても、経営情報の分析の取組が進められることが望ましい。

障害・保育分野においても、医療・介護分野で検討が進められている経営情報のデータベース化の状況を踏まえ、医療分野・介護分野と同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じた上で、多様な視点から、経年比較も含めた分析やタイムリーなデータ分析を行うことが適当と考えられる。

また、保育分野においては、定期的な調査の実施について検討するに際しては、公定価格の水準については地域による差があることから、都道府県別、人口規模別、地域区分別等の観点から分析することも必要と考えられる。平均在職年数、常勤・非常勤の違い、職員配置状況、定員規模別、地域別、設置主体別など、丁寧に把握することが可能となるよう検討を進めることが適当と考えられる。

最後に、見える化を進めるに当たっては、施設、事業所の負担軽減についても考慮する必要があり、例えば、施設、事業所から情報を行政機関に提出する際には、施設、事業所の負担軽減に配慮しながらデジタル化を進めることは必要不可欠である。これにより、施設、事業所の負担軽減と併せて、一層の迅速なデータ収集・分析も可能となり、より効率的・効果的な政策遂行の実現にも資するものと考えられる。



## 付録 施設・事業所へのアンケート及びヒアリングの結果について

---

公的価格の対象となる施設・事業者を対象としてアンケート及びヒアリングを実施しており、下記のような意見が挙げられている。

※実施期間:令和5年2月3日～3月1日

※アンケート回答施設・事業所数:35(うちヒアリング実施施設・事業所数:3)

**【Q1】施設別に、職種ごとの平均賃金を報告(・開示)する場合、実務的にどのようなことが課題となるか。**

- 勤務日数等などが均一でないため、平均化が困難である。(一般診療所/医療法人)
- 「シンプルではない書類を提出させられる」という負担が発生すると思われる。(保育所/個人)
- 提出することに問題はないが、職員が等級別に分かれており、それに対して、例えば看護職は看護師の職務手当が付くので、看護師というくくりで平均を出しても、大まかな等級ベースの平均になりかねない部分がある。(生活介護施設/社会福祉法人)
- 職員間のわだかまり(病院/個人立)
- 職員間の賃金格差(介護老人保健施設/社会福祉法人)
- 職域で賃金差があり、職務だけで比べられない(認定こども園/学校法人)

**【Q2】勤続年数別に報告(・開示)する場合は、実務的にどのようなことが課題となるか。**

- 年功序列であがっていくわけではなく、等級で管理している。勤続年数が短くても、役職者の方が高い場合もありえる。(生活介護施設/社会福祉法人)

**【Q3】職種ごとの賃金上昇率を報告(・開示)する場合、実務的にどのようなことが課題となるか。**

- 職種だけの賃金体系ではないので開示によって不満が出てくる(一般診療所/医療法人)
- 給与表があるので、定期的に分と昇給昇格した時に上がる分は出せる。ただ、計算するのは難しい。(生活介護施設/社会福祉法人)
- 基本給については出せるが、残業代を含めると数字が変わってくるのではないかと。残業を含めた処遇を考えないと実態が反映されないように思う。(認証保育所/個人立)

**【Q4】処遇改善のために活用できる資産と、修繕・立替え投資のための積立金など処遇改善以外を目的とする資産とを区分することができるか。それは計算書類等にどのように表れているか。**

- 法人本部も一つの拠点という形になっていて、区分間繰入金という形にしている。各拠点からいくらか本部に繰入れし、それを新規事業や修繕・建て替えのための積立金のような形での区分にしている。本部では拠点間繰入金収入、事業所では拠点間繰入金支出という計算書等に表れる。(生活介護施設/社会福祉法人)

- 集計業務をしなくてはならない(障がい者通所施設/社会福祉法人)
- 職員に支給している給料についての数字は、全て自分が決めて算出している。それが補助金の使途として問題になったことはないので報告はできる。どちらにしても使途は施設に委ねられているので、目的補助金のような形にせず、全て運営費一括くれたほうが、書類や報告もしやすい。(認証保育所/個人立)

**【Q5】 社会福祉法人は拠点区分ごとに資産を報告(・開示)することになっているが、他の開設主体についても同様の対応をすれば、複数の事業を行っている場合に、事業ごとに資産を振り分けることについて、どのようなことが課題となるか。**

- どうしても収益の上がりにくい事業(グループホームや相談支援)に関しては、拠点間の繰入金を本部からその事業に補填するという形で、柔軟にやっている。(生活介護施設/社会福祉法人)
- 処遇改善のために資産を積み立てることは一切していない。事業所としてそこまでの余裕はないので、あくまで経費の中で出せる範囲で給与とボーナスを払うという形である。(認証保育所/個人立)

**【Q6】 施設別の事業収益、事業費用を報告(・開示)する場合、実務的にどのようなことが課題となるか。**

- 報告するフォーマット等に適合させる作業が必要となる(障がい者通所施設/社会福祉法人)
- 障害分野では開示義務があるので、事業収益や事業費用を元々出さないといけない。(生活介護施設/社会福祉法人)
- 学校法人会計が特殊なため、社福などと比較すると異常値を示すケースが多い。(認定こども園/学校法人)

**【Q7】 委託費の中で、委託先の従業員の賃金に当たる部分とそうでない部分とを区分することができるか。**

- 派遣の人件費は、人件費としては計上していない。業務委託費のうち人材派遣の費用を抽出することは可能だと思うが、その人と派遣会社に払っている部分の中身がどうなっているのかはわからない。(生活介護施設/社会福祉法人)

**【Q8】 採用費を報告(・開示)する場合、実務的にどのようなことが課題となるか。**

- 仕訳伝票から抽出することできるが、採用のコストは事務費の中に入ってしまった。採用に関わった職員の人件費については、なお難しい。(生活介護施設/社会福祉法人)

**【Q9】 職員の賃金の改善のための取り組み**

- 職員個別面談、第三者評価での意見等を参考に検討している。(施設入所介護/社会福祉法人)

- 資格取得で賃金アップ、スキルアップと共に賃金アップ。（通所介護/株式会社）
- 公定価格などで支弁される処遇改善加算よりも多くの処遇改善手当を支給している。（認定こども園/学校法人）

**【Q10】 施設・事業所の収入を増やすための取り組み**

- SNSを活用する。（一般診療所/医療法人）
- 健診者数の増加。（一般診療所/個人）
- 新患を増やすための工夫と手術や紹介を増やすための繋がりを構築。（一般診療所/個人）
- 職種とこえたミーティングを実施し、現状と今後に向けて多方面から意見を吸い上げる。（介護老人福祉施設/社会福祉法人）
- 利用者様ファーストに取り組み現状の利用者様を健康、生活を守り、居宅営業、SNSの発信で大きくPRし、新しい事への挑戦も致している。（通所介護/株式会社）
- 経費の削減、欠席を見越した上での利用者管理、適切な従業員人数の雇用・配置（放課後等デイサービス/株式会社）
- 加算事業を可能な限り実施している。独自事業を実施したいが、行政監査の縛りで実施ができないことが多い。（認定こども園/学校法人）
- 利用者のニーズに合わせた料金設定を新設、スマホ対応のホームページ作成、パンフレットの作成と配布、地域の保育所や幼稚園と紹介し合う提携など。（認証保育所/個人立）